

栄町地域防災計画

災害応急対策編

【第 1 章 風水害対策計画】

【第 2 章 震災対策計画】

【第 3 章 大規模事故災害応急対策計画】

目 次

第1章 風水害対策計画	風-1
第1節 災害応急活動体制	風-1
1 災害応急活動体制【全部署】	風-1
2 警戒体制【全部署】	風-7
3 非常体制【全部署】	風-8
4 指定行政機関等の活動体制【全部署】	風-14
5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡【本部事務局】	風-15
第2節 情報の収集・伝達	風-16
1 風水害に関する情報の収集【本部事務局】	風-16
2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等【本部事務局】	風-17
3 土砂災害警戒情報等【本部事務局】	風-27
4 通信手段の確保【本部事務局】	風-29
5 通信施設が使用不能となった場合の措置【本部事務局】	風-30
6 被害情報の収集・報告【本部事務局】	風-30
7 災害報告【本部事務局】	風-32
8 気象警報等の伝達系統及び方法【本部事務局】	風-34
9 異常現象発見時における措置【本部事務局、経済建設部】	風-35
10 被害情報等収集報告取扱計画【本部事務局、消防部】	風-36
第3節 水害及び土砂災害対策活動	風-38
1 水害対策活動【経済建設部、消防部】	風-38
2 土砂災害対策活動【経済建設部】	風-38
3 被害の未然・拡大防止のための町民への注意喚起【本部事務局】	風-39
4 洪水防御計画【消防部】	風-40
第4節 災害広報	風-42
1 災害時の広報【総務部】	風-42
2 広聴活動【総務部】	風-43
3 報道機関への対応【総務部】	風-43
第5節 広域連携体制	風-44
1 県・市町村等への応援要請【本部事務局】	風-44
2 消防の広域応援要請【消防部】	風-45
3 上水道事業体の相互応援【経済建設部（長門川水道企業団）】	風-46
4 資料の提供及び交換【総務部】	風-46
5 経費の負担【総務部】	風-46
6 民間団体等との協定等の締結【本部事務局】	風-46
7 受援計画【本部事務局】	風-46
第6節 自衛隊の災害派遣	風-52
1 災害派遣要請【本部事務局】	風-52
2 災害派遣要請の範囲【本部事務局】	風-53
3 災害派遣部隊の受入体制【本部事務局】	風-54
4 派遣部隊の撤収要請【本部事務局】	風-55
5 経費負担区分【総務部】	風-55

6 陸上自衛隊の災害派遣計画【本部事務局】	風-55
第7節 災害救助法の適用	風-56
1 災害救助法の適用基準【本部事務局】	風-56
2 災害救助法の適用手続【本部事務局】	風-58
3 災害救助法による救助の実施者【本部事務局】	風-59
第8節 消防・救助救急・危険物等対策	風-60
1 消火活動【消防部】	風-60
2 救出活動【消防部】	風-63
3 危険物等の対策【消防部】	風-64
第9節 災害警備、防犯、交通対策等	風-66
1 災害警備【本部事務局】	風-66
2 防犯【本部事務局】	風-68
3 道路、橋梁等の危険箇所の把握【経済建設部】	風-68
4 応急措置【経済建設部】	風-68
5 交通規制【経済建設部】	風-69
6 緊急通行車両【経済建設部】	風-70
7 輸送計画【本部事務局、総務部】	風-71
8 除雪計画【経済建設部】	風-73
第10節 生活救援	風-74
1 応急給水【長門川水道企業団】	風-74
2 食料の供給【民生部】	風-76
3 生活必需品の供給【民生部】	風-80
4 救援物資の受入・管理【民生部】	風-81
第11節 避難	風-82
1 警戒レベルを用いた避難指示等の発令【本部事務局】	風-82
2 避難誘導等【本部事務局、経済建設部】	風-86
3 避難所の開設【本部事務局、民生部】	風-87
4 広域避難者の受け入れ【本部事務局、民生部】	風-92
5 避難所の運営【民生部】	風-93
6 避難所外避難者への支援【本部事務局、民生部】	風-94
7 避難所の閉鎖【本部事務局、民生部】	風-95
8 学校、社会福祉施設等における避難対策【教育部、民生部】	風-95
9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間【総務部】	風-95
10 安否情報の提供【総務部、民生部】	風-96
第12節 医療救護	風-97
1 初動医療体制の確立【民生部】	風-97
2 医薬品・医療用資機材等の確保【民生部】	風-102
3 負傷者等の搬送【民生部、消防部】	風-102
4 被災医療機関への支援【民生部】	風-103
5 継続的治療への対応【民生部】	風-103
第13節 清掃・廃棄物・環境対策	風-105
1 衛生環境対策計画【経済建設部、民生部】	風-105
2 保健活動【民生部】	風-106

3 し尿の収集・処理【経済建設部】	風-108
4 清掃・廃棄物処理【経済建設部】	風-108
5 障害物の除去計画【経済建設部】	風-110
6 動物対策【経済建設部】	風-112
7 環境大臣による廃棄物の処理の代行【総務部、経済建設部】	風-112
第14節 二次災害の防止	風-113
1 被災宅地等の危険度判定【総務部】	風-113
第15節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	風-114
1 実施責任者【経済建設部】	風-114
2 行方不明者情報の収集【総務部】	風-114
3 遺体の捜索・処理等【経済建設部：（各部連携）】	風-114
第16節 ライフライン施設等の応急対策	風-118
1 上水道施設【経済建設部：（長門川水道企業団）】	風-118
2 下水道施設【経済建設部】	風-119
3 電力施設【本部事務局】	風-119
4 ガス施設【本部事務局】	風-121
5 通信施設【本部事務局】	風-122
6 道路・橋梁【経済建設部】	風-125
7 鉄道施設【総務部】	風-125
8 公共施設【全部署】	風-127
9 河川管理施設【経済建設部】	風-127
第17節 社会教育施設・文化財における安全対策	風-128
1 学校等における対策【教育部】	風-128
2 応急教育【教育部】	風-129
3 文化財の応急対策【教育部】	風-131
第18節 住宅対策	風-133
1 住家の被災調査・り災証明書の発行【総務部】	風-133
2 住宅の応急修理【経済建設部】	風-134
3 応急仮設住宅の供与【経済建設部】	風-135
第19節 ボランティアへの対応	風-137
1 ボランティアの活動分野【総務部】	風-137
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体【総務部】	風-138
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ【総務部：（社会福祉協議会）】	風-138
4 ボランティア受入体制【総務部：（社会福祉協議会）】	風-139
5 災害ボランティアセンターの設置【総務部：（社会福祉協議会）】	風-139
第20節 要配慮者への支援	風-141
1 避難誘導等【民生部】	風-141
2 避難所の設置、要配慮者への対応【民生部】	風-142
3 社会福祉施設入所者等への支援【民生部】	風-143
第21節 帰宅困難者への支援	風-145
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ【総務部】	風-145
2 企業、学校等関係機関における施設内待機【関係各課】	風-145
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護【関係各課】	風-145

4 帰宅困難者等への情報提供【総務部】	風-145
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導【民生部、総務部】	風-145
第2章 震災対策計画	震-1
第1節 災害応急活動体制	震-1
1 災害応急活動体制【全部署】	震-1
2 警戒体制【全部署】	震-5
3 非常体制【全部署】	震-5
4 指定行政機関等の活動体制【全部署】	震-5
5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡【本部事務局】	震-6
第2節 情報の収集・伝達	震-7
1 地震に関する情報の収集【本部事務局】	震-7
2 通信手段の確保【本部事務局】	震-9
3 通信施設が使用不能となった場合の措置【本部事務局】	震-9
4 被害情報の収集・報告【本部事務局】	震-9
5 災害報告【本部事務局】	震-9
第3節 災害広報	震-10
1 災害時の広報【総務部】	震-10
2 広聴活動【総務部】	震-10
3 報道機関への対応【総務部】	震-10
第4節 広域連携体制	震-11
1 県・市町村等への応援要請【本部事務局】	震-11
2 消防の広域応援要請【消防部】	震-11
3 上水道事業体の相互応援【経済建設部：（長門川水道企業団）】	震-11
4 資料の提供及び交換【総務部】	震-11
5 経費の負担【総務部】	震-11
6 民間団体等との協定等の締結【本部事務局】	震-11
7 受援計画【本部事務局】	震-11
第5節 自衛隊の災害派遣	震-12
1 災害派遣要請【本部事務局】	震-12
2 災害派遣要請の範囲【本部事務局】	震-12
3 災害派遣部隊の受入体制【本部事務局】	震-12
4 派遣部隊の撤収要請【本部事務局】	震-12
5 経費負担区分【総務部】	震-12
6 陸上自衛隊の災害派遣計画【本部事務局】	震-12
7 自主派遣【本部事務局】	震-13
第6節 災害救助法の適用	震-14
1 災害救助法の適用基準【本部事務局】	震-14
2 災害救助法の適用手続【本部事務局】	震-14
3 災害救助法による救助の実施者【本部事務局】	震-14
第7節 消防・救助救急・危険物等対策	震-15
1 消火活動【消防部】	震-15
2 救助・救急活動【消防部】	震-16
3 危険物等の対策【消防部】	震-17

第8節 災害警備、防犯、交通対策等	震-18
1 災害警備【本部事務局】	震-18
2 防犯【本部事務局】	震-20
3 道路、橋梁等の危険箇所の把握【経済建設部】	震-20
4 応急措置【経済建設部】	震-20
5 交通規制【経済建設部】	震-20
6 緊急通行車両【経済建設部】	震-22
7 輸送計画【本部事務局、総務部】	震-22
第9節 生活救援	震-25
1 応急給水【長門川水道企業団】	震-25
2 食料の供給【民生部】	震-25
3 生活必需品の供給【民生部】	震-25
4 救援物資の受入・管理【民生部】	震-25
第10節 避難	震-26
1 避難指示等【本部事務局】	震-26
2 避難誘導等【本部事務局、経済建設部】	震-28
3 避難所の開設【本部事務局、民生部】	震-29
4 広域避難者の受け入れ【本部事務局、民生部】	震-29
5 避難所の運営【民生部】	震-30
6 避難所外避難者への支援【本部事務局、民生部】	震-30
7 避難所の閉鎖【本部事務局、民生部】	震-30
8 学校、社会福祉施設等における避難対策【教育部、民生部】	震-30
9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間【総務部】	震-30
10 安否情報の提供【総務部、民生部】	震-30
第11節 医療救護	震-31
1 初動医療体制の確立【民生部】	震-31
2 医薬品・医療用資機材等の確保【民生部】	震-31
3 負傷者等の搬送【民生部、消防部】	震-31
4 被災医療機関への支援【民生部】	震-31
5 継続的治療への対応【民生部】	震-31
第12節 清掃・廃棄物・環境対策	震-32
1 衛生環境対策【経済建設、民生部】	震-32
2 保健活動【民生部】	震-32
3 し尿の収集・処理【経済建設部】	震-32
4 清掃・廃棄物処理【経済建設部】	震-32
5 障害物の除去計画【経済建設部】	震-34
6 動物対策【経済建設部】	震-34
7 環境大臣による廃棄物の処理の代行【総務部、経済建設部】	震-34
8 環境汚染・健康被害の防止【経済建設部】	震-34
第13節 二次災害の防止	震-35
1 被災建築物の応急危険度判定【総務部】	震-35
2 被災宅地等の危険度判定【総務部】	震-35
第14節 行方不明者の搜索・遺体の処理・埋葬	震-36

1 実施責任者【経済建設部】	震-36
2 行方不明者情報の収集【総務部】	震-36
3 遺体の捜索・処理等【経済建設部：（各部連携）】	震-36
第 15 節 ライフライン施設等の応急対策	震-37
1 上水道施設【経済建設部：（長門川水道企業団）】	震-37
2 下水道施設【経済建設部】	震-37
3 電力施設【本部事務局】	震-37
4 ガス施設【本部事務局】	震-37
5 通信施設【本部事務局】	震-37
6 道路・橋梁【経済建設部】	震-37
7 鉄道施設【総務部】	震-37
8 公共施設【全部署】	震-38
9 河川管理施設【経済建設部】	震-38
第 16 節 社会教育施設・文化財における安全対策	震-39
1 学校等における対策【教育部】	震-39
2 応急教育【教育部】	震-40
3 文化財の応急対策【教育部】	震-41
第 17 節 住宅対策	震-43
1 住家の被災調査・り災証明書の発行【総務部】	震-43
2 住宅の応急修理【経済建設部】	震-43
3 応急仮設住宅の供与【経済建設部】	震-45
第 18 節 ボランティアへの対応	震-46
1 ボランティアの活動分野【総務部】	震-46
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体【総務部】	震-46
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ【総務部：（社会福祉協議会）】	震-46
4 ボランティア受入体制【総務部：（社会福祉協議会）】	震-46
5 災害ボランティアセンターの設置【総務部：（社会福祉協議会）】	震-46
第 19 節 要配慮者への支援	震-47
1 避難誘導等【民生部】	震-47
2 避難所の設置、要配慮者への対応【民生部】	震-47
3 社会福祉施設入所者等への支援【民生部】	震-47
第 20 節 帰宅困難者への支援	震-48
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ【総務部】	震-48
2 企業、学校等関係機関における施設内待機【関係各課】	震-48
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護【関係各課】	震-48
4 帰宅困難者等への情報提供【総務部】	震-48
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導【民生部、総務部】	震-48
第 21 節 その他想定地震に対する対策	震-49
1 東海地震に係る周辺地域としての対応計画【本部事務局】	震-49
2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画【本部事務局】	震-59
3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画【本部事務局】	震-63
(9) 第3章大規模事故災害応急対策計画	大-1
第 1 節 町で懸念される大規模事故災害	大-2

1 対象とする大規模事故災害【全部署】	大-2
2 大規模事故災害への体制【全部署】	大-2
3 情報収集・報告【本部事務局】	大-4
第2節 大規模火災対策計画	大-5
1 応急活動体制【全部署】	大-5
2 情報収集・伝達体制【本部事務局】	大-5
3 消防活動【消防部】	大-5
4 救助救急【消防部】	大-5
5 交通規制計画【経済建設部】	大-6
6 避難【本部事務局、経済建設部、民生部】	大-6
7 救援救護【消防部】	大-6
8 広報活動【総務部】	大-6
9 災害救助法の適用【本部事務局】	大-6
10 林野火災対策【消防部】	大-6
第3節 危険物等災害対策計画	大-8
1 危険物（消防法）の応急対策計画【消防部】	大-8
2 ガスの応急対策計画【消防部】	大-9
3 火薬類の応急対策計画【消防部】	大-10
4 毒物劇物の応急対策計画【消防部】	大-11
第4節 航空機事故災害対策計画	大-12
1 応急活動体制【全部署】	大-12
2 情報収集・伝達体制【本部事務局】	大-12
3 消防活動【消防部】	大-13
4 救急救助【消防部】	大-13
5 遺体の収容【経済建設部、民生部】	大-14
6 交通規制【経済建設部】	大-14
7 広報活動【総務部】	大-15
8 衛生環境対策【経済建設部、民生部】	大-15
9 避難【本部事務局、民生部】	大-15
10 その他支援【本部事務局】	大-15
第5節 鉄道事故災害対策計画	大-16
1 応急活動体制【全部署】	大-16
2 情報収集・伝達体制【本部事務局】	大-16
3 消防活動【消防部】	大-17
4 救急救助【消防部】	大-17
5 交通規制【経済建設部】	大-17
6 避難【本部事務局、民生部】	大-17
7 広報活動【総務部】	大-17
8 東日本旅客鉄道株式会社の応急・復旧対策【総務部】	大-18
9 相互協力・派遣要請計画【総務部】	大-18
第6節 道路事故災害対策計画	大-19
1 応急活動体制【全部署】	大-19
2 情報収集・伝達体制【本部事務局】	大-20

3	消防活動【消防部】	大-20
4	救急救助【消防部】	大-20
5	交通規制【経済建設部】	大-20
6	避難【本部事務局、民生部】	大-20
7	広報活動【総務部】	大-21
8	流出危険物等の拡散防止及び除去【消防部】	大-21
第7節	放射性物質事故対策計画	大-22
1	基本方針【本部事務局】	大-22
2	応急活動体制【全部署】	大-22
3	情報収集・伝達体制【本部事務局】	大-23
4	緊急時のモニタリング活動の実施【経済建設部】	大-23
5	避難等の防護対策【本部事務局】	大-24
6	広報活動【総務部】	大-26
7	飲料水及び飲食物の摂取制限等【経済建設部：（長門川水道企業団）】	大-26
8	消防活動【消防部】	大-26
9	広域避難者の受け入れ【本部事務局、民生部】	大-27
10	放射性物質復旧対策【経済建設部】	大-27
第8節	停電対策計画	大-28
1	応急活動体制【全部署】	大-28
2	応急対策【関係部署】	大-29
第9節	感染症対策計画	大-31
1	応急活動体制 【全部署】	大-31
2	感染拡大防止対策の実施【本部事務局、民生部】	大-32
3	個人・地域レベルでの感染対策の強化【全部署】	大-33
4	災害時における避難所対応【民生部】	大-33

第1章 風水害対策計画

第1節 災害応急活動体制

災害処理に関係を有する課（局、室、所）の長は、災害の発生する恐れがあると予想される場合には、災害対策本部設置前においても、常に気象状況その他災害現象に注意し、災害が発生した場合には直ちに必要な措置がとり得るよう準備を整えておく。

項目	担当
1 災害応急活動体制	全部署
2 警戒体制	全部署
3 非常体制	全部署
4 指定行政機関等の活動体制	全部署
5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡	本部事務局

1 災害応急活動体制【全部署】

町及び防災関係機関は、町内及び近隣市町に風水害による災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、町民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援救護に努め、被害の発生を最小限度にとどめるため、災害応急対策を実施する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動する。

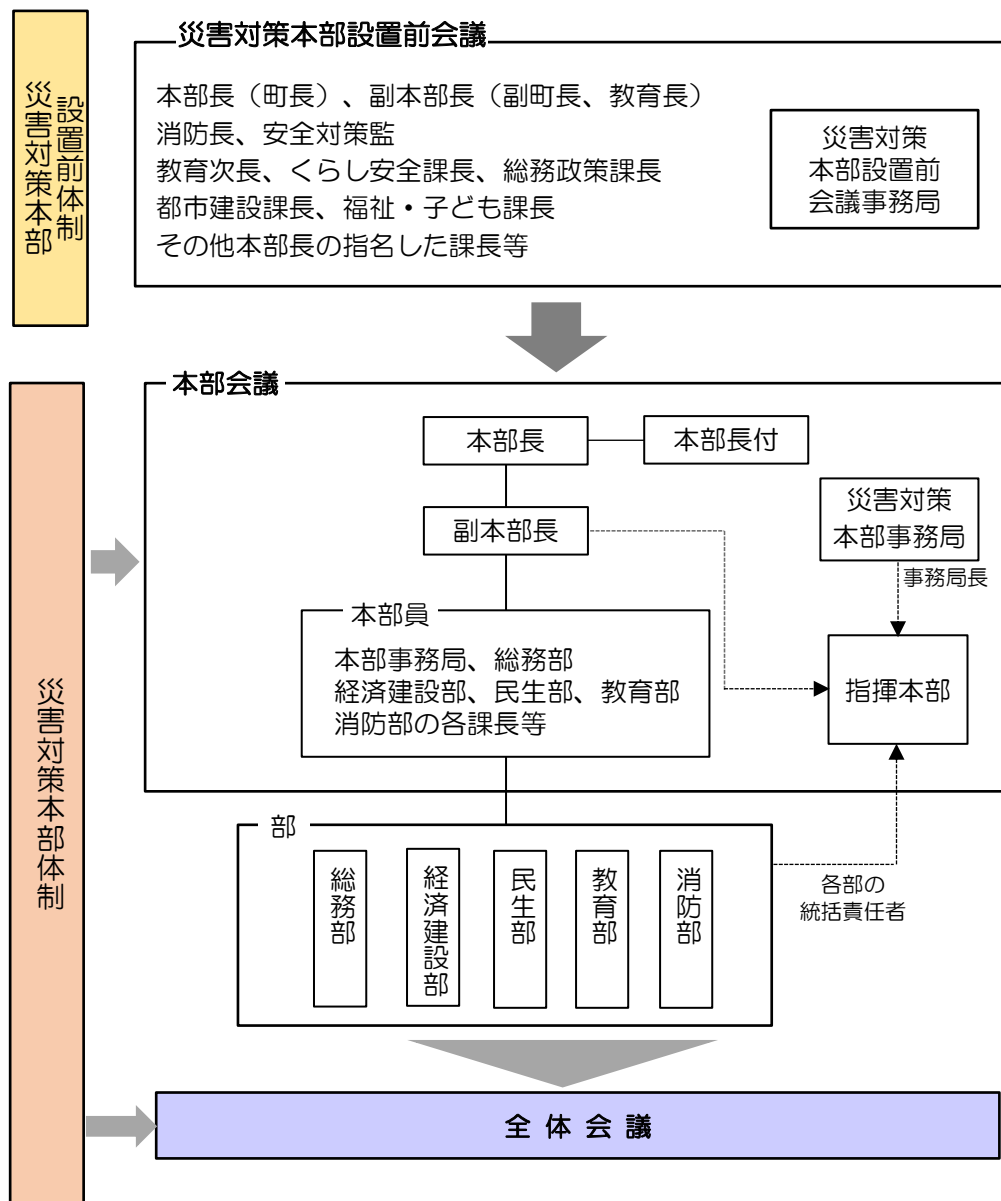
- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

町の組織及び運営は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）、栄町災害対策本部条例（昭和 39 年条例第 22 号）及び栄町災害対策本部規定、栄町職員初動マニュアルの定めるところによる。

(1) 活動体制及び体制の流れ

町における風水害対策に係る活動体制及び体制の流れは、次の図に示すとおりである。

【災害対策本部設置前体制及び災害対策本部体制図】



【洪水氾濫時の体制の流れ】

気象状況、気象情報の発表等	町の体制	情報収集体制	各部	
雨・風共に強くなる	災害対策本部設置前	■災害対策本部設置前会議の招集 ・以降の配備体制について協議 ・必要な職員の動員、避難所の開設準備等の事前措置	【くらし安全課】 ・県防災行無線、NTTからのFAX（警報のみ）及びテレビ ・ラジオを通じて、気象情報を入手 ・長門川、印旛沼の水位情報、並びに銚子地方気象台が発表する雨量情報の収集・整理	・災害対策本部設置前会議の要員は参集
大雨・洪水注意報又は大雨・暴風・洪水警報の1以上が栄町に発表		第1 配備	■くらし安全課は職員の参集を指示し、町長の命により災害警戒本部を設置し、各課・室長へ現状調査を行うよう指示する。 ■災害警戒本部又はくらし安全課長の指示のもと、初動体制による活動を行う。 ア 各課・室長の指示により、各課・室の通常体制を尊重しつつ主管する関連施設及び町内の状況調査を行う。 （担当職員は、各課・室の長が指定する職員とする。） イ 調査状況は、事務局に集約する。事務局は集約した情報を災害警戒本部に伝達する。	本部事務局 総務部 経済建設部 民生部 教育部 消防部とし、各部は班を編成し部長が指名する班
栄町における氾濫危険情報の発表や台風の暴風域に入る確率が70%以上等、町に局地的な災害発生恐れ		第2 配備		第1 配備を強化する
町に大規模な災害発生恐れ	災害対策本部設置	第3 配備 (災害対策本部)	■町長、副町長又は消防長の指揮のもと、町災害対策本部等の業務を実施する。なお、役場の業務については段階的に必要の範囲内において継続し、災害対策本部の設置をもって「栄町業務継続計画」が発動されるため、当該計画に沿って業務を継続する。 ■被害状況は、被害調査体制による調査の上、災害対策本部の総務部に集約する。集約した情報は本部事務局を通じて指揮本部に伝達する。	本部を構成する全ての部【課・室・局】

【土砂災害発生時の体制の流れ】

気象状況、気象情報の発表等	町の体制	情報収集体制	各部
強い降雨、土砂災害の前兆現象の発現等	■災害対策本部設置前会議の招集 ・以降の配備体制について協議 ・必要な職員の動員、避難所の開設準備等の事前措置	・局地的な降雨等の情報把握	・災害対策本部設置前会議の要員は参集
大雨・洪水注意報又は大雨・暴風・洪水警報の1以上が栄町に発表	災害対策本部設置前 第1配備	■くらし安全課は職員の参集を指示し、町長の命により災害警戒本部を設置し、各課・室長へ現状調査を行うよう指示する。特に、土砂災害警戒区域等に留意して現地調査を行う。 ■災害警戒本部又はくらし安全課長の指示のもと、初動体制による活動を行う。 ア 各課・室長の指示により、各課・室の通常体制を尊重しつつ主管する関連施設及び町内の状況調査を行う。（担当職員は、各課・室の長が指定する職員とする。） イ 調査状況は、事務局に集約する。事務局は集約した情報を災害警戒本部に伝達する。	本部事務局 総務部 経済建設部 民生部 教育部 消防部とし、各部は班を編成し部長が指名する班
栄町における土砂災害警戒情報の発表や台風の暴風域に入る確率が70%以上等、町に局地的な災害発生の恐れ	第2配備		第1配備を強化する
大規模な災害発生の恐れ	災害対策本部設置 第3配備（災害対策本部）	■町長、副町長又は消防長の指揮のもと、町災害対策本部等の業務を実施する。なお、役場の業務については段階的に必要の範囲内において継続し、災害対策本部の設置をもって「栄町業務継続計画」が発動されるため、当該計画に沿って業務を継続する。 ■被害状況は、被害調査体制による調査の上、災害対策本部の総務部に集約する。集約した情報は本部事務局を通じて指揮本部に伝達する。	本部を構成する全ての部【課・室・局】

(2) 職員の配置

町は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合においては、対策本部を設置し、災害に応じた配備体制をとり災害対策を実施する。

なお、配備体制の基準は次のとおりとし、対策本部に設置される各部の部長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておく。

ア 風水害の配備基準

体制	配備	配 備 基 準	配備を要する部等
災害対策本部設置前 (災害警戒本部)	第1配備	- 次の注意報又は警報の1以上が米町に発表され、あるいは災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき (1) 大雨注意報 (5) 暴風警報 (2) 洪水注意報 (6) 洪水警報 (3) 大雪注意報 (7) 大雪警報 (4) 大雨警報 (8) 暴風雪警報 - その他町長が必要と認めたとき	本部事務局 総務部 経済建設部 民生部 教育部 消防部とし、各部は班を編成し部長が指名する班
	第2配備	- 町に局地的な災害が発生する恐れのある場合で、町長が必要と認めたとき (第1配備体制を強化し、速やかに災害対策本部設置に移行できる体制)	第1配備を強化する
災害対策本部設置後	第3配備	町に大規模な災害が発生する恐れのある場合で、本部長が必要と認めたとき	災害対策本部を構成する部【課・室・局】

イ 配備の特例措置

町長（本部長）は災害の態様等により、その所掌する応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

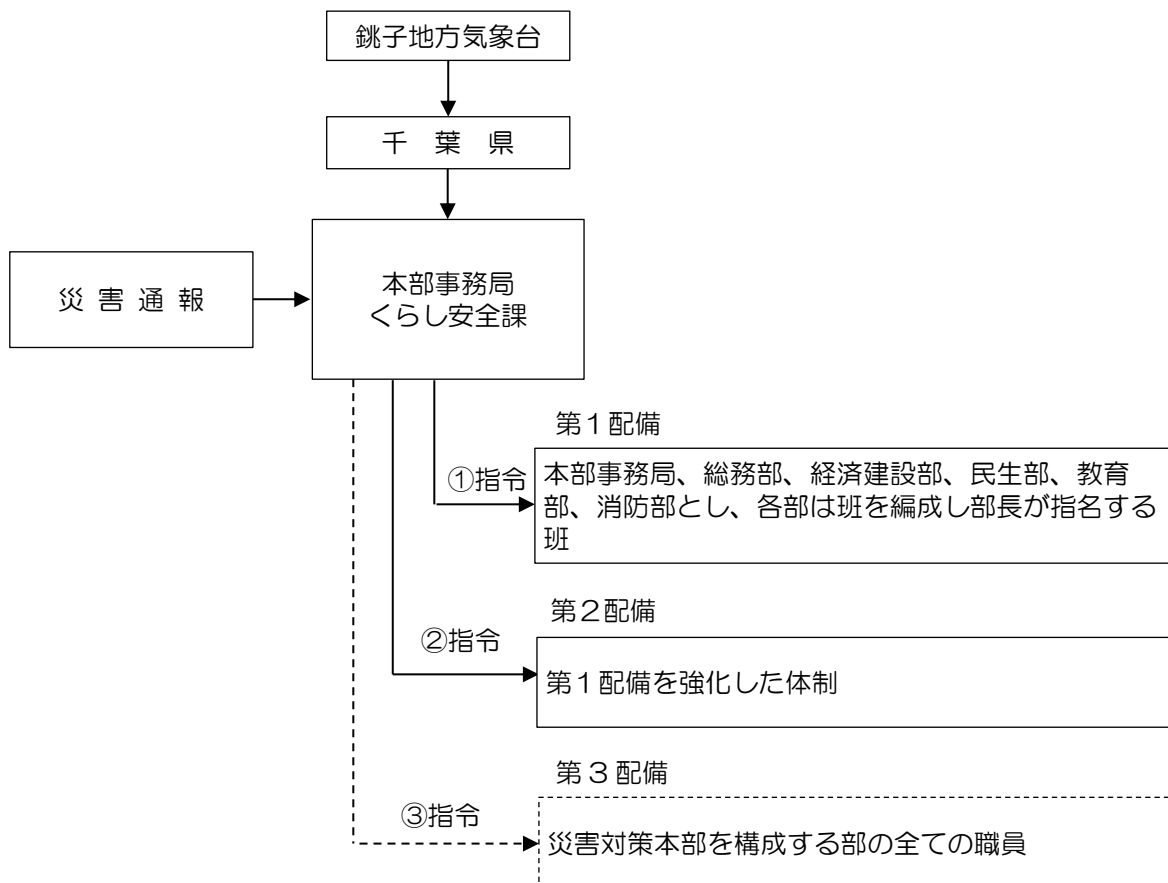
ウ 動員の伝達系統

伝達系統については、次ページの災害対策本部設置前の伝達系統図及び災害対策本部設置に係る伝達系統図に基づき実施する。

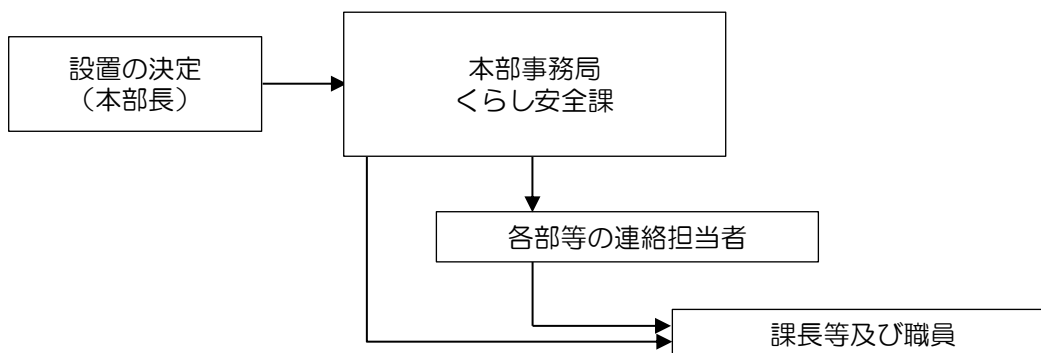
配備体制の指令は、くらし安全課より、災害時連絡体制表により伝達する。

各部における伝達方法は、勤務時間内は、庁内放送、電話又は使送とし、勤務時間外は、防災行政無線、電話又は使送とし、最も速やかに行える方法により行う。

災害対策本部設置前の伝達系統



災害対策本部設置後の連絡系統



エ 参集時の措置

- ① 勤務時間外に災害が発生し、電話等による伝達が不可能な場合又はテレビ、ラジオ等の情報や周囲の状況から被害多大と判断される場合については、職員は速やかに登庁等に努めなければならない。
- ② 参集時、自動車は原則使用せず、徒歩・自転車で移動する。
- ③ 参集時等においては、被害状況及び被害情報の収集に努め、登庁後直ちに報告する。

オ 日直者の連絡

日直者は、災害発生情報等を確認したときは、直ちに消防署に連絡し、消防署職員は本部事務局（くらし安全課）へ連絡する。

その連絡を受けた本部事務局（くらし安全課）は、災害の態様等により消防長に報告するとともに、災害対策本部長である町長及び災害対策本部員及びその他必要と認める者に連絡しなければならない。

なお、夜間については、消防署が対応する。

(3) 災害応急措置のための応援要請

ア 県知事に対する応援要請

町長は、本町の地域内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法（昭和36年法律第223号）第68条の規定により県知事に対し応援を求め、又は応援措置の実施を要請する。

イ 県内市町村に対する応援要請

町長は、本町の地域内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災対法（昭和36年法律第223号）第67条に規定する「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

ウ 職員派遣の要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17又は災対法（昭和36年法律第223号）第29条の規定により、指定行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法（昭和36年法律第223号）第30条の規定により県知事に対し、指定公共機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

(4) 消防団員の動員

災害対策本部を設置した場合、本部長は電話等を利用して速やかに消防長及び消防団長に伝達し、消防団長は、本部長から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出勤できる体制を確立するよう、防災行政無線、口頭、電話等を利用して各分団長に対し指示する。

2 警戒体制【全部署】

警戒体制は、平常時の体制で、気象情報や被害状況に応じて「注意配備」又は「警戒配備」が適用され、気象情報、河川情報、土砂災害情報等の情報収集、関係機関との連絡活動を行う。

(1) 活動組織

警戒体制の配備区分は警戒配備とし、町長、副町長、教育長、安全対策監、消防長、教育次長、くらし安全課長、総務政策課長、都市建設課長、福祉・子ども課長を基本メンバーとし、その他町長が指名する職員をもって活動する。

(2) 活動概要

くらし安全課長は職員の参集を指示し、町長の命により災害警戒本部を設置し、各課・室長へ現状調査を行うよう指示する。

災害警戒本部又はくらし安全課長の指示のもと、初動体制による活動を行う。

ア 各課・室長の指示により、各課・室の通常体制を尊重しつつ主管する関連施設及び町内の状況調査を行う。（担当職員は、各課・室の長が指定する職員とする。）

イ 調査状況は、事務局に集約する。事務局は集約した情報を災害警戒本部に伝達する。

(3) 警戒体制の解除・移行

くらし安全課長は、災害が発生する恐れがないと判断した場合、又は警戒体制における活動が概ね完了したと判断した場合は、町長に報告の上、警戒体制を解除する。また、くらし安全課長は、非常体制の配備基準を満たす状況になったと考えられる場合は、町長に報告の上、非常体制に移行する。

3 非常体制【全部署】

非常体制は、気象情報や被害状況に応じて「第1配備」又は「第2配備」が適用され、災害対策本部を設置し、本部会議及び町各部課を統括し、災害対策本部の運営に当たる。

(1) 活動組織

非常体制の配備区分は第3配備とし、災害対策本部を設置して活動する。

災害対策本部の組織及び各課の事務分掌は次頁に示すとおりとする。

災害対策本部組織

本 部 員 会 議	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部長付	安全対策監、消防長 教育次長、くらし安全課主幹
	本 部 員 【設置前会議】	くらし安全課長 総務政策課長 都市建設課長 福祉・子ども課長 その他、本部長が指名した職員等 ※運営は会議統括（災害対策室長）
	本 部 員 【全体会議】	企画財政課長 経済環境課長 税務課長 下水道課長 健康介護課長 住民課長 会計管理者 議会事務局長 教育課長 生涯学習課長 消防署長 消防総務課長
	本 部 員 【全体会議】	長門川水道企業団 印西地区衛生組合 印旛利根川水防事務組合 栄町社会福祉協議会 自衛隊 その他、防災関係機関から本部長が 派遣を求める者
	本 部 事 務 局	局長：くらし安全課長 次長（会議統括）：災害対策室長 職員：くらし安全課の職員及び同課 長が指名する職員

各 部	本部事務局	くらし安全課
	総務部 部長： 総務政策課長 副部長： 企画財政課長	総務政策課 企画財政課 税務課 議会事務局 出納室
	経済建設部 部長： 都市建設課長 副部長： 経済環境課長	都市建設課 経済環境課 農業委員会 下水道課
	民生部 部長： 福祉・子ども課長 副部長： 健康介護課長	福祉・子ども課 健康介護課 住民課
	教育部 部長： 教育課長 副部長： 生涯学習課長	教育課 生涯学習課
	消防部 部長： 消防総務課長 副部長 消防署長	消防本部 消防署

災害
応急
対策
編

災害対策本部の組織体制と事務分掌

●最重要 ○重要 △必要に応じ対応

部名及び担当課等	主な事務分掌	区分
本部事務局 局長 ：くらし安全課長 次長 ：災害対策室長 ※その他、くらし安全課職員及び同課長が指名する職員	1. 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2. 現地災害対策本部の設置に関すること。 3. 職員の動員（参集状況・安否・健康管理・交代要員）に関すること。 4. 本部会議等の運営及びその他各部に属さない所管事項に関すること。 5. 国、県等関係機関との連絡調整に関すること。 （東電、NTT、警察、自衛隊、施設管理者等） 6. 気象及び地震等の情報の収集に関すること。 7. 被害状況調査の総括及び関係機関への報告に関すること。 8. 町及び県防災行政無線の運用統制に関すること。 9. 各部との連絡調整に関すること。 10. 避難指示等の発令に関すること。 11. 災害支援拠点の設置及び運営に関すること 12. 被害調査及び応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。 13. ボランティアの受入及び調整に関すること。 14. ボランティア団体等の把握に関すること。 15. 防災会議に関すること。 16. アマチュア無線及びその他の通信機関との調整に関すること。 17. 災害救助法に係る事務処理に関すること。（総務部と連携） 18. 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること。 19. 災害時における防犯及び交通安全に関すること。	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ○ ○ ○ △ △ △ △
総務部 部長 ：総務政策課長 副部長 ：企画財政課長 ・総務政策課 ・企画財政課 ・税務課 ・出納室 ・議会事務局	1. 町有財産（文教施設は除く）の被害調査に関すること。 2. 倒壊家屋の調査に関すること。 3. 行方不明者の把握に関すること 4. 部所管の被害調査及び応急対策実施状況等の報告に関すること。 5. 庁内電話、電気施設等の確保に関すること。 6. 町民等からの問合せ及び相談窓口の設置に関すること。 （事務局と連携） 7. 災害に関する写真及びビデオ等による記録に関すること。 8. 避難指示等の広報（情報メール、LINE、広報車、ポスティング）に関すること。（総務部との連携） 9. 業務継続計画の運用管理に関すること。 10. 予算の編成等に関すること。 11. 車両及び応急災害用資機材の借上に関すること。 12. 職員の給食及び衛生管理に関すること。 13. 自衛隊、広域応援派遣要請及び受入体制の整備に関すること。 14. 災害応急対策に係る財政措置に関すること。 15. 災害関係経費の出納に関すること。 16. 車両等の管理及び配車に関すること	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

風-11

部名及び担当課等	主な事務分掌	区分
・福祉・子ども課 ・健康介護課 ・住民課	8. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。○ 9. 市民の保健医療及び相談に関する事。○ 10. 物資の供給要請等に関する事。△ 11. 医療材料の調達、供給に関する事。△ 12. 国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び国民健康保険税の減免等に関する事。△ 13. 災害弔慰金及び見舞金等に関する事。△ 14. 災害時の義援金等の管理及び運用に関する事。（総務部と連携）△	
教育部 部長 ：教育課長 副部長 ：生涯学習課長 ・教育課 ・生涯学習課	1. 児童生徒の安全対策に関する事。● 2. 教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。● 3. 部所管の被害調査及び応急対策実施状況等の報告に関する事。● 4. 避難所開設及び管理支援に関する事。（民生部と連携）● 5. 学校関係機関との連絡調整に関する事。○ 6. 文化財の保護に関する事。○ 7. 炊き出し設備の確保及び炊き出しに関する事。○ 8. 応急社会教育の実施に関する事。○ 9. 応急学校教育の実施に関する事。△ 10. 避難所の開設及び管理の支援に関する事。（民生部と連携）△ 11. 学用品等の供与に関する事。△ 12. その他文教対策に関する事。△	
消防部 部長 ：消防総務課長 副部長 ：消防署長 ・消防総務課 ・消防署	1. 消防職員の動員及び配置に関する事。● 2. 消火及び救急救助に関する事。● 3. 災害情報の収集に関する事。● 4. 消防施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。● 5. 部所管の被害調査及び応急対策実施状況等の報告に関する事。● 6. 消防活動状況の取りまとめ及び本部事務局への報告に関する事。● 7. 消防通信の運用統制に関する事。● 8. 消防団との連絡調整に関する事。● 9. 救急患者の収容及び医療救護に関する事。● 10. 危険物施設等の監視警戒に関する事。○ 11. 各部の応急対策活動の応援に関する事。○ 12. 自主防災組織との連絡調整に関する事。○ 13. 避難の伝達及び誘導に関する事。△ 14. 消防広報に関する事。△ 15. 災害危険区域の巡視に関する事。△ 16. その他消防に関する事。△	

(2) 災害対策本部の設置

ア 町長は、次に掲げる場合には、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- ① 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風、大雨、洪水警報等が発表され災害対策本部の設置が必要と認められる場合。
- ② 大規模な水害、火災、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、総合的な対策を必要とする場合。

イ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、栄町役場庁舎 5 階大会議室に設置する。

ただし、設置場所及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、ふれあいプラザさかえ又は消防署を設置場所候補とする。

(3) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設けることができる。現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(4) 災害対策本部の解散及び解散後の体制

本部長は、災害の発生する恐れが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を解散する。

災害対策本部解散後に、災害対応が引き続き必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成される災害対応の組織を整備し対応にあたる。

指揮は副町長が行い、くらし安全課が事務局として調整にあたる。

(5) 災害対策本部設置（廃止）等の通知及び公表

本部長は、災害の発生する恐れが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

本部の設置（廃止）、本部会議での決定事項等の通知は、本部長が本部連絡員を通じ、以下の関係者に通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表方法	担 当
災害対策本部各部	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭、その他	本部事務局
一 般 住 民	町防災行政無線、広報車、その他	
県及び防災関係機関	千葉県防災無線、防災行政無線、情報メール、電話、口頭、FAX、その他	
近 隣 市 町	県防災行政無線、電話、FAX、その他	
報 道 機 関	電話、口頭、FAX、その他	広報・渉外・記録部

(6) 災害対策本部の組織編成

栄町災害対策本部の組織及び編成は、「栄町災害対策本部条例」（昭和 39 年条例第 22 号）の定めるところによるが、概要は次のとおりとする。

ア 本部長は、町長をもって充て、本部機構は本来の行政組織を主体に機能別に編成する。本部員は町の職員をもって充てる。本部長に判断を仰ぐことができない場合、以下の権限により職務を代行する。

職務代行 の対象者	職務代行者			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
町長	副町長	総務政策課長	企画財政課長	くらし安全課長

イ 本部には、本部長のもとに副本部長、本部長付を置く。

副本部長に副町長、教育長を、本部長付に消防長、教育次長、安全対策監を充て、本部員には各課長等が当たる。

また、各部員には災害対策に従事する職員をもって充てる。

ウ 本部会議

本部会議は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長、本部長付、本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- ① 災害対策本部配備体制に関すること。
- ② 災害応急対策に関すること。
- ③ 避難場所開設に関すること。
- ④ 避難指示等に関すること。
- ⑤ 自衛隊派遣要請に関すること。
- ⑥ その他重要事項に関すること。

エ 本部事務局

- ① 本部事務局は、各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動全般の調整、本部会議の運営事務を行う。
- ② 本部事務局は、栄町役場庁舎 5 階大会議室に置く。
- ③ ただし、本部長の判断により、他の場所へ設置することができる。
- ④ 本部事務局の運営はくらし安全課が行う。

4 指定行政機関等の活動体制【全部署】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速

やかに実施するとともに、県、町及びその他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県、町及びその他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施策の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員の派遣

本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡【本部事務局】

災害の状況に応じ、町災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

町は、県から派遣される情報連絡員との連絡体制を整備する。また、情報連絡員の役割について日ごろから理解の共有を図る等、情報共有や連携の強化を行う。

また、県が災害対策本部会議を開催した場合及び現地災害対策本部を設置した場合には、町職員が出席する等して、情報交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

第2節 情報の収集・伝達

災害関係の気象予報、各種の情報及び対策通報を迅速かつ確実に収集、伝達し、非常事態に対する防災措置の適切な実施を図り、被害を最小限度に防御する。

項目	担当
1 風水害に関する情報の収集	本部事務局
2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等	本部事務局
3 土砂災害警戒情報等	本部事務局
4 通信手段の確保	本部事務局
5 通信施設が使用不能となった場合の措置	本部事務局
6 被害情報の収集・報告	本部事務局
7 災害報告	本部事務局
8 気象警報等の伝達系統及び方法	本部事務局
9 異常現象発見時における措置	本部事務局、経済建設部
10 被害情報等収集報告取扱計画	本部事務局、消防部

1 風水害に関する情報の収集【本部事務局】

(1) 銚子地方気象台からの防災気象情報

大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに銚子地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）については、千葉県防災行政無線、N T Tからの伝達及びテレビ・ラジオを通じて入手する。

(2) 水位・雨量情報

利根川、長門川、印旛沼の水位情報、並びに銚子地方気象台が発表する雨量情報を収集・整理する。

(3) 警戒パトロール情報

警戒体制をとった場合、河川や水路及び土砂災害警戒区域等のパトロールを実施するとともに、収集された情報を整理する。

(4) 被害情報等

119 番通報の状況等消防部の把握している情報を入手するとともに、警察署とも連絡を取り、町の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。

銚子地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（印旛）を用いる場合がある。

銚子地方気象台は、防災機関の防災活動が円滑に行えるように、平成 22 年 5 月から原則として市町村単位で気象警報・注意報を発表している。

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合は、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次細分区分として県内を 3 つの地域に、更に、市町村をまとめた地域として南部を 2 地域、北西部を 3 地域、北東部を 2 地域に細分している。

県の注意報・警報の発表区域図は次のとおりで、町は、北西部の印旛地域に含まれる。

[illegible]

(3) 注意報、警報及び特別警報、警戒レベルの種類と発表基準

ア 注意報・警報及び特別警報の種類と発表基準

銚子地方気象台が発表する注意報・警報及び特別警報の種類と発表基準は、次のとおりである。

警報・注意報発表基準一覧表〔令和6年5月23日現在〕

町	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等を まとめた地域		印旛	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	138
	洪水	流域雨量指数基準	長門川流域=25.7	
		複合基準* ¹	長門川流域=（14,17.7）	
		指定河川洪水予報による基準	利根川下流部〔横利根〕,利根川中流部〔押付〕	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準	長門川流域=20.5	
		複合基準* ¹	長門川流域=（6,15.9）	
		指定河川洪水予報による基準	利根川下流部〔横利根〕	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		
霜	4 月 1 日～5 月 31 日 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

*¹（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を表しています。

イ 警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、市民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

特別警報・警報・注意報の種類と概要（波浪・高潮を除く）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」の恐れについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生する恐れがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こる恐れがあるときに発表される。

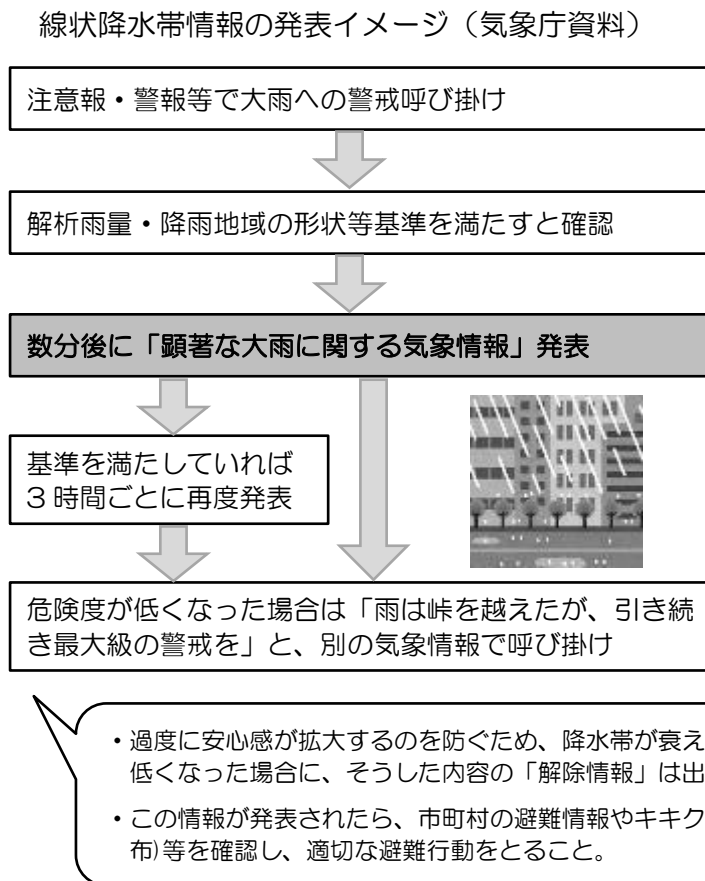
ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

工 線状降水帯情報の発表

気象庁は、線状降水帯の形成を盛り込んだ「顕著な大雨に関する気象情報」を、半日程度前から「線状降水帯」というキーワードを使って地方予報区ごとに、「〇〇府県では、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります」「線状降水帯が発生した場合は、局地的に更に雨量が増えるおそれがあります」と呼び掛ける。

気象庁のホームページの地図では降水帯の発生地域を楕円形で示す。



【背景】

線状降水帯は積乱雲の連続発生で同じ場所に雨を降らせ続ける現象。

2017年の九州北部豪雨、2018年の西日本豪雨、2020年の九州豪雨等で確認され、激しい豪雨災害の要因の一つとされる。

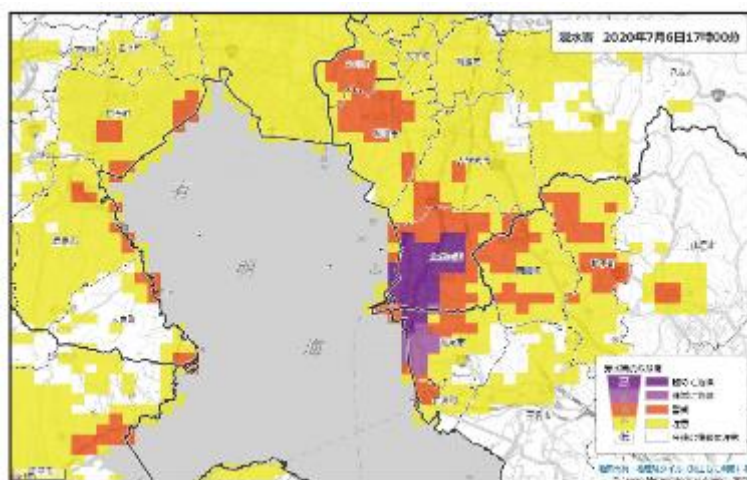
中長期的に、線状降水帯による大雨の予測精度向上を目指すとともに、公式に出す情報で明確に発信し、住民等の災害に備える危機意識を高めることを目的としている。

オ キキクル（危険度分布）の公表

① 浸水害キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

1 時間先までの雨量予測から地質や地形、勾配、地面がアスファルト等で覆われているか等土地の特徴を考慮して、降った雨が地面にしみ込まず地表面にどれだけ溜まるかを予測し、浸水被害発生危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に表示している。

浸水害キキクルの公表例（気象庁資料）



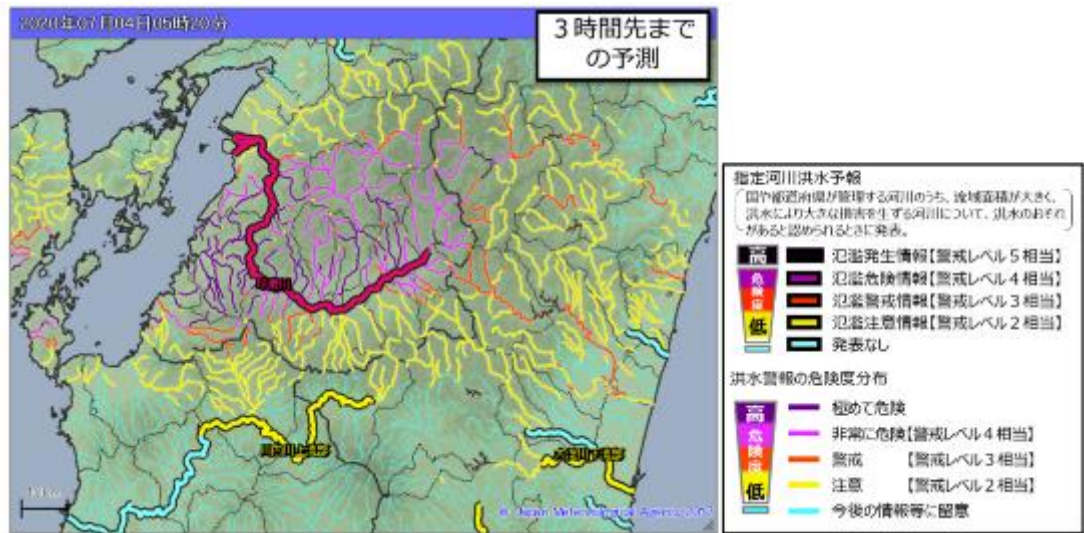
色が持つ意味	町民等の行動の例	想定される周囲の状況例
災害切迫	表面雨量指数の実況値が過去の重大な浸水害発生時に匹敵する値に既に到達。重大な浸水害が既に発生している恐れが高い極めて危険な状況。	
危険	周囲の状況を確認し、各自の判断で、屋内の浸水が及ばない階に移動する。	道路が一面冠水し、側溝やマンホールの場所が分からなくなる恐れがある。道路冠水等のために鉄道やバス等の交通機関の運行に影響が出る恐れがある。周囲より低い場所にある多くの家屋が床上まで水に浸かる恐れがある。
警戒 （警報級）	安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとる。	側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない。周囲より低い場所にある家屋が床上まで水に浸かる恐れがある。
注意 （注意報級）	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスに近づかないようにする。	周囲より低い場所で側溝や下水が溢れ、道路が冠水する恐れがある。住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込む恐れがある。周囲より低い場所にある家屋が床下まで水に浸かる恐れがある。
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。

② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものである。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。

また、大河川で洪水の恐れがあるときに発表される指定河川洪水予報についても表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。

洪水キキクルの公表例（気象庁資料）



色が持つ意味	町民等の行動の例	相当する警戒レベル
極めて危険	流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水発生時に匹敵する値に既に到達。重大な洪水害が既に発生している可能性が高い極めて危険な状況	5相当
非常に危険	水位周知河川・その他河川が更に増水し、今後氾濫し、重大な洪水害が発生する可能性が高い。水位が一定の水位を越えている場合には速やかに避難を開始する。	4相当
警戒 (警戒級)	水位が一定の水位を越えている場合には、避難の準備が整い次第、避難を開始する。高齢者等は速やかに避難を開始する。	3相当
注意 (注意報級)	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	2相当
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—

③ 土砂災害キキクル大雨警報（土砂災害）の危険分布

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして地図上に示している。また、常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているか把握することができる。

土砂災害に関するメッシュ情報の活用例

- 大雨警報（土砂災害）の基準は、要配慮者の避難に要する時間を確保するように設定されており、気象庁の提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報において、「大雨警報（土砂災害）の基準を超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等に対して高齢者等避難の発令を検討する。
- 土砂災害警戒情報の基準を「予測雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、非常に危険な状況であるため、避難指示の発令を検討する。
- 土砂災害警戒情報の基準を「実況雨量で超過」したメッシュ内の土砂災害警戒区域等については、避難指示（緊急）の発令を検討する。

土砂災害警戒判定メッシュ情報とは（気象庁資料）

- 土砂災害警戒判定メッシュ情報は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報である。
- 常時10分ごとに更新しており、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等が発表されたときに、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、どこで危険度が高まっているかを把握できる。
- 避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を用いる。
- 土砂災害発生の危険度が高まっている領域の町民は、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への早めの避難を心がける必要がある。

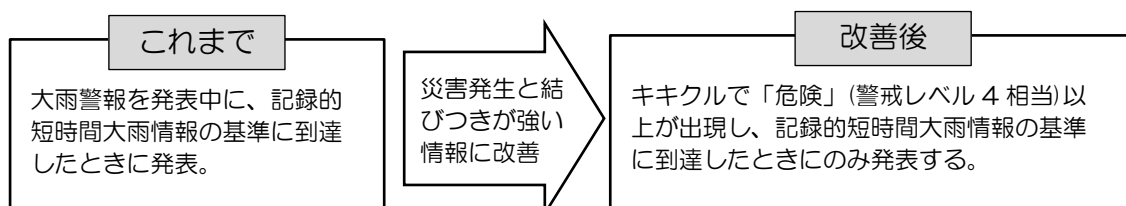
危険度の色と避難行動（気象庁資料）

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例※1	内閣府のガイドラインで発令の日安とされる避難情報	相当する警戒レベル
災害切迫 大雨特別警報（土砂災害）の発令に用いる基準に実況で到達	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。	（立退き避難がかえって危険な場合） 命の危険 直ちに身の安全を確保！	緊急安全確保※2	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
危険 2時間先までの土砂災害警戒情報の基準に到達する予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	避難指示	4相当
警戒 2時間先までの警戒基準に到達する予想	土砂災害への警戒が必要な状況。	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
注意 2時間先までの注意基準に到達する予想	土砂災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

- 黒色（災害切迫）：実況値が大雨特別警報（土砂災害）の基準値以上となった場合。
- 紫色（危険）：実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合。
- 赤色（警戒）：実況値又は2時間先までの予測値が大雨警戒（土砂災害）の基準以上となる場合。
- 黄色（注意）：実況値又は2時間先までの予測値が大雨注意報の基準以上となる場合。
- 無色（今後の情報等に留意）：実況値及び2時間先までの予測値が大雨注意報の基準未満の場合。

力 記録的短時間大雨情報

- ① 記録的短時間大雨情報は、大雨警戒発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを伝えることで、どこで災害発生の危険度が高まっているかを「キキクル」で確認し、自主的な安全確保の判断を促すものである。
- ② 記録的短時間大雨情報を、当該市町村が警戒レベル 4 相当の状況となっている場合にのみ発表することで、災害発生の危険度が急激に上昇し、速やかな安全確保が必要な状況となっていることを適切に伝えられるように改善された（令和 3 年 6 月 3 日～）。



キ 警報級の可能性

警報級の現象が 5 日先までに予想されているときには、その可能性を「警報級の可能性」として〔高〕、〔中〕の 2 段階の確度を付して発表する。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶ等社会的影響が大きいいため、可能性が高いことを表す〔高〕だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す〔中〕も発表する。

「警報級の可能性」のイメージ（気象庁資料）

「警報級の可能性」の〔高〕及び〔中〕の利活用のイメージ

警報級の可能性	翌日まで 積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。	2 日先から 5 日先まで 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象。
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日 05 時・11 時・17 時に、一次観分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日 11 時・17 時に、府県予報区ごとに発表
〔高〕 対象区域内のいずれかの市町村で警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。	翌日までの期間に「警報級の可能性」の〔高〕が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、 <u>「警報に切り替える可能性が高い注意報」</u> や <u>「予告的な府県気象情報」</u> 等がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される詳細な時間帯を気象警報・注意報等で確認してください。	数日先の「警報級の可能性」の〔高〕や〔中〕が発表されたときは、 <u>心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」の内容に十分留意するようにしてください。</u>
〔中〕 〔高〕ほど可能性が高くないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を発表するような現象発生 <u>の可能性</u> がある状況。	翌日までの期間に「警報級の可能性」の〔中〕が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、 <u>深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておくようにしてください。</u>	

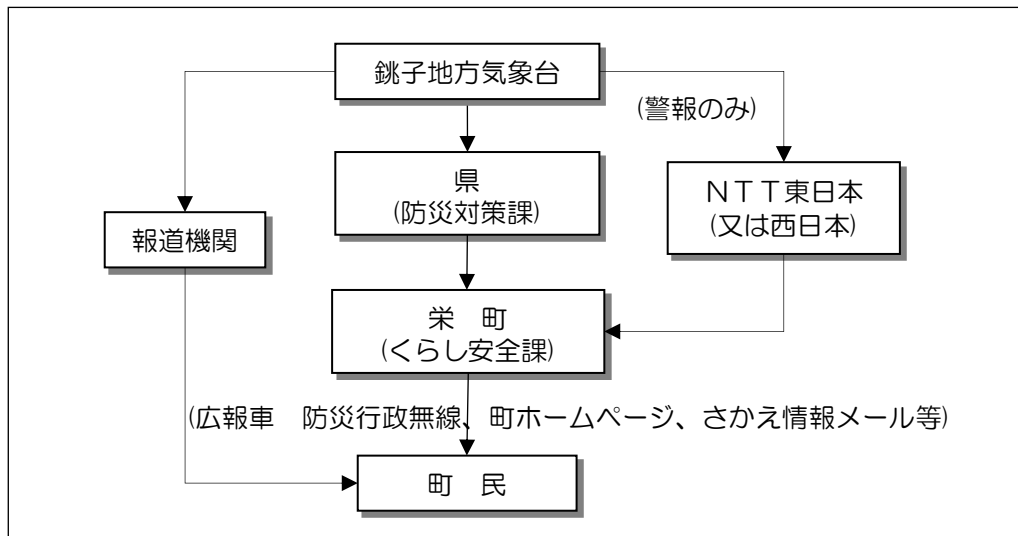
「明日まで」の方が「明後日から 5 日先まで」よりも見逃しが少ない。

（内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」②P48の内容に基づき整理）

(4) 注意報及び警報等の伝達系統

銚子地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を以下に示す。

気象注意報・警報等の伝達系統図（町及び町民への伝達系統のみ記載）



(5) 銚子地方気象台と町とのホットラインの運用

銚子地方気象台は、気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、くらし安全課の責任者等へ電話連絡する。緊急性が高い場合等には、町長に直接連絡を行う。

町が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、銚子地方気象台、利根川下流事務所等の国及び印旛土木事務所等の県に対し、気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

3 土砂災害警戒情報等【本部事務局】

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）第27条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条及び災対法（昭和36年法律第223号）第55条の規定に基づき銚子地方気象台と県が共同発表するものである。

ア 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨警報又は大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、町長の避難指示や町民等の自主避難の判断を支援するために、県と銚子地方気象台が共同で発表する。

なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

イ 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊箇所を対象とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

ウ 発表対象地域

県内の市町村ごとに発表する。

エ 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準等

項目	内容
警戒基準	○ 大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。
警戒解除基準	○ 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。
土砂災害警戒情報の伝達系統	○ 土砂災害警戒情報の伝達系統は、警報・注意報と同様の系統で伝達される。

オ 共同発表

銚子地方気象台及び県は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を共同発表する。また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

(2) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。町長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

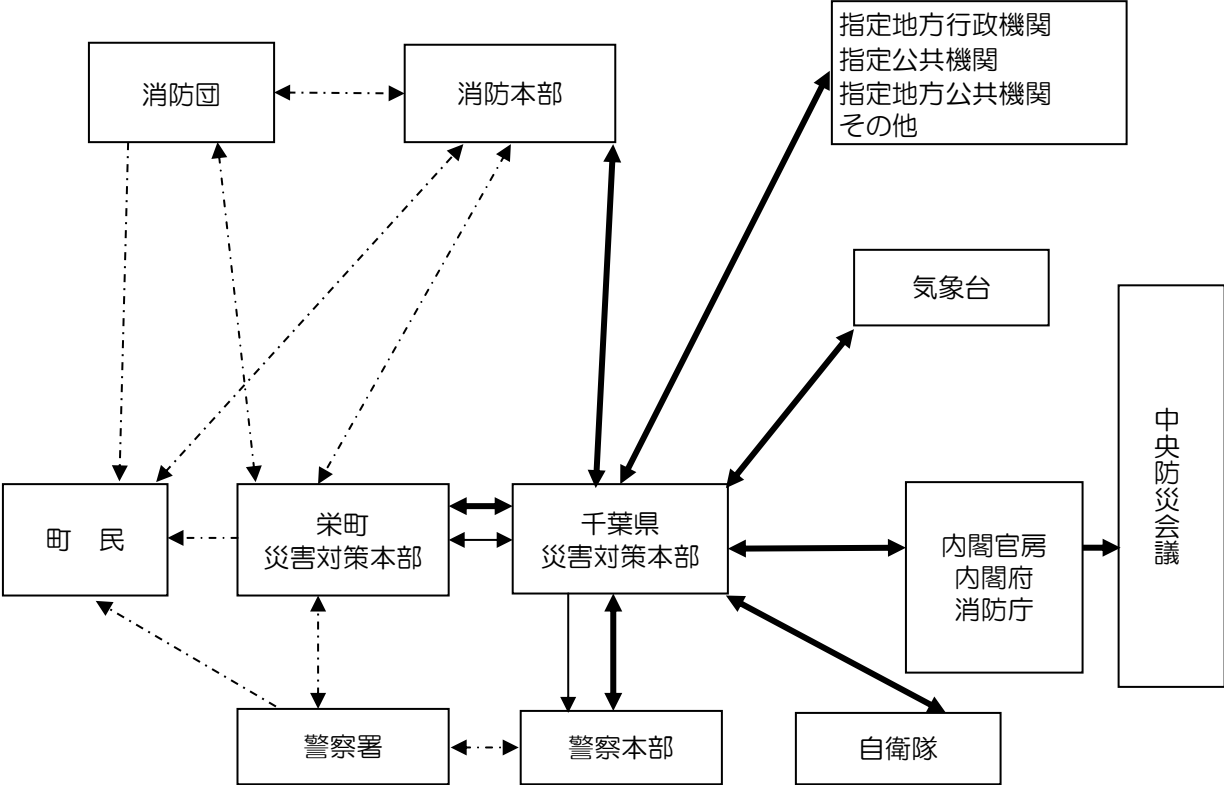
火災気象通報の基準

- 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
- 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
- ※ 降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
- ※ 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m以上）

4 通信手段の確保【本部事務局】

(1) 災害通信系統図

風水害時の情報連絡の流れは次のとおりである。



千葉県防災行政無線 消防防災無線 中央防災無線	——	千葉県 防災情報システム	——	市町村防災無線 消防・警察無線 口頭伝達 等	-----
-------------------------------	----	-----------------	----	------------------------------	-------

(2) 通信連絡手段

区 分	方 法
消防本部	1 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報の連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 3 保有する同報無線等を中心に町の各機関、県及び指定行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、又は、有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。 5 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。
県	1 千葉県防災行政無線を主体に東日本電信電話株式会社の加入電話（災害時優先電話非常・緊急通話の利用を含む。）をはじめ各通信事業者の携帯電話のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先

	機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線により、総務省消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に緊急連絡用回線網を確保している。
県警察	警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を利用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種連絡手段により通信連絡を行う。

5 通信施設が使用不能となった場合の措置【本部事務局】

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難になった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

(1) 関東地方及び千葉県地区非常通信協議会の構成機関の無線局

- ア 警察通信施設
- イ 国土交通省関係通信施設
- ウ 気象官署通信施設
- エ 日本赤十字社通信施設
- オ 日本テレコム株式会社通信施設
- カ 海上保安部通信施設
- キ 東日本電信電話株式会社通信施設
- ク 東京電力パワーグリッド株式会社通信施設
- ケ NHK千葉放送局通信施設
- コ 東京ガス株式会社通信施設

(2) 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く。）

(3) 上記以外の機関又は個人の無線局

6 被害情報の収集・報告【本部事務局】

町内各地域における各種災害の発生に関し、応急対策を適切に実施するためには、被害の発生・拡大状況及びこれに対して取られた措置等の情報を、迅速かつ正確に収集し報告する必要がある。

(1) 被害情報の収集等

各部は、災害が発生したとき速やかに被害の状況及びこれに対し取った措置の概要を、逐次本部事務局を経由して、本部長に報告する。この際、各部との連絡を密にして取りまとめる。

(2) 報告の種別等

災対法（昭和36年法律第223号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、次の要領に基づいて行う。

(3) 被害報告等取扱責任者

区 分	所 掌 事 務	報 告 責 任 者
総括責任者	被害情報等の報告を統括する。	くらし安全課長
報 告 者	各部門ごとの被害状況等の報告事務を取り扱う。	くらし安全課長

(4) 収集、報告の留意事項

ア 人的被害の危険性の有無及び発生状況、応急処置の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報を他の情報に優先して収集し、報告すること。

また、収集及び報告内容は概ね次のとおりとするが、報告もれ・重複等のないよう各部局相互の連絡を密にすること。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度は資料編 111～117頁「被害の認定基準」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - A) 災害対策本部の設置状況及び職員配備状況
 - B) 主な応急措置の実施状況
 - C) その他必要な事項
- ⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦ その他必要な事項

イ 各部は、収集、報告の迅速・正確を期するため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じ情報の収集、報告に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。

このため、地域の実情を踏まえ、消防団、自主防災組織、区等地域住民からの通報等も含めた情報収集体制の強化を図っておくこと。

また、被災世帯及び被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合して正確を期す。

ウ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

エ 発災初期の情報収集に当たっては、「震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通

報の殺到状況、被災地の映像情報等被害規模を推定するための概括的な情報伝達に特に留意すること。

(5) 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、町及び防災関係機関に報告又は通知する。

又、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

7 災害報告【本部事務局】

(1) 県への被害報告

町に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム（故障時は電話・FAX）により県本部事務局に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告し事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（令和3年5月20日改正）」により、第1報について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発火災等により消防本部・署に通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。

報告の種類	報告の内容	方 法
災害緊急報告	県等が広域的に応急対策を行うために必要な、次の重要かつ緊急性のある情報（部分情報、未確認情報も可） 1 人的被害 2 住家被害 3 公共施設等被害 4 危険物施設被害（爆発・漏洩等） 5 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの） 6 輸送関連施設被害 7 ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害） 8 火災（地震による火災発生の場合に限る） ※上記1～8に係る被害の発生・拡大の見込み、応急対策の状況、復旧見込み等を含む。 9 避難状況、救護所開設状況 10 災害対策本部設置等の状況 11 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの	① 覚知後直ちに ② 第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに （通話・FAX）

報告の種類		報告の内容	方法
災害 総 括 報 告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害報告 町区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置職員配備、住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで（端末入力）
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 1 被害報告 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 町内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後 10日以内 （端末入力及び文章）
	災害年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までの災害について報告	4月20日まで （端末入力及び文章）
災害詳細報告		災害統轄報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで （端末入力又はFAX）

※ 町に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災無線（又は電話・FAX）により県本部事務局に報告する。

千葉県被害情報等報告要領による報告担当

報告の種類	報 告 様 式		担 当
災害緊急報告	災害緊急報告	様式 1－1	くらし安全課
災害総括報告	災害総括報告（その 1）	様式 2－1	
	災害総括報告（その 2）	様式 2－2	
災害詳細報告	避難状況詳細報告	様式 3	
	避難所・救護所開設状況報告	様式 4	
	人的被害詳細報告	様式 5－1	
	住家被害詳細報告	様式 5－2	
	人的・住家被害詳細報告 確定時報告・システムのみ入力	様式 6	
	文教施設被害詳細報告	様式 7	
	病院被害詳細報告	様式 8	
	公共土木施設被害総括報告	様式 9－1	
	公共土木施設被害詳細報告	様式 9－2	
	公共土木施設被害詳細報告 （国管理・公団管理・公社管理）	様式 9－3	
	がけくずれ被害報告	様式 11	

	交通規制情報	様式 12	
	清掃施設被害詳細報告	様式 13	
	鉄道被害詳細報告	様式 14	
	水道被害詳細報告	様式 15-1	
	電気被害詳細報告	様式 16	
	電話被害詳細報告	様式 17	
	ガス被害詳細報告	様式 18	
	社会福祉施設被害詳細報告	様式 19	
	その他施設被害詳細報告	様式 20	
	火災発生状況報告	様式 21	

※ 上記のほか各課等で関係機関に被害等の状況について報告したものについては、整合を保つためにくらし安全課に報告すること。

※ 報告様式は「危機管理情報共有要綱」の定めによる。

8 気象警報等の伝達系統及び方法【本部事務局】

(1) 伝達系統図及び方法

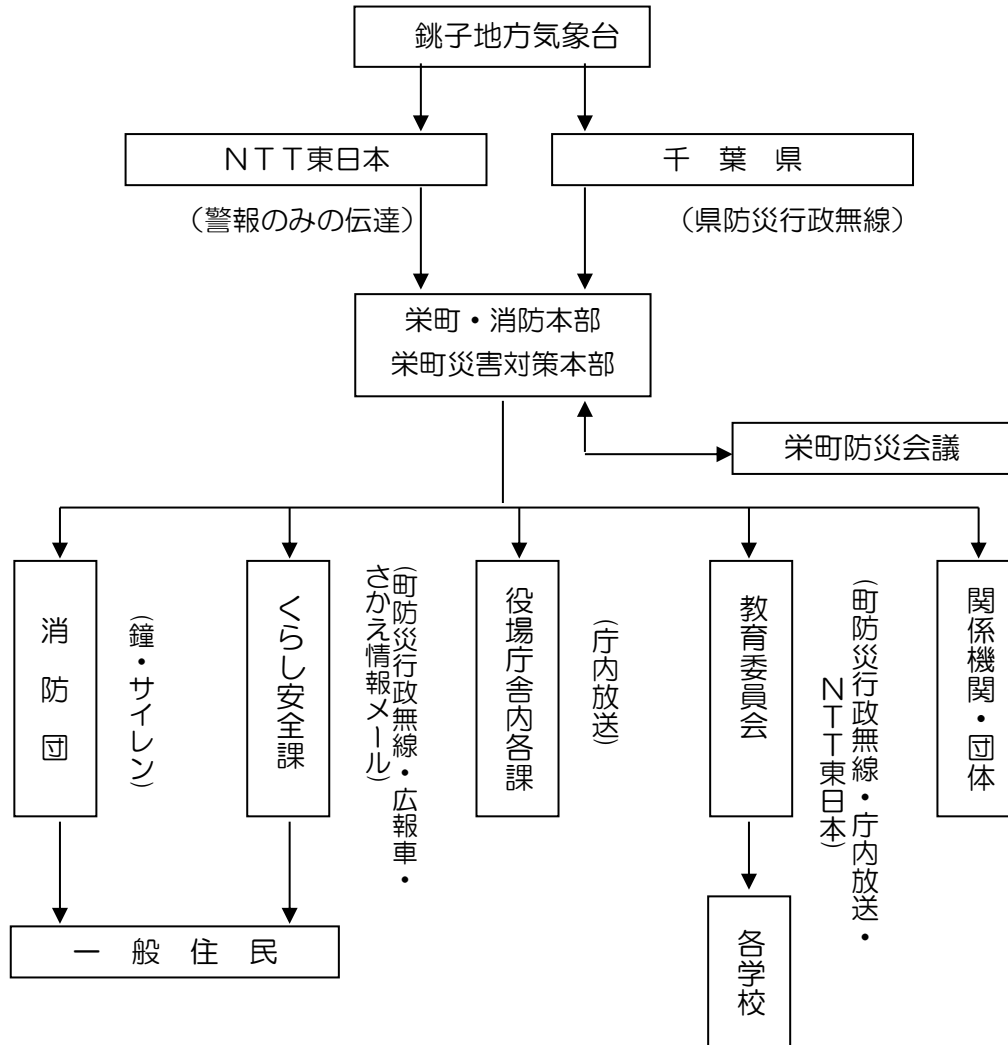
ア 気象予警報の収受

原則として県、N T T 東日本を通じて、気象台及び観測所から発表された気象情報の収集に努める。

イ 水位、雨量等の収集

県（千葉県防災ポータル 気象観測情報 雨量・水位）及び出先機関、気象官署、近隣市町等から収集し、関連する河川の水位等の状況を把握するとともに、災害が予想される区域等から情報を収集する。

ウ 注意報・警報等伝達系統図（次頁）



9 異常現象発見時における措置【本部事務局、経済建設部】

(1) 発見者の通報

災害が発生するような異常な現象（例えば、異常水位、地割れ、地滑り、火災、堤防の亀裂、漏水箇所等）を発見した場合は、次に掲げる者のうち最も近い者に通報する。

- ア 栄町消防本部（勤務時間外は消防署）又は消防団員
- イ 警察署（交番及び駐在所を含む）又は警察官
- ウ 町職員

(2) 町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは地域住民から通報を受けた警察署（交番、駐在所）又は警察官、消防本部・署又は町職員は直ちに町長に報告する。

町の情報収集担当課は消防本部消防総務課とし、その責任者は消防総務課長とする。

(3) 町長の各機関への通報

町長は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を計画に従って行うものとし、必要により次の機関に通報する。

- ア 銚子地方気象台、警察署、町防災会議委員
- イ 異常気象によって、災害の影響があると予想される近隣の市町村
- ウ 県
- エ 学校、幼稚園、保育園
- オ その他公共機関

(4) 一般住民等に対する周知徹底

予想される災害地域の町民及び関係団体等に周知徹底する場合は、前項の「8.気象警報等の伝達系統及び方法」に従って行う。

10 被害情報等収集報告取扱計画【本部事務局、消防部】

町内各地域における各種災害の発生に関し、応急対策を適切に実施するためには、被害の発生・拡大状況及びこれに対して取られた措置等の情報を、迅速かつ正確に収集し報告する必要がある。

このため各部は、被害状況等の情報収集、報告の取扱いにあたり以下により重要度・緊急度等に応じた情報収集・報告の実施及び正確性の確保等を図るとともに、的確な対応に努める。

(1) 被害情報の収集等

各部は、災害が発生したときは速やかに被害の状況及びこれに対して取った措置の概要を、逐次本部事務局を経由して、本部長に報告する。

この際、各部との連絡を密にして取りまとめる。

(2) 報告の種別等

災対法（昭和36年法律第223号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、次の要領に基づいて行う。

(3) 被害報告等取扱責任者

区 分	所 掌 事 務	報 告 者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する。	くらし安全課長
取扱責任者	各部門ごとの被害状況等の報告事務を取り扱う。	くらし安全課長

(4) 収集、報告の留意事項

ア 人的被害の危険性の有無及び発生状況、応急処置の状況等、災害応急対策を実施するうえで、重要かつ緊急性の高い情報を他の情報に優先して収集し、報告すること。

また、収集及び報告内容は概ね次のとおりとするが、報告もれ・重複等のないよう各部相互の連絡を密にすること。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時

- ③ 災害が発生した場所又は地域
 - ④ 被害の状況（被害の程度は、国の被害認定基準の手引き等に基づき判定する。）
 - ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - A) 災害対策本部の設置状況及び職員配備状況
 - B) 主な応急措置の実施状況
 - C) その他必要な事項
 - ⑥ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用の要否及び必要とする救助の種類
 - ⑦ その他必要な事項
- (5) 災害による町民等の避難の状況
- ア 各部は、収集、報告の迅速・正確を期すため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じ情報の収集、報告に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。
- このため、地域の実情を踏まえ、消防団、自主防災組織、自治会等地域住民からの通報等も含めた情報収集体制の強化を図っておくこと。
- また、被災世帯及び被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合して正確を期す。
- 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。
- イ 町及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る担当部局を定めておく。

第3節 水害及び土砂災害対策活動

気象状況等から町域において水路、道路冠水、河川の氾濫、土砂災害等の発生が予想される場合、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための活動を実施する。

項目	担当
1 水害対策活動	経済建設部、消防部
2 土砂災害対策活動	経済建設部
3 被害の未然・拡大防止のための町民への注意喚起	本部事務局
4 洪水防御計画	消防部

1 水害対策活動【経済建設部、消防部】

(1) 警戒巡視

経済建設部は、気象注意報、警報等の発表又は降雨により冠水等が予測される場合、河川・水路、道路等、所管施設等の状況を巡視する。

(2) 避難準備

経済建設部は、警戒巡視等により土砂災害や浸水被害等の危険が予測される場合、要配慮者の事前避難とその他住民の避難準備を促すために高齢者等避難を伝達する。

(3) 応急措置

水防法（昭和24年法律第193号）第21条及び災対法（昭和36年法律第223号）第63条に基づき、水害防止作業のため必要がある場合は、経済建設部は警戒区域を設定し、一般住民の立入りを禁止、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

冠水や倒木等が発生した場合は、次のような応急措置を実施する。

応急措置

- 浸水箇所では土のう積みによる防ぎよ、ポンプによる排水を行う
- 道路の冠水区域は、通行止め等の措置をとる
- 通行の障害となる道路上の障害物は除去する
- 倒木、落下物等で危険なものは除去する
- 床上浸水等が発生する恐れのある場合、高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者を避難所に誘導する

2 土砂災害対策活動【経済建設部】

(1) 土砂災害警戒情報の活用

県は、銚子地方气象台と共同で、大雨による土砂災害（がけ崩れ等）発生の危険度が高まったときは、防災活動や町民等の自主避難の判断等への利用を目的として、関係市町村への土砂災害警戒情報の発表を行っている。

町には、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域等が複数指定されており、台風や集中豪雨に伴い崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの危険箇所において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用する。

また、土砂災害警戒情報に加えて土砂災害のメッシュごとの切迫性や危険度の推移が分かる補足情報についても活用する。

(2) 情報の収集・伝達

土砂災害対策活動における情報の収集伝達は、次のとおりである。

情報の収集・伝達に伴う配慮事項

- 暮らし安全課は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、町民等の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。
- 暮らし安全課は、土砂災害の発生が予想される場合、経済建設部と連携して町民及び自主防災組織に対し警戒避難等の指示もしくは伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、消防団及び自主防災組織と連携して戸別伝達に努める。
- 暮らし安全課は、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に情報を伝達し注意を喚起する。
- 暮らし安全課は、災害対策本部の指示に基づき、関係各課と連携し、町民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

(3) 二次災害の防止

町及び県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講じる。

二次災害の防止措置

- 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の実施
- 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- 災害対策本部は、関係各課からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて整理を行い、直ちに県へ連絡する。
- 暮らし安全課は、降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、経済建設部と連携して、関係機関や町民への周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。
- 暮らし安全課は、災害対策本部指示に基づき、関係各課が収集した情報を、関係各課と連携して町民に対し適切に広報する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

3 被害の未然・拡大防止のための町民への注意喚起【本部事務局】

暮らし安全課は、被害が発生する恐れが高くなる等、町民への注意喚起等が必要な場合、防災行政無線、さかえ情報メール、緊急速報メール、広報車等を活用し、町民等に対し被害の未然防止、拡大防止及び危険箇所からの避難等を促す呼びかけを行う。

また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）等に対して、高齢者等避難等の避難情報をFAX等により伝達する。

4 洪水防御計画【消防部】

災害対策本部が設置されるまでは、水防本部として活動し、災害対策本部設置後は、これに統合し、災害対策本部の指示により活動する。

利根川に関する水防は、当町を含む6市2町（成田市、佐倉市、栄町、白井市、酒々井町、八千代市、四街道市、印西市）で構成している印旛利根川水防事務組合の水防実施計画に基づいて実施する。

(1) 印旛利根川水防事務組合の組織

組合の概要は次のとおりである。

ア 水防区域

下利根川右岸印西市竹袋（旧手賀沼樋）より栄町矢口入口まで（10K941.45m）の一級河川

イ 水防体制

水防を開始すれば、水防本部、水防支部4箇所、水防屯営10箇所を設ける。

ウ 水防本部

水防本部は、栄町消防本部内組合事務局とする。

水防本部長は、栄町長が、副本部長は印西市長があたる。

(2) 水防配備体制

水防配備の種類は、次の三種類とする。

ア 注意配備体制

専従職員が水防業務にあたる体制

イ 警戒配備体制

所属人員の約半数をもってこれにあたり水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制（水防団長、同副団長は水防本部に出動し、水防団員は自宅で待機する。）

ウ 非常配備体制

所属人員全員がこれにあたる完全な水防体制（水防団員出動配置につく。）

(3) 水防標識

ア 水防時には、栄町水防団に用意する所定の標識をつける。

① 屯所の標識

標旗を掲げる。

(4) 公用負担

ア 公用負担の権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防組合管理者又は水防団長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土、石、竹、木、その他の資材の使用
- ③ 土地、土石、竹木、その他の資材の収集
- ④ 車、その他の運搬具、又は器具の使用
- ⑤ 工作物、その他障害物の処分

イ 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次の証票を二通作成して一通を目的物所有者、管理者又はこれに準すべき者に手渡さなければならない。

公用負担証書				
負 担 者		住 所 氏 名		
物件数量	負担内容	（使用収用処分等）		
		期 間	摘 要	
年	月 日			
		水防組合管理者		
				印

ウ 公用負担権限委任証明書（身分証票）

公用負担の権限を行使するものは水防組合管理者又は水防団長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては以下の証明書を携行し、必要ある場合にはこれを呈示しなければならない。

公用負担権限委任証明書

第 号
身 分 氏 名
上の者の区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したることを証明する。
年 月 日
水防組合管理者 又は水防団長
印

エ 損失補償

以上の権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は、時価に応じて損失補償する。

第4節 災害広報

町及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに町民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、町民等が適切な行動をとれるようにするとともに、流言飛語等による社会的混乱やパニックの発生を未然に防止する。

項目	担当
1 災害時の広報	総務部
2 広聴活動	総務部
3 報道機関への対応	総務部

1 災害時の広報【総務部】

(1) 広報活動要領

県、町、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、地区住民の社会不安の防止を図るとともに、被災地の町民の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、町の広報は、総務部を窓口とする。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 被害に関する情報

- ① 人及び家屋関係
- ② 公益事業関係
- ③ 交通施設関係
- ④ 土木港湾施設関係
- ⑤ 農林水産関係
- ⑥ 商工業関係
- ⑦ 教育関係
- ⑧ その他

ウ 応急対策活動に関する情報

- ① 水防、警備、救助及び衛生環境対策活動
- ② 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動
- ③ その他町民及び被災者に対する必要な広報事項

エ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 広報活動

- ① 町防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報
- ② 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ③ ソーシャルメディア等を活用した広報
- ④ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供して広報を要望する。

2 広聴活動【総務部】

総務部に相談窓口を設置し、町民等からの問い合わせや生活相談に対応する。相談窓口には、関係各課の担当者を置き、町民等の相談に迅速な対応ができるように努める。

相談窓口で扱う事項は、以下のとおりである。

相談事項例

○ 安否情報（家族の消息等）	○ 搜索依頼の受け付け
○ り災証明書の発行	○ 埋葬許可証の発行
○ 他各種証明書の発行	○ 仮設住宅の申し込み
○ 住宅の応急修理の申し込み	○ 災害見舞金、義援金の申し込み
○ 被災者生活再建支援金の申し込み	○ 生活資金、営業資金等の相談等
○ 福祉、法律関係の相談	○ 職業のあっせん等の相談

3 報道機関への対応【総務部】

(1) 報道機関への要請

県及び町が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災対法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県に要請する。

第5節 広域連携体制

風水害時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策を実施する。

項目	担当
1 県・市町村等への応援要請	本部事務局
2 消防の広域応援要請	消防部
3 上水道事業体の相互応援	経済建設部：（長門川水道企業団）
4 資料の提供及び交換	総務部
5 経費の負担	総務部
6 民間団体等との協定等の締結	本部事務局
7 受援計画	本部事務局

1 県・市町村等への応援要請【本部事務局】

(1) 国に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定行政機関は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 県に対する応援要請

町長は、被害が拡大し、単独でこれに対処することが困難な場合には、県（知事）に、応援要請を行う。

(3) 市町村相互の応援

ア 町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

また、新潟県三条市と「災害時の相互応援に関する協定書」を平成17年10月1日に締結し、大規模災害時における相互応援体制を図る。

イ 知事は、上記アの応援が迅速かつ的確に行われるよう、その調整を行う。また、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- ① 応援をすべき市町村
- ② 応援の範囲又は区域
- ③ 担当業務
- ④ 応援の方法

ウ 町長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、自主的に応援を行う。

(4) 市町村の受援計画

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

(5) 県内外市町村への応援要請

ア 県知事に対する応援要請

町長は、本町の地域内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 68 条の規定により県知事に対し応援を求め、又は応援措置の実施を要請する。

イ 県内市町村に対する応援要請

町長は、本町の地域内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条に規定する「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

ウ 職員の派遣

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 又は災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 29 条の規定により、指定行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 30 条の規定により県知事に対し、指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

2 消防の広域応援要請【消防部】

(1) 広域消防応援体制

ア 県内消防機関による広域的な応援を必要とする場合、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

イ 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第 43 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

3 上水道事業体の相互応援【経済建設部（長門川水道企業団）】

(1) 上水道

長門川水道企業団の企業長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

4 資料の提供及び交換【総務部】

- (1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

5 経費の負担【総務部】

- (1) 国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合、国又は他都県市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基準法施行令（昭和37年政令第288号）第18条）
- (2) 指定公共機関等から協力を受けた場合
指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

6 民間団体等との協定等の締結【本部事務局】

大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

民間団体等の協定等の締結状況については資料編に示す。

「資料編 21～23 頁参照」

7 受援計画【本部事務局】

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、必要な準備を整えた受援計画の考え方を以下にまとめる。

(1) 受援計画の位置づけ

応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うため、本項の内容を受援計画とし、地域防災計画内に位置づける。

(2) 各課の役割

応援要請や受け入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各課において主体的に実施し、全体調整をくらし安全課が行う。受援担当部署の役割は、次のとおりである。

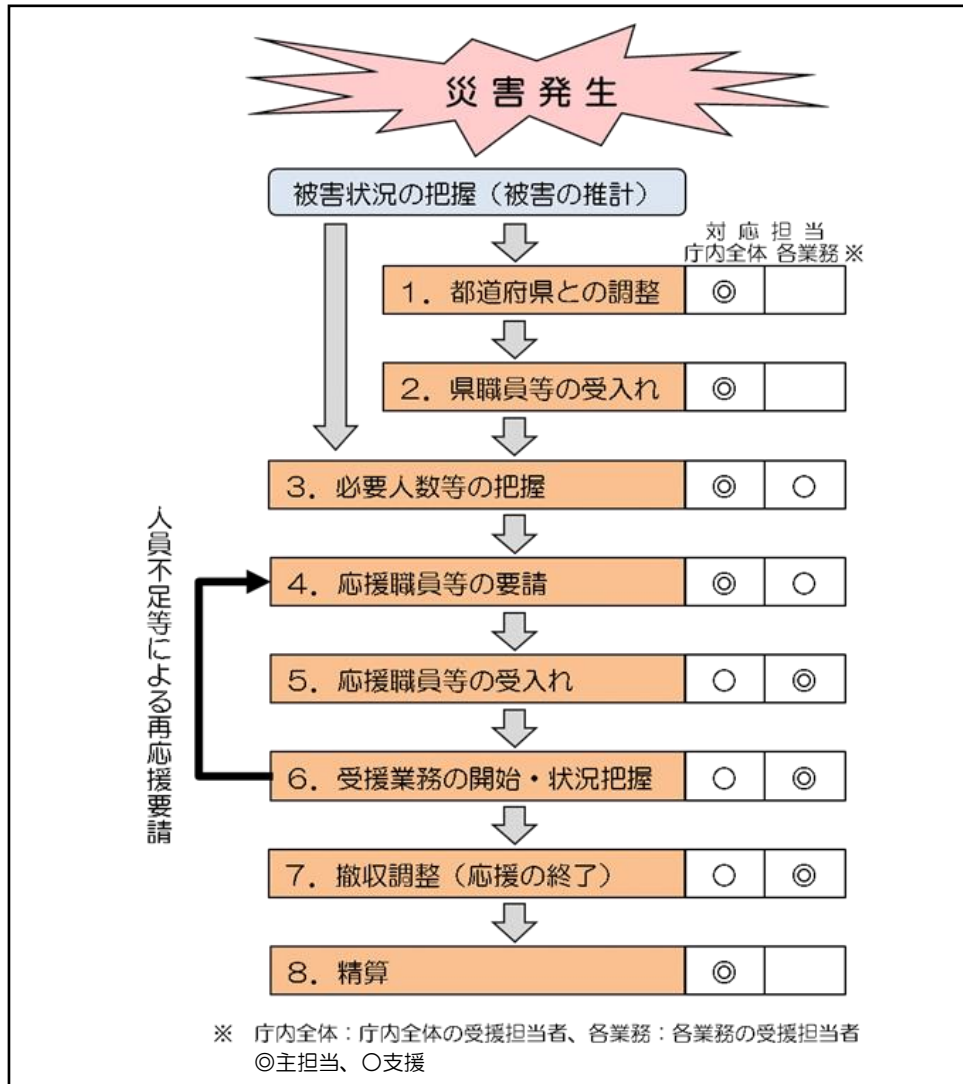
受援担当部署の役割

区分	内 容
くらし安全課	- 県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入調整に関すること - 各業務の受援担当部署との応援職員等の受入調整に関すること - 各業務の人的応援の取りまとめに関すること - 受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関すること
各業務の 受援担当部署	- くらし安全課との応援職員等の受入調整に関すること - 各業務における応援職員等の受入に関すること（状況把握、サポート等）

(3) 応援職員等の受入に関する基本的な流れ

災害発生後の応援職員等の受入の基本的な流れ及び各業務の主な内容を次に示す。

応援職員等の受入に関する基本的な流れ



ア 県との調整

くらし安全課は、被災状況や職員の参集状況等を踏まえ、応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、県と調整の上、それらに関して知見のある県職員や国の応急対策職員派遣制度に基づき総括チームの派遣を要請する。

イ 県職員等の受入

くらし安全課は、県職員等の受入に当たって必要となる執務スペースを確保し、受入環境を準備する（受援シートにより事前に整理）。

ウ 必要人数等の把握

くらし安全課は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当部署に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。

各業務の受援担当部署は、受援シートの「応援職員等の要請人数の考え方」等を参考に、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

エ 応援職員等の要請

くらし安全課は、各業務の受援担当部署に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。

くらし安全課は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当部署が要請を行う場合には、くらし安全課と情報共有する。

オ 応援職員等の受入

各業務の受援担当部署は、応援職員等が円滑に活動できるよう事前に受援シートで定めている執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。

各業務の受援担当部署は、応援職員等を受け入れる際にはくらし安全課と情報共有する。

応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を受援シート等も活用しながら説明する。

記載事項の例

- ①現在の状況
- ②関係者のリストや連絡先
- ③執務場所、休憩場所
- ④必要な資源の確保方法
- ⑤働く期間・一日のスケジュール
- ⑥想定される危険や安全確保方法
- ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになっているか）等

力 受援業務の開始・状況把握

各業務の受援担当部署は、応援職員等と業務を始めるに当たり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設ける等状況認識の統一を図るよう努める。

各業務の受援担当部署は、応援職員等と定期的に打合せを行い、災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況等を確認し、必要に応じて改善に努める。

くらし安全課は、応援職員等の代表者等が災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

キ 撤収調整（応援の終了）

各業務の受援担当部署は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。応援の終了を決定する場合は、くらし安全課と情報共有する。

ク 精算

県や応援職員等派遣機関と調整の上、実費・弁償の手続を行う。

(4) 受援力向上に向けた取組の推進

大規模災害発生直後の状況においても早期の応援要請を行い、他自治体や民間団体、事業者等からの支援を最大限に活用し、効果的な災害応急活動を遂行することが重要である。

このため町は、他自治体や民間団体、事業者等と協定締結の拡充を図り、日頃から協力関係の構築に努める。

また、応援協定を締結するだけでなく、具体的な運用のあり方や災害時の連絡体制の構築等について協定締結先と事前に協議・検討を行う等、実効性の強化に努める。

更に、国が構築した「被災市区町村応援職員確保システム」を活用し、応援職員等の要請・受入を迅速に行うことができるよう、活用方法の習熟や体制整備を図る。

(5) 受援シート

災害時に応援受入を円滑にできるよう、下記の例を参考に受援対象業務ごとの受援シートをあらかじめ作成しておく。

業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	●●課 課長		
受援担当者	●●課 課長補佐（●●担当）		
	●●●●		

業務の概要と流れ

業務概要	災害時に、活動体制を速やかに確立し、災害対応を庁内全体で円滑に実施できるよう、総括的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）を行う。
------	--

項目	発災当日	～1週間	～1ヶ月
1 災害対応の総括・運営	職員の安否確認 庁舎の機能維持・回復	災害対策本部の運営・管理 庁内体制の構築（状況に応じて適宜変更）	
2 情報収集と共有		被害情報の収集・とりまとめ 会議での共有や県等への報告	
3 外部機関等との調整	救助活動団体との調整（消防・警察等）	自衛隊派遣の要請と業務調整 応援職員等の要請と受入調整 その他、関係機関・団体等との調整	
4 町民等への広報		災害情報・生活支援情報の発信（HP、SNS、Lアラート等） 報道機関への対応（記者会見、首長メッセージ発信）	

応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

以下の内容等において、災害マネジメントを総括的に支援する。 ・災害対策本部会議の運営 ・市町村長への助言 ・庁内体制の構築と変更 ・被害情報の収集・とりまとめと会議での共有や県等への報告 ・応援職員等の要請と受入調整 ・その他、関係機関・団体との調整等
--

関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考（FAX等）
●●都道府県				
国				
協定締結 地方公共団体	・同一都道府県内 ・友好都市 等			
協定締結 事業者等	・石油商業組合（発電機等の燃料） ・通信事業者（衛星携帯電話） 等			
消防				
警察				
自衛隊				
その他関係機関 （※）				

（※）その他関係機関には、電力、通信等の指定公共機関が考えられる。

応援職員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	（例）災害対策本部（オペレーションルーム）
現場（屋外）	—

応援要請にあたっての留意事項

- 災害対応は、刻々と変化する状況に応じて、先を見据えた方針の決定と業務の推進、また、それらの全体管理が必要であるため、こうした業務遂行のマネジメントが自市町村で可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて、●●都道府県職員や総括支援チーム等に対して災害マネジメント支援の要請を行う。
- どのような業務に対してどれだけの人数を要請するか等について不安がある場合は必要に応じ●●都道府県職員・総括支援チーム等の支援を要請する。

必要な資機材等

車両、通信機材、地図、机、椅子、固定電話、携帯電話、FAX、コピー機、PC、プリンター、筆記用具
※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

指針・手引き等

- ・災害対策本部設置・運営マニュアル
- ・地域防災計画
- ・業務継続計画（BCP）

第6節 自衛隊の災害派遣

災害時における人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼する。

項目	担当
1 災害派遣要請	本部事務局
2 災害派遣要請の範囲	本部事務局
3 災害派遣部隊の受入体制	本部事務局
4 派遣部隊の撤収要請	本部事務局
5 経費負担区分	総務部
6 陸上自衛隊の災害派遣計画	本部事務局

1 災害派遣要請【本部事務局】

(1) 派遣要請の手続き

ア 災害派遣要請

- ① 町長及び当町の区域を管轄する成田警察署長、印西警察署長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知することができる。
- ② 知事は、災害が発生し、人命及び財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に対し災害派遣を要請する。なお、事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。
- ③ 自衛隊は、災害に際し、その事情に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

イ 知事への災害派遣要請の依頼

① 派遣要請方法

町長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。「資料編 74 頁参照」

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、県防災行政無線電話又は一般加入電話等により依頼する。なお、この場合においては、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼する暇がないがないとき、もしくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通知し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

A) 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課

住所 千葉市中央区市場町 1-1

電話 NTT 043-223-2175

防 災 500-7320

B) 提出部数 1 部

- C) 記載事項
 - a 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - b 派遣を希望する期間
 - c 派遣を希望する区域、活動内容
 - d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

2 災害派遣要請の範囲【本部事務局】

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認めるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の搜索救助
死者、行方不明者、負傷者等の搜索救助（緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
- (4) 水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
- (5) 消防活動
利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
- (6) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除
施設の損壊、又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合に限る。）
- (7) 診察、病虫防除等の支援
大規模な感染症等の発生に伴う応急対策（薬剤等は県又は町が準備）
- (8) 人員及び物資の緊急の輸送
緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (9) 炊飯及び給水の支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合

(10) 救難物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」による。（ただし、譲与は県、市町村その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）

(11) 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳（ふくそう）する地点における車両を対象とする。

(12) 危険物の保安及び除去

能力可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(13) 予防派遣

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

3 災害派遣部隊の受入体制【本部事務局】

(1) 他の災害救助復旧機関との競合又は重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかにとりうるよう事前に配慮する。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び必要器材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊の受入

町長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

ア 本部事務室

イ 宿舍

ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8mとする。）

オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機 種	必 要 地 積
UH-1H×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 150m×150m

※四方向に障害物のない広場のとき

4 派遣部隊の撤収要請【本部事務局】

町長は、災害派遣部隊の撤収要請の依頼を行う場合は、被災地区の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議して行う。「資料編 76 頁参照」

5 経費負担区分【総務部】

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担し、2 以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救護活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。
- (5) 天幕等の管理換に伴う修理費

6 陸上自衛隊の災害派遣計画【本部事務局】

風水害等及び大規模災害が発生した場合、陸上自衛隊第1 空挺団は、平常時から千葉県及び各市町村等関係機関と密接に連携して、災害関連情報・資料の入手に努め、諸準備を周等にして即動態勢を維持する。

災害の発生に際しては、機を失わせず迅速に所要の部隊を派遣し、積極的な救援活動を実施し、災害派遣の目的を達成する。この際、人命救助を重視する。

第7節 災害救助法の適用

「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。

救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

町域で発生した災害が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用基準に該当又は該当する見込みがある場合、直ちにその旨を知事に報告し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

項目	担当
1 災害救助法の適用基準	本部事務局
2 災害救助法の適用手続	本部事務局
3 災害救助法による救助の実施者	本部事務局

1 災害救助法の適用基準【本部事務局】

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受ける恐れのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準・条件等

ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号の規定による。町における具体的適用基準は、次のとおりである。

- ① 町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 50 世帯以上であること。
- ② 県の区域内の住家のうち滅失した世帯数が 2,500 世帯以上であって、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 25 世帯以上であること。
- ③ 県の区域内の住家のうち滅失した世帯数が 12,000 世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたこと。

※次の基準に該当すること。

- ・災害が発生し、又は発生する恐れがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ 災害が発生する恐れがある場合の適用条件等

災害が発生する恐れがある場合の適用条件等は、災害が発生する恐れがある段階において、国が災対法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、町の区域を単位に行う。

(3) 被災世帯の算定

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

① 住家の全壊・全焼・流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の述べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。

② 住家の半壊、半焼

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の述べ床面積20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。

③ 床上浸水

住家の全・半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができない状態となったものである。

④ 床下浸水

上記の浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものである。

ウ 世帯及び住家の単位

① 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

② 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

2 災害救助法の適用手続【本部事務局】

(1) 町

ア 災害に対し、当町における災害が、1 の災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告（本部事務局経由）する。

イ 災害救助法施行規則第 5 条の規定により、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 23 条第 1 項第 4 号の救助については、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(2) 県

ア 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

イ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用したときは、速やかに次により告示する。

告 示

令和 年 月 日の 災害に関し 月 日から 市町村の区域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を実施する。

年 月 日

千葉県知事

ウ 知事は 1 のうち災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合及び 1 の（2）ア④に該当する場合に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣に協議する。

(3) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用基準

市町村名	人 口	被災世帯	
		1 号	2 号
栄 町	20,127	50	25

注) 1 1 号とは災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、2 号とは同令同条同項第 2 号の災害（都道府県一本県 2,500 世帯一と市町村の被災世帯数で判断）をいう。

注) 2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ 2 世帯、3 世帯をもって、全壊世帯 1 世帯と換算する。

注) 3 人口は、令和 2 年国勢調査結果による。

3 災害救助法による救助の実施者【本部事務局】

(1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合の体制

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

(2) 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

第8節 消防・救助救急・危険物等対策

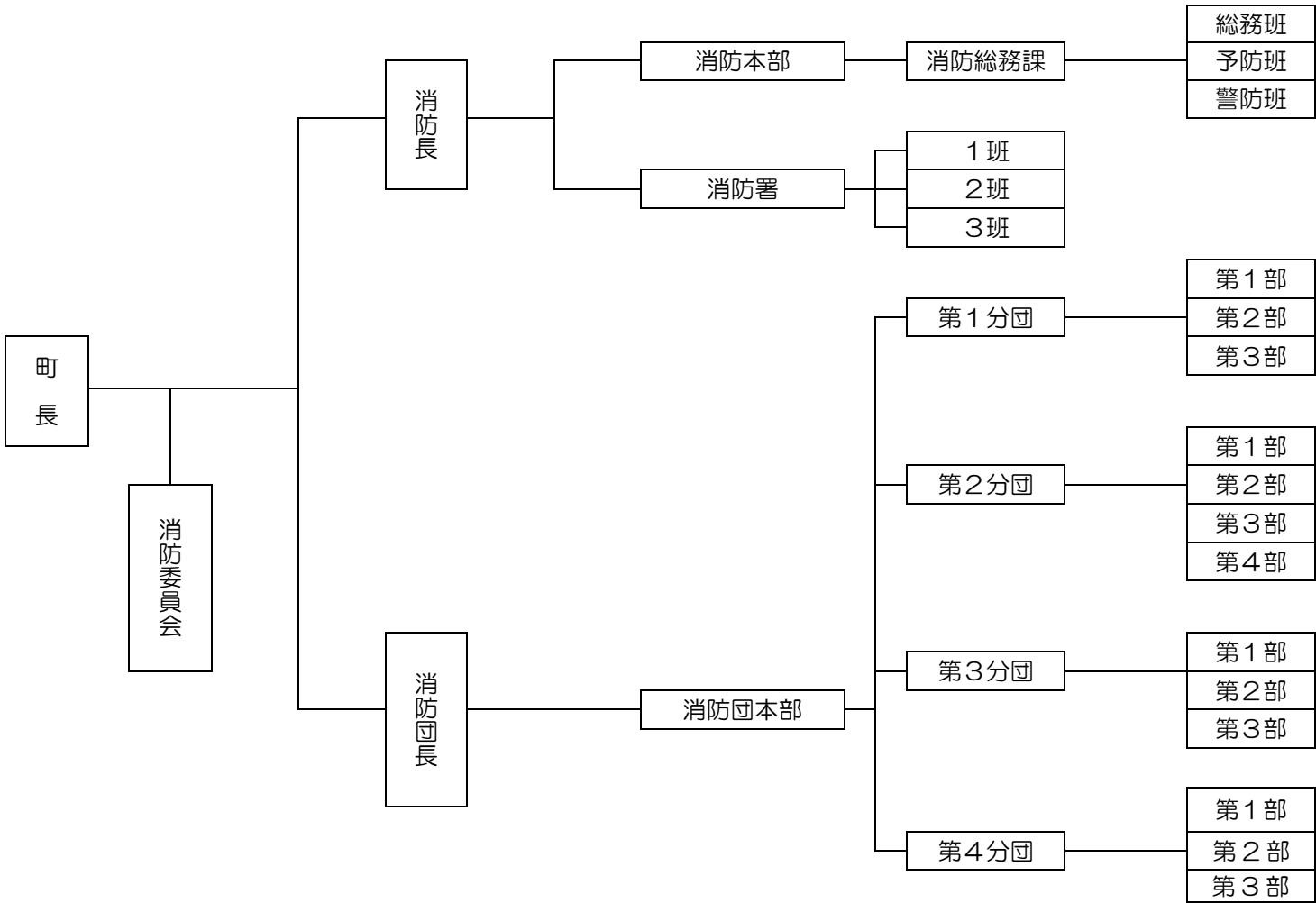
この計画は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）、その他関係法令等に基づき、消防の責務を果たすために、必要な計画を定める。

項目	担当
1 消火活動	消防部
2 救出活動	消防部
3 危険物等の対策	消防部

1 消火活動【消防部】

(1) 消防組織及び消防施設の整備

消防組織図



(2) 火災警報の発令

当町の地理的条件に、実効湿度、最小湿度、平均風速、最大風速等の気象状況と、銚子气象台が、県防災対策課を経由して町に通報する火災気象通報の内容を考慮して町長が発令する。

ア 火災警報発令基準

- ① 実効湿度が 60%以下であって最低湿度 40%を下り、最大風速 7mを超える見込みのとき。
- ② 平均風速 10m以上が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

イ 火災警報発令時の対応

- ① 関係機関に対する協力の要請
- ② 消防装備、積載資器材の点検及び増強
- ③ 広報及び警戒
- ④ その他必要な事

ウ 火災警報信号は、次のとおりとする。

種 別	サイレン吹鳴	打 鐘	その他
火災発令警報	〇〇—・ (30 秒) (6 秒) (30 秒)	〇〇 — 〇〇 —● 1 点と 4 点との班打	吹流、掲示板
火災警報解除	〇〇—・ (10 秒) (3 秒) (1 秒)	〇〇 〇〇 1 点 2 個と 2 点との班打	吹流、掲示板等の撤去

備 考

- 1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれ 1 種、又は 2 種以上とする。
- 2 信号継続時間は適宜とする。
- 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。

エ 火災の警戒体制

- ① 消防署は、3 交代制勤務とし、常に当該区域内の火災発生等に備えて、いつでも出勤できるよう待機の体制を保つ。
- ② 状況により町内を巡回し、危険箇所の警戒警備に当たる。
- ③ 火災発生又は火災警報が発令された場合で消防長が必要と認め、非常召集命令を発令したときは、非番職員等は直ちに現場又は定められた署所に出動し、警戒体制に入る。
- ④ 消防団員は、月例定期点検、演習又は火災警報発令時、非常召集訓練時等にいつでも出勤できる体制を保つ。
- ⑤ これらの出動は、電話連絡又はメール、警鐘等をもって定められた伝達方法による。

(3) 火災出動計画

火災出動計画は、別に定めるものとし、その出動区分は、消防署にあっては、町内全域とし、消防団にあっては、町内全域を複数区分する。ただし、災害の状況により変更すること

がある。

(4) 飛火の警戒

飛火警戒防御は、原則として消防団が当たる。また、風下地域住民に対する飛火警戒の指導を行う。

(5) 速報及び応援要請

ア 消防長は、火災が拡大し、大火災になると判断したときは、その状況を町長及び県等に速報する。

イ 町長は、火災の状況により町だけで対処できない場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第31条の規定により千葉県広域消防相互応援協定により応援を要請する。

ウ 大規模特殊災害発生時に、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定により、他の都道府県の市町村のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び実施細目、並びに県の事前計画に定める手続きにより、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

エ 町長は、火災の状況により、消防長又は消防団長と協議の上必要があると認めたときは、知事へ自衛隊の派遣要請を依頼する。

(6) 消防隊の活動及び指揮連絡

ア 消防隊の指揮は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法の定めるところによる。

イ 現場指揮は適格な状況判断と沈着冷静かつ確固たる信念をもって行う。

ウ 消防隊の活動は、迅速果敢、臨機応変に消防戦術を駆使し、防御鎮圧に最大の効果を発揮することに努める。

エ 消防隊は目前の物的被害のみに目を奪われて、人命救助救出にいささかも遺漏があってはならない。

(7) 鎮火後の諸処置

ア 出動隊の長は、人員、器具等の点検を行い、所属の長に対し出動人員及び機械器具等の異状の有無を報告し、命により帰署する。

イ 地元分団長は、別命あるまで残火の警戒に当たるかたわら、使用した水利を整備する。

ウ 残火の処理は徹底して行い、その完全消化を確認し、再燃することのないよう始末する。

(8) 火災原因及び損害調査

消防本部は、火災鎮火後直ちに火災の原因、被害の程度等について調査する。

なお、この調査の正確、敏速を期するため必要により他班員に協力を求めることができる。

2 救出活動【消防部】

(1) 実施責任者

災害のため生命、身体が危険な状況にあるものに対する救出、保護は町長が行う。なお、救出活動は、消防本部・署及び消防団が主体となり、各部の応援を得て実施する。

(2) 救出に必要な機械・器具の状況

災害救出に必要な機械・器具は、消防本部・署において保管し、状況により使用できるように常時整備しておく。

(3) 警察との連絡

被災者の救出のため通報を受けた消防本部・署及び消防団は直ちに救出活動を開始するとともに、警察に連絡し、協力を要請し、災害対策本部、警察、消防本部・署及び消防団は相互に緊密な連絡をとり協力して救出に当たる。

(4) 救出を必要とする状況とは、概ね次のとおりである。

- ア 火災時に火中に取り残された場合
- イ 倒壊家屋の下敷き等になった場合
- ウ 流出家屋及び孤立したところに取り残された場合
- エ がけ崩れ等の下敷きになった場合
- オ 電車、自動車及び航空機等の大事故が発生した場合

3 危険物等の対策【消防部】

(1) 高圧ガス等の保管施設

機関別対応措置

機 関 名	対応措置
県	1 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡のうえ、必要に応じて高圧ガス取扱い制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確率を図る。
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東経済産業局	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1 ガスホルダーの受入、送入の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油类等危険物保管施設

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発物等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び、異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害時の自主防災活動組織と活動要領の判定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 危険物等輸送車両

機関名	対 応 措 置
消防本部	1 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
警 察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東経済産業局	1 正確な状況把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送車に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大する恐れのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次にあげる対策を推進する。 1 災害時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急処置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
J R貨物	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、J R貨物における応急処置要領（危険貨物応急措置便覧）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

第9節 災害警備、防犯、交通対策等

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため、町民等の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

項目	担当
1 災害警備	本部事務局
2 防犯	本部事務局
3 道路、橋梁等の危険箇所の把握	経済建設部
4 応急措置	経済建設部
5 交通規制	経済建設部
6 緊急通行車両	経済建設部
7 輸送計画	本部事務局、総務部
8 除雪計画	経済建設部

1 災害警備【本部事務局】

(1) 災害警備の任務

警察は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するため、町民等の救助・避難誘導、犯罪の予防及び交通の規制等の応急対策を実施して、町民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制の発令

警察本部長は、気象状況その他の情勢を判断し、次により必要な警備体制を発令する。
なお、警察署長は、管内の実情に応じて、本部長の発令前に必要な体制をとることができる。

ア 準備体制

災害発生までに相当の時間的余裕がある場合

イ 警戒体制

管内に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報が発表され、洪水、山くずれ等による被害の発生が予想される場合

ウ 発災体制

災害が発生した場合又は発生しようとしている場合

(3) 災害警備本部の設置

警備体制を発令した場合は、次により災害警備本部等を設置して指揮体制を確立する。
なお、警察署長は、必要により現地災害警備本部を設置する。

警備体制	指揮体制
準備体制	県警察災害警備連絡室（室長又は警備課長） 警察署災害警備連絡室（室長又は警察署長） 県警察災害警備対策室（室長又は警備部長又は警備課長） 警察署災害警備対策室（室長又は警察署長）
警戒体制 発災体制	県警察災害警備対策室（本部長又は警備部長又は警備課長） 警察署災害警備対策室（本部長又は警察署長） 県警察災害警備本部（本部長又は警察本部長又は警備部長） 警察署災害警備本部（本部長又は警察署長）

(4) 警備活動要領

ア 準備体制下の活動

- ① 対策室要員の参集
- ② 気象情報その他災害に関する情報の収集及び伝達
- ③ 関係機関との連絡
- ④ 通信機材・装備資器材の準備
- ⑤ 警察施設の防護措置

イ 警戒体制下の活動

- ① 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に支持された警備要員の参集
- ② 各種警報の伝達及びその他警察等の伝達協力
- ③ 避難の指示、警告又は誘導
- ④ 警備部隊の編成及び事前配置
- ⑤ 通信機材・装備資器材の重要配備
- ⑥ 補給の準備
- ⑦ 通信の統制
- ⑧ 管内状況の把握
- ⑨ 交通の規制
- ⑩ 広報

ウ 発災体制下の活動

- ① 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- ② 人命の救助
- ③ 被害情報の収集及び報告
- ④ 交通の規制
- ⑤ 犯罪の予防
- ⑥ 死体の検視
- ⑦ 広報
- ⑧ 補給の実施

- ⑨ 警備部隊の応援要請
- ⑩ 通信機材・装備資器材の支援要請

(5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、つぎの措置を行う。

- ア 被害状況等のまとめ
- イ その他必要な事項

2 防犯【本部事務局】

被災地の犯罪防止を図るため、警察は、地域の巡回パトロールを行う。

くらし安全課は、警察に協力し、犯罪等を防止するとともに、被災地においては周辺の自治会、自主防災組織等に、避難所周辺においては避難所運営委員会に協力を要請し、警備を行う。

3 道路、橋梁等の危険箇所の把握【経済建設部】

(1) 町の管理する道路等の措置

町長は町の管理する道路及び橋梁の破損、その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を常に把握し、災害時に迅速適切な措置がとれるよう努める。

(2) 危険箇所の報告のため啓発指導

町内の町民等に対して道路及び橋梁の破損、土砂の流出等により災害が発生した場合は、直ちに町に報告するよう指導啓発する。

4 応急措置【経済建設部】

ア 応急措置と代替通路の確保

町長は町が管理する道路に災害が発生した場合は直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路がある場合は代替道路として利用し、交通の確保を行う。

- イ 災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは県に自衛隊の災害派遣を要請して応急復旧をはかる。
自衛隊の派遣要請は第1章第6節による。

ウ 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

エ 調査及び報告

調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

- ① 道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を町長に報告する。
- ② 町長は①による報告を受けたときは、その状況を直ちに当該区域を管轄する関係機関の長に報告する。

5 交通規制【経済建設部】

(1) 道路管理者の通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法（昭和 27 年法律第 165 号）第 46 条の規定により、道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 公安委員会の制限

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、災害がまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は宣言する等、緊急通行路の確保に当たる。

(3) 警察署長の交通規制等

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 5 条又は第 114 条の 3 の規定により、道路における交通に規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じる恐れがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 6 条又は第 75 条の 3 の規定により、交通に規制を行う。

この場合、信号機に表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（2）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（4）イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令又は措置をとった時は、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(6) 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に緊急輸送道路等交通上重要と認められる路線を最優先に、路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ町民等に対し、災害時において、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の 6 に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ② 運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

ウ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である町に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

6 緊急通行車両【経済建設部】

(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災対法（昭和 36 年法律第 223 号）施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。

イ 前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会から当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書が交付される。

ウ 交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）ウィンドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備え付ける。

エ この届出に関する事務手続きは、知事においては、交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長が行う。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

ア 事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請先は、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署を經由し、公安委員会に申請する。

イ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。

ウ 災害時に、事前届出証の交付を受けた車両の確認は、警察本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

7 輸送計画【本部事務局、総務部】

災害時に被災者の避難、物資の輸送等の確保を期するため、車両船舶、航空機等を有効適切に運用し、物資の輸送並びに各作業の遂行に万全を期する。

(1) 輸送の方法は災害の程度、物資の種類、数量、緊急度、交通施設の状況等を考慮し、次のうち最も適切な方法により行う。

ア 車両による輸送

災害の程度により、道路交通が不能となる場合のほかは、車両により行う。

イ 鉄道による輸送

鉄道の状況が輸送に不適であり、鉄道による場合が適切となった場合は、東日本旅客鉄道株式会社成田駅長に依頼して行う。

ウ 船舶による輸送

陸上輸送が不可能となった場合に行う。

エ 空中輸送

陸上輸送又は水上輸送が不可能な場合は、第1章第6節により行う。

オ 人力による輸送

災害の規模又は前各号によりがたい場合に行う。

カ 二以上を用いる輸送

災害の規模、道路、水上、又は気象上の状況により前各号を併用して行う。

(2) 道路輸送

ア 町における車両等の確保

① 町有車両等の確保

本部事務局は、車両の管理を担当し、各部からの要請により配車決定を行う。

(3) 船舶輸送

町内の漁業協同組合員の所有する舟等を借用して行う。

(4) 応援、協力要請

ア 町内での車両等の確保が困難なときで、物資の輸送上他市町村の車両等の確保が効果的な場合は、近隣市町長に協力要請を行う。

イ 労力の確保が困難な場合、又は物資の輸送が緊急を要する場合は、知事に対し、第1章第6節により要請する。

(5) 緊急輸送道路

災害時の被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送については、県においては、千葉県地域防災計画緊急輸送ネットワークにより対応し、町においては、町の指定する輸送道路で対応する。

ア 町の指定する輸送道路

路 線 名	目 的
都市計画道路 3・4・13 号	隣接市町との連携強化、広域的な輸送等に資する幹線町道
都市計画道路 3・4・14 号	
都市計画道路 3・4・15 号	
都市計画道路 3・5・17 号	

緊急路線図



8 除雪計画【経済建設部】

(1) 除雪対策の組織

道路の除雪、排雪等については、都市建設課及び消防団等により実施するが、異常積雪等のため災害対策本部が設置されたときは、各部は所定の分掌により応急対策の実施に当たる。

(2) 配備体制

災害対策本部を設置した場合においては、第 1 章第 1 節による配備体制とする。

(3) 除雪機の配備

除雪作業は状況に応じ、地元業者、栄町建設業災害対策協力会及び消防団員等の応援を受けて実施する。

幹線道路については人力と機械力の共同作業を行うので、器具の配置はその都度実情に即した配置をする。

(4) 消防団員等の除雪協力

町長は幹線道路を確保するため緊急除雪作業を行うが、状況に応じて消防団や一般住民に対して協力を要請する。

消防団については、次の事項を内容とした応援を要請する。応援要請を受けた消防団長は要請内容について団員の出動を行う。

- ア 応援出動を要する期間
- イ 応援出動を要する人員
- ウ 担当路線名並びに区間
- エ 作業用器具の種類、数量

第10節 生活救援

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行う。

なお、県からの救援物資の供給支援は、町からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や町の機能低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等の積極的な支援も視野に入れた活動体制をとる。

また、県及び町は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとる。

項目	担当
1 応急給水	長門川水道企業団
2 食料の供給	民生部
3 生活必需品の供給	民生部
4 救援物資の受入・管理	民生部

1 応急給水【長門川水道企業団】

災害により給水機能が麻痺し、飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給するための計画とする。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行う。

イ 町長は、町限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関（県、企業団、市町村圏組合の水道事業体等）の応援を得て実施する。

ウ 水道事業体間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」による。

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により必要であれば補給を行う。

又は、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 給水の方法

ア 給水実施責任者

給水は町が長門川水道企業団と連携の上、実施する。

イ 飲料水が汚染したと認められるときは、保健所等の水質検査を受け、ろ水器により浄化して供給する。

ウ 供給の方法

供給の方法は被災の状況に応じ適宜な方法により行う。

エ ろ水器によるろ過給水

飲料水が汚染したと認められるときは、保健所等の水質検査を受け、ろ水器により浄化して供給する。

① 井戸等の選定

水道施設が不能になった場合、供給人員の飲料水を必要とする範囲等を考慮のうえ、汚染の少ない井戸等を水源に選定し、ろ水器によりろ過した後薬品による消毒を行う。
なお、ろ水器にあっては、関係機関の協力により借上、使用する。

② 搬送用容器

ろ過消毒した水は適当な「かん」、「ポリエチレン袋」等の搬送用容器に入れ、自動車等により搬送し、給水する。

(4) 広報

風水害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

(5) 給水の費用及び期間

給水のための費用及び期間については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合に準ずる。

(6) 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の程度、方法及び期間については次のとおりである。

ア 救助の種類

飲料水の供給

イ 対象

現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）

ウ 費用の限度額

当該地域における通常の実費

エ 期間

災害発生の日から 7 日以内

オ 備考

輸送費、人件費は別途計上

(7) 水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行えるよう長門川水道企業団に協力する。

なお、長門川水道企業団のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」

に基づき応援を得て、応急復旧を行う。

2 食料の供給【民生部】

災害により食料の供給販売機関等が麻痺し、又は住宅の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊き出しを行い、住宅に被害が起きたため一時縁故先等へ避難する者に対し、必要な食料を支給する等して、一時的に被災者の食生活を保護するための計画とする。

町及び県は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、壊滅的な被害により行政機能が低下し、物資の供給を行う余力がないときは、県の「プッシュ型」支援により食料等の生活必需物資を確保する。

また、町民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかける。

(1) 実施機関

ア 食料の供給は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の有無にかかわらず町長が行う。

イ 町長は、町だけで対応不可能な場合は近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 備蓄食料の供給

災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、平常時から備蓄食料計画に基づき食料の備蓄体制を確保するとともに、災害時は備蓄食料の供給に努める。

(3) 食料供給の対象者

食料供給対象者は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の有無にかかわらず次のとおりとする。

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事ができない者

ウ 住宅に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者

エ 災害地において救助作業、応急措置その他応急復旧作業に従事する者

(4) 主食、副食及び調味料の調達

町内の主食、副食及び調味料の調達先は、状況に応じて「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」（平成11年12月9日締結）により、生活協同組合ちばこーぷ等に物資の供給を要請する。

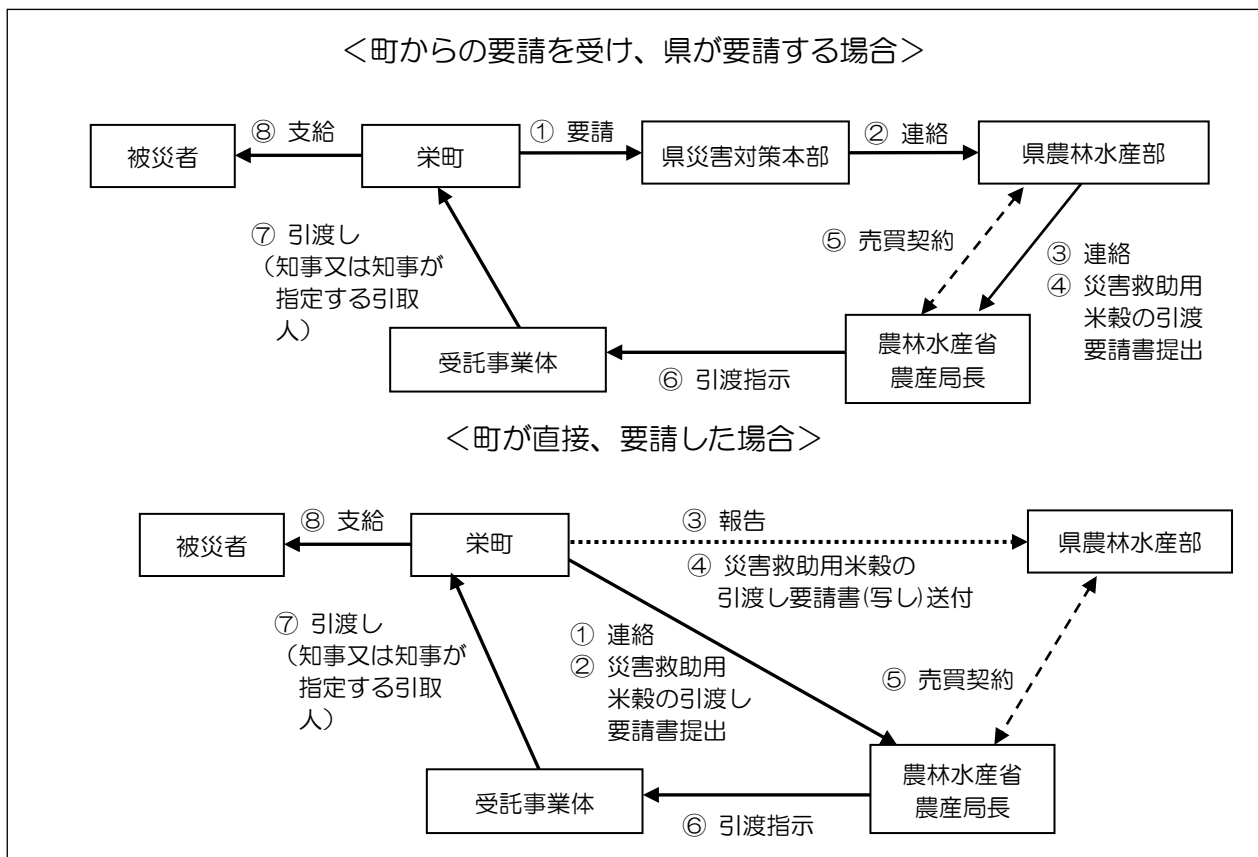
(5) 政府所有米の供給計画

町は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、県又は農林水産省に申請する。

知事に要請した場合、県は、農林水産省に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食 113 号総合食料局長通知）の規定に基づき、関係事業体に応急用米穀の緊急引き渡しを要請し、町に供給する。

農林水産省に要請した場合も、町は、県に報告する。県は、上記と同様の方法で町に供給する。

政府所有米の受渡し系統図



『災害救助用米穀の引渡要請書等の様式』 「資料編 154～157 頁参照」

(6) 炊き出しの計画

ア 炊き出し実施の責任者

被災者に対する炊き出しの食料品の配給は、町長が行う。

イ 炊き出しの方法及び協力団体

炊き出しは、町長が必要に応じ日本赤十字奉仕団に協力を求めて学校給食センターの施設を利用して行う。

また、炊き出し材料の確保に努める。

なお、炊き出し実施については次の点に留意する。

① 現場責任者

炊き出し現場には責任者を配置しておく。

責任者はその実態に応じ、混乱が起らないように指導するとともに、関係事項を記録しておく。現場責任者は町長が指名するが必要に応じて他の各部から応援を求めて指名する。

② 応急食料

炊き出しを行う場合、献立は栄養価を考慮して作るが、被災の状況により食器等が確保されるまでの間は握り飯と漬物、かん詰等の副食物等を配給する。

③ 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、協定業者及び町内の取扱業者に協力を依頼し、炊き出しの基準等を明示し、購入する。

ウ 炊き出しの応援要請

① 県及び近隣市町への応援

炊き出し等食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、県及び近隣市町に対し応援を要請する。

② 応援の手続き

応援の要請を行うときは次の事項を明示し、町長が行う。

- ・所要人数、炊き出し予定期間、炊き出し用備品、送付先等
- ・所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日等

エ 炊き出し施設

名 称	所 在 地	電 話	炊き出し能力
学校給食センター	南ヶ丘1-1	95-0200	4,500食

その他各学校家庭科教室及びふれあいセンター調理実習室、千葉県立栄特別支援学校食堂等を利用する。また、令和5年6月22日付け事務連絡（内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）「避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用について」の通知に基づき適切に避難所運営を行う。

オ 炊き出しの食品衛生

炊き出しにあっては次の事項に特に留意し、常に食品の衛生に心掛ける。

- ① 炊き出し施設には飲料適水を供給する。
- ② 必要な器具、容器を十分確保する。
- ③ 炊き出し場所に皿洗い設備及び器具類の消毒設備を設ける。
- ④ 食品には、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- ⑤ 原料は新鮮なものを仕入れ、保管も十分留意する。

- ⑥ 炊き出し施設は、学校等の給食施設を利用するが、緊急時には、湿地、排水の悪い場所、汚物処理場等から遠ざけて設置する。

カ 炊き出し等の費用及び期間

費用及び期間は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用された場合に準ずる。

(7) 災害救助法による炊き出しその他による食品の給与

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合の、炊き出しその他による食品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 炊き出しその他による食品の給与を受ける者

- ① 避難所に収容された者。
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事ができない者。
- ③ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者。

イ 炊き出しその他による食品給与の方法

- ① 炊き出しその他による食品の給与は、米穀、乾パン又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与にあたっては、被災者が直ちに食することができる現物を給する。
- ② 米穀による炊き出し給与は、町長が、赤十字奉仕団の協力を得て、避難計画に基づき設置された緊急用の炊き出し設備等により炊飯して行う。
- ③ 炊き出し給与のための調味料、副食品等は町内の関係業者から調達し、これに充てる。ただし、町内においても調達が不可能、もしくは必要数量に満たない場合は県に補給要請をする。

ウ 炊き出しその他による食品給与の経費内容及び限度額

- ① 経費内容
主食費、副食費、燃料費及び雑費である。
- ② 限度額
- ③ 経費のうち雑費を除く合算額は 1 人 1 日あたり 1,230 円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品給与の期間

炊き出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給する。

3 生活必需品の供給【民生部】

災害のため住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失、又は棄損し、日常生活を営むことが困難であるものに対して一時急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料及び生活必需品を供給又は貸与する。

(1) 実施機関

- ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用の有無にかかわらず町長が行う。
- イ 当町だけで対応不可能な場合は、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」により生活協同組合ちばコープ等に協力要請するとともに、近隣市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。
- ウ 県及び町は、あらかじめ協定を締結する等商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

(2) 災害救助法による救助

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の程度、方法及び期間については次のとおりである。

ア 救助の種類

被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与

イ 対象

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ 費用の限度額

- ① 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
- ② 限度額の範囲は資料編に示す。 「資料編 151 頁参照」

エ 期間

災害発生の日から 10 日以内

オ 備考

- ① 備蓄物資の価格は年度当初の評価額
- ② 現物給付に限ること

(3) 小災害対策

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に至らない災害（火災を含む）により住家が全壊（全焼、焼失）半壊（半焼）床上浸水の被害を受けた世帯に対し、被害区分

に応じて毛布、敷布等の見舞品が、県から委託を受けた日本赤十字社千葉県支部から支給される。

4 救援物資の受入・管理【民生部】

(1) 救援物資の受入方針

救援物資の受入は、原則として企業、自治体、団体からのみとする。

提供の申し出を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、町が必要なときに供給を要請する。

(2) 救援物資の受入

ふれあいプラザさかえ周辺に設置する「災害支援拠点」内に、救援物資の受入拠点を開設する。

ボランティア等の協力により集積された物資の仕分け作業を行い、輸送業者により避難所等へ供給する。

第11節 避難

風水害等による災害に際し、町民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示する。

項目	担当
1 警戒レベルを用いた避難指示等の発令	本部事務局
2 避難誘導等	本部事務局、経済建設部
3 避難所の開設	本部事務局、民生部
4 広域避難者の受け入れ	本部事務局、民生部
5 避難所の運営	民生部
6 避難所外避難者への支援	本部事務局、民生部
7 避難所の閉鎖	本部事務局、民生部
8 学校、社会福祉施設等における避難対策	教育部、民生部
9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	総務部
10 安否情報の提供	総務部、民生部

1 警戒レベルを用いた避難指示等の発令【本部事務局】

(1) 避難指示等の実施責任者

避難指示等を発すべき権限のあるものとして第一次的な実施責任者である町長が実施する。また、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事が行う。

避難指示等については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

- ① 町長（ただし、町長がその職務を行えない場合は知事）（災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 60 条）
- ② 知事（災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 60 条 5 項）
- ③ 警察官（災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 61 条、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条）
- ④ 水防管理者（町長、水防事務組合管理者、水害予防組合管理者）（水防法（昭和 24 年法律 193 号）第 29 条）
- ⑤ 知事又はその命を受けた県職員（水防法（昭和 24 年法律 193 号）第 29 条、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条）
- ⑥ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官「その場に警察官がいない場合に限る」（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条）

(2) 避難指示等

災害時における町民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難指示等を行う。

ア 町長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大の恐れがあり、町民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民等に対し、速やかに立退きの指示等を行うとともに、知事へ報告する。

また、洪水等、土砂災害については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達を行い、町民等の積極的な避難行動の喚起に努める。

町長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命身体に危険が及ぶ恐れがあると認められるときは、「緊急安全確保」等の安全確保措置を指示することができる。

町長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の町民等の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町長は、避難指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

イ 町長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する町民に対して特に配慮し、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

ウ 町長は、町民等に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や「緊急安全確保」といった適切な行動を町民等がとれるように努める。

5段階の警戒レベルと避難行動等

警戒 レベル	新たな避難情報	町民がとるべき行動
5	緊急安全確保	命の危険！直ちに安全確保！ 既に災害が発生している可能性があります。 直ちに命を守る行動をとってください。
4	避難指示	危険な場所にいる方は全員避難、自宅が安全なら自宅で避難 災害発生のおそれが高まっており、危険な場所にいる方は、直ちに避難してください。自宅が安全な方は、自宅に留まりましょう。
3	高齢者等避難	危険な場所にいる高齢者等は避難、自宅が安全なら自宅で避難 災害発生のおそれがあるため、危険な場所にいる高齢の方や避難行動に時間を要する方は、安全な場所に避難を開始してください。自宅が安全な方は、自宅に留まりましょう。
2	大雨・洪水注意報等（気象庁）	自らの避難行動を確認 危険な場所にいる方は、避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認してください。
1	早期注意情報（気象庁）	災害への心構えを備える 今後、大雨警報等が発表される可能性があります。災害への心構えを高めましょう。

(3) 高齢者等避難、避難指示等の内容

町長等が高齢者等避難の発表や避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 高齢者等避難、避難指示等の理由
- オ その他必要な事項

(4) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の町民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 町民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は報道機関の協力を得るほか、以下の方法等により、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努める。

- ① 防災行政無線（戸別受信機を含む）
- ② 電話、FAX、登録制のメール
- ③ ツイッター等のSNS
- ④ 広報車
- ⑤ サイレン又は警鐘
- ⑥ 有線放送（ケーブルテレビ）

- ⑦ 地デジ放送（データ通信）及びラジオ放送（コミュニティFMを含む）
- ⑧ 千葉県防災情報システムを経由したＬアラート等
- ⑨ その他速やかに町民等に周知できる方法

イ 県に対する報告

町は、避難指示等の発令又は解除を行ったときは、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（防災対策課）及び印旛地域振興事務所に報告する。

ウ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(5) 警戒区域の設定

本部長は、町内に災害が発生し、又は災害の発生する恐れがあると認められ、町民等の避難が必要な場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該地区への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

警戒区域設定を行った者は、避難指示と同様に町民等への周知及び関係機関へのその旨の連絡を行う。警戒区域を設定する権限のあるものは、次のとおりとする。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災対法第 63 条
知事	○災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災対法第 73 条
消防長 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命、又は財産に著しい被害を与える恐れがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入を禁止し、もしくは制限することができる。	消防法第 23 条 の 2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長もしくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員、もしくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長もしくは消防署長から要求があったとき。	消防法第 23 条 の 2
消防吏員又は 消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、もしくは制限することができる。	消防法第 28 条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する町長の職権を行うことができる。 ○町長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法第63条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	○水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長の職権を行うことができる。	災対法第63条

2 避難誘導等【本部事務局、経済建設部】

町民等が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、可能な限り集団避難にて行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(1) 避難行動の周知

町は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

(2) 広域的な避難・受入方法を含めた手順の検討

県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努める。

(3) 自宅療養者等の避難確保

町は、県と連携し、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(4) 避難の誘導方法

ア 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、町防災行政無線、各関係機関の広報車、町職員及び消防団による伝達員、警鐘、サイレン、各種 SNS 等あらゆる媒体を利用して行う。

イ 避難の指示伝達事項

- ① 避難対象地域
- ② 避難すべき時期、避難先、避難経路
- ③ 避難すべき理由
- ④ 注意事項
避難後の戸締り、家屋の補強、服装、携帯品等

ウ 避難経路

- ① 避難誘導は、危険な橋、建物の密接した狭い道路、その他新たに災害発生の恐れがある場所を避け安全な経路を選定する。
- ② 状況により歩行困難者は適当な場所に集結させ、車両又は船舶により輸送する。

エ 携行品等

緊急を要する避難の場合の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、タオル、チリ紙、歯ブラシ、着替え、防寒具、救急薬品、懐中電灯、眼鏡等日常の身の廻り品及び若干（3日分）の食料とする。

オ 避難の単位

避難誘導は、できるだけ自主防災組織、区長会等の単位の集団避難を行う。

カ 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、米町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の本計画で定める関係者へ提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難支援体制の整備に努める。

3 避難所の開設【本部事務局、民生部】

(1) 開設避難所の決定

避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。更に要配慮者については、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、学校等の避難所については、学校施設の点検マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止等につい

ても適切に対応できるよう努める。

(2) 避難所の設置措置

ア 避難所の設置は町長が行うものとし、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

イ 町限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 避難所の開設

避難所の開設は、原則として避難所担当職員及び施設管理者が開設する。

なお、避難所の開設後は、速やかに町民等に対して避難所開設について広報する。

① 避難所運営委員会の立ち上げ

避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営を目指すものとし、町と連携を図った上で、地域住民、ボランティア団体等からなる避難所運営委員会を設置する。

② 女性への配慮

避難所の運営にあたっては、男女双方の要望や意見を反映するため、可能な限り女性も避難所運営委員会の役員に選出するよう努める。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性専用スペースの確保、女性相談窓口や女性専用の物資配付等運営上の配慮等が必要である。

③ 食料、生活必需品等の請求、受領及び配布

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品その他の物資の必要数について取りまとめ、災害対策本部会議へ要請する。到着した食料や物資は、物資品受払簿に記入の上、各居住区域に配給を行う。

④ 被災者の健康状態の把握

発災直後で避難所に救護所が未設置の場合等は、避難所内に医務室を設置する。

また、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

⑤ 避難所外避難者への配慮

在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

避難所では、様々な価値観を持つ人が共同で生活するため、居室への家庭動物の持込みは禁止する（伴侶動物（盲導犬等）は除く。）。避難所に同行した家庭動物については、避難所敷地内に設けられた飼育スペースにて飼育し、家庭動物の飼育は飼い主が全責任をもって行う。

指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

感染症により自宅療養中の町民等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部署は、防災担当部署に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

感染症対策における必要な措置は、国や県が示す「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」、町が定める「避難所運営マニュアル」等に基づく対策を十分に講じる。

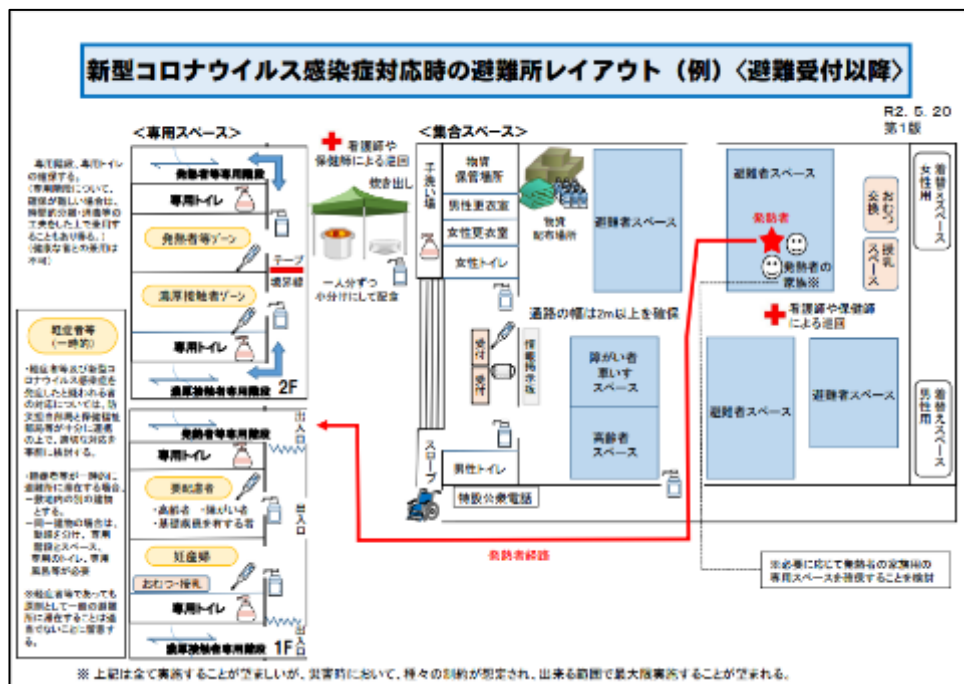
- A) 個人（家族）単位で避難手段を確保する「分散避難」の周知徹底
- B) 避難所の過密状態の防止（密閉・密集・密接の回避）
- C) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- D) 拡大防止を考慮した新たな避難所及び避難エリアの確保
- E) 避難者自身の感染予防と感染拡大防止措置への理解と協力
- F) 感染が疑われる避難者への適切な対応

なお、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（内閣府等、令和 2 年 6 月）に記載の避難受付時や避難受付以降の避難所レイアウト例や健康な者や濃厚接触者等の状況毎の専用レイアウト例を示す。

避難所レイアウト例（避難受付時）



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉



健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

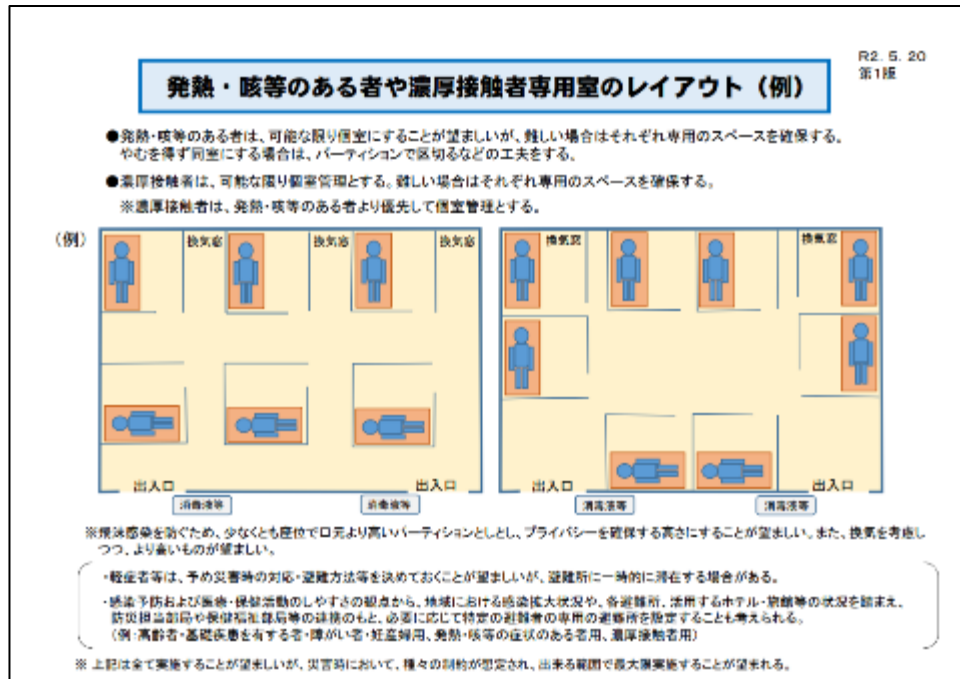
- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト例



⑧ 性暴力等事案への対応

避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

⑨ 避難所設置・維持の適否の検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

4 広域避難者の受け入れ【本部事務局、民生部】

(1) 広域避難の調整手続等

ア 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 町は、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について県に助言を求める。

ウ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定める等、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

エ 町、県及び運送事業者等は、オペレーション、関係者間の役割分担の検討に努める。

オ 町、県、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(2) 広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から住所他の情報を聞き取り、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やホームページ等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

(3) 広域一時滞在

ア 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、

県内の他の市町村への受入については市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 町は、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求めることができる。

ウ 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

5 避難所の運営【民生部】

(1) 避難所運営体制

ア 避難所の管理

避難所を設置し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所ごとに職員を駐在させ、町民等の安全にあたる。なお、避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所整備運営方針として避難所担当職員に町が作成した「災害時における避難所運営の手引き」の抜粋及び避難所担当職員一覧表、入所記録簿及び防災資機材一覧表等を記載した手引書を各避難所に準備する。

また、避難所を開設した場合には各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、インターネット等を活用して把握に努める。

イ 入所記録簿等の作成

各避難所駐在職員は、入所者及び配給物資の受け払いの記録について明確にしておく。「資料編 81～82頁参照」

ウ 運営マニュアルの策定

本来の施設管理者の監督のもとで町民等の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。また、その作成にあたっては、施設管理者と協議する。学校にあっては、教育活動の早期再開のために必要なマニュアル等を整備する。

エ ボランティア支援

大規模な災害が発生し、多くの町民等が長期にわたり避難生活を送る際には、町民等の自主防災組織等の避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、町職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

オ 女性等の視点による避難所運営

避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでな

く女性を管理運営する者に入れる。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付等運営上の配慮等が必要である。

また、女性や子ども等の安全に配慮するため、男女のトイレの離れた場所への設置、更衣室等を安心して使用できる場所への設置、照明の増設、性暴力・DVの注意喚起ボスターの掲載、被害者相談窓口の設置等に努める。

カ 健康管理

避難所の管理運営にあたっては、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

キ 必要支援の実施

在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

ク ペット同行避難

ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。

また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ケ 避難所の環境づくり

状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーテーション、仮設風呂・シャワー等である。また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

6 避難所外避難者への支援【本部事務局、民生部】

(1) 避難所外避難者の把握及び支援

在宅の避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努める

避難所外避難者に対する食料・物資の供給は、避難所において行う。

保健医療サービスの提供及び情報提供等必要な支援に努める。

(2) 町外避難者への対応

町外へ避難した町民の安否を把握するため、町外避難者に対し、避難先及び安否について町に連絡するよう、町ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、町民や自主防災組織の協力を得て町外避難者に関する情報を収集し、町外へ避難した町

民の把握に努める。

7 避難所の閉鎖【本部事務局、民生部】

避難所の閉鎖について、ライフライン復旧状況や住まいの確保等、被災者の生活再建の目処が立った時点で判断する。閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告した上で、順次閉鎖する。学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

8 学校、社会福祉施設等における避難対策【教育部、民生部】

学生、児童の避難措置については集団行動をとるので、万一秩序が乱れたりした場合、危険の恐れが十分考えられるので、日常から学校及び社会福祉施設等の管理者と連絡を密にして、安全な避難措置ができるよう検討整備しておく。

なお、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（令和4年3月）」に基づき、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を行うとともに、当該施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練等に努める。

9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間【総務部】

(1) 救助の種類

避難所の設置

(2) 対象

災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者を収容する。

(3) 費用の限度額

ア 基本額……1人1日当たり340円以内

イ 加算額……冬期 別に定める額を加算

高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。

(4) 期間

災害発生の日から7日以内

(5) 備考

ア 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。

イ 避難に当たっての輸送費は別途計上。

10 安否情報の提供【総務部、民生部】

消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第12節 医療救護

災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、町民生活に著しい影響があるときは、関係機関と緊密に連携をとりながら被災者の医療救護に万全を期する。

項目	担当
1 初動医療体制の確立	民生部
2 医薬品・医療用資機材等の確保	民生部
3 負傷者等の搬送	民生部、消防部
4 被災医療機関への支援	民生部
5 継続的治療への対応	民生部

1 初動医療体制の確立【民生部】

(1) 関係者とその役割

ア 町民

- ① 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- ② 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- ③ 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 町の体制

- ① 災害時から地域医療の復旧に至るまで、救護所の設置をはじめとした町民等に対する医療救護活動を行う。
- ② 本計画に基づいて災害時の医療救護体制の整備を図る。
- ③ 災害時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院や災害拠点精神科病院等（以下「災害拠点病院等」という。）の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- ④ 前記①、②、③の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに、近隣市町と連携した医療救護活動を実施する。

(2) 指揮と調整

県においては災害医療本部を、町においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

(3) 情報の収集と提供

町救護本部は医療機関、医師会等の関係団体、消防本部、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- ア 傷病者等の発生状況
- イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ウ 避難所及び救護所の設置状況
- エ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- オ 医療施設、救護所等への交通状況
- カ その他医療救護活動に資する事項

(4) 医療救護活動

ア 実施機関

- ① 医療救護は、町長が実施する。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用したときは知事が行う。ただし、知事による救助の暇がないときは、町長が行う。
- ② 当町限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- ③ ①及び②により知事が行う場合は、次により実施する。
 - A) 県が組織した救護班
 - B) 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織した救護班
 - C) 社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織した救護班
 - D) 社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織した救護班
 - E) 社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織した救護班
 - F) 社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織した救護班
 - G) 公益社団法人千葉県柔道整復師会（以下「県柔道整復師会」という。）の長と締結した協定に基づき県柔道整復師会が組織した救護班
 - H) 国立病院等で組織する救護班

イ 救護班出動の要請

- ① 町長は、必要に応じて、町三師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及びその他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。
- ② 知事は、必要に応じて県救護班の出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長、県歯科医師会会長にそれぞれ救護班の出動を要請し、関東信越地方医務局長（国立病院）その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。
- ③ 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図る。

ウ 近隣都県市への応援要請

知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき近隣都県市への救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入等を要請する。

エ 支援の受入及び他地域への応援

- ① 県は、協定等に基づく他都県市からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受入及び保健所への派遣等を行う。
- ② 保健所長は、前記の派遣を受けた場合は、その業務を統括する。
- ③ 被災地以外の保健所長は、被災地の保健所への人員・物資等の応援を行う。

オ 救護班の業務内容

- ① トリアージ（傷病者の選別等）
- ② 傷病者に対する応急処置
- ③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 軽傷患者等に対する医療
- ⑤ 避難所等での医療
- ⑥ 助産救護
- ⑦ その他、医療品や資機材の管理等

カ 救護所の設置

救護所は県又は町長が設置し、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。

キ 避難所における医療救護活動

- ① 被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、町は、県と連携して避難所内の医療救護活動を行う。
- ② 医療救護活動には、精神科、歯科等も加え、きめ細やかな対応を図る。
- ③ 必要に応じて周辺地域への巡回診療を行う。その際は地元の医療機関や県の編成する医療チームに協力を要請する。

ク 避難所外避難者の把握及び医療救護活動

在宅の避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者について、所在地等の情報の把握に努めるとともに、保健医療サービスの提供や、健康相談や保健指導を実施する。

ケ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

- ① 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、町の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた町の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- ② 搬送先の確保を要請された町の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は

搬送先の確保に努める。

コ 地域医療体制への支援

地域における診療機能の復旧状況に応じて、救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

サ 災害救助法による医療及び助産

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合には、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく医療及び助産については知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。また、知事は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

被災地 救護所等（栄町設置）

災害派遣精神医療チーム（DPAT）派遣

原則として栄町が実施

栄町災害対策本部

（災害救助法適用）派遣要請

栄町救護本部※1・合同救護本部※2

災害状況等報告・派遣要請

搬送協力要請等

他県・自衛隊等（ヘリコプター等）

医療救護班派遣

国立病院機構
日赤千葉県支部
千葉県医師会
千葉県歯科医師会
千葉県薬剤師会
千葉県病院薬剤師会
千葉県看護協会
千葉県柔道整復師会

医療救護班派遣命令

千葉県立病院
健康福祉センター

受付・登録

医療ボランティア（医師・歯科医師・薬剤師・看護師）

ボランティア派遣

医薬品等の供給

医薬品卸業者（医薬品等）

健康福祉センター（応急医療物資・医薬品等備蓄）

千葉県赤十字血液センター等（血液製剤）

災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

県と協定を締結した病院等

災害派遣精神医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣要請

災害拠点病院（印旛地域）
・基幹災害拠点病院 1 か所
・地域災害拠点病院 2 か所

患者搬送

病院・診療所

災害医療協力病院（人工透析患者等）

重症者の搬送

医療資器材の貸出

災害派遣精神医療チーム（DMAT）及び医療救護班派遣

県災害対策本部（DMAT調整本部・派遣救護部・DPAT調整本部）

※2 保健所所管区域単位で設置する合同救護本部

2 医薬品・医療用資機材等の確保【民生部】

- (1) 医薬品等を備蓄し、必要に応じて救護所等に提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。
- (2) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、町に存する医療機関によっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。
- (3) 県は、医薬品等を備蓄し、市町村等の求めに応じて提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

3 負傷者等の搬送【民生部、消防部】

(1) 後方医療機関

ア 後方医療施設の確保

知事は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保する。

① 災害拠点病院

- A) 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、二次保健医療圏に2か所程度、災害拠点病院を確保する。
- B) 災害拠点病院は、耐震耐火構造とし、電気・水道・ガス等のライフライン途絶時等においても診療機能を維持するための予備電源や予備水源の確保、救急搬送のためのヘリポートの確保等、あらかじめ必要な施設整備を行う。

注) 二次保健医療圏とは、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号の規定による区域で、特殊な医療を除く病院の病床の整備を図るべき地域単位として設定するもので、千葉県では、9つの二次保健医療圏を設定している。

② 県立病院

災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たす。また、全ての県立病院は後方受入とともに被災地への救護班の応援派遣を行う等災害時医療の中核として活動する。

③ 災害医療協力病院等

上記①及び②のほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

イ 地域保健医療救護拠点

- ① 県は、二次保健医療圏に1か所程度、保健所等を利用して応急救護物資等を集中的に備蓄した地域保健医療救護拠点を整備する。
- ② 保健所は、これらの備蓄物資の効率的な活用等災害時における総合的な保健医療対策を別に定める活動マニュアルにより実施する。

(2) 搬送体制

救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に收容する必要がある者の搬送を町長又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

(3) 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

ア 傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

イ 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

ウ 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、更に医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を町長又は知事に要請する。

エ 医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所等への搬送は、家族・自主防災組織・町民が協力して行う。それらの対応で移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは町が、救護所から医療機関へは町及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

4 被災医療機関への支援【民生部】

被災した医療機関は、医療機能の麻痺を最小限にするための対策を講じる。

ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資器材の不足等で機能が低下した場合は、災害対策本部に連絡し、協力を要請する。

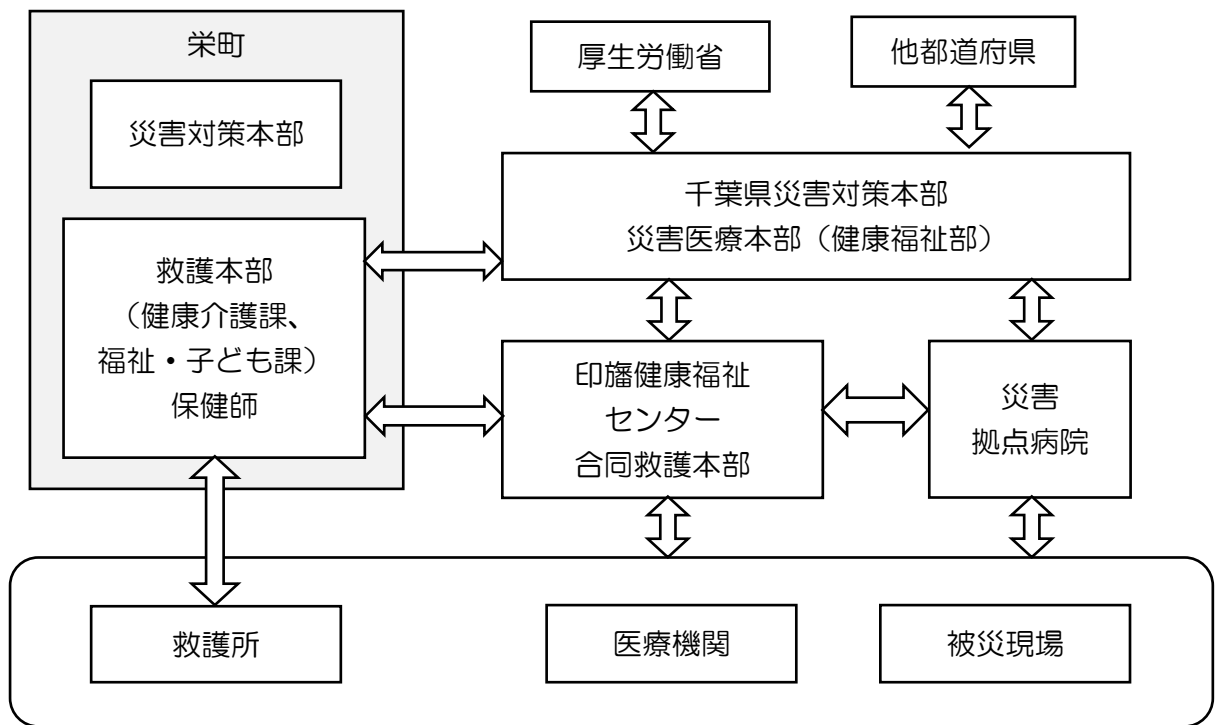
民生部は、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会等に協力を要請し、積極的にこれに協力する。

5 継続的治療への対応【民生部】

人工透析等継続的治療が必要な町民等について、印旛市郡医師会、合同救護本部等に医療機関の被災状況及び対応の可否について確認し、得られた情報を透析患者等要配慮者に提供する。

また、個人や家族での対応が困難な場合は、受け入れ可能な医療機関への移動を支援する。

町の医療救護活動の体系図



第13節 清掃・廃棄物・環境対策

大規模災害時には、家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置等について定めるとともに、必要に応じて食中毒や感染症予防等の対応を行う。

また、被災地におけるし尿、生活ごみ、がれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

項目	担当
1 衛生環境対策計画	経済建設部、民生部
2 保健活動	民生部
3 し尿の収集・処理	経済建設部
4 清掃・廃棄物処理	経済建設部
5 障害物の除去計画	経済建設部
6 動物対策	経済建設部
7 環境大臣による廃棄物の処理の代行	総務部、経済建設部

※印西地区環境整備事業組合・印西地区衛生組合と連携して対策を実施する。

1 衛生環境対策計画【経済建設部、民生部】

(1) 衛生環境対策体制の確立

県及び町は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、衛生環境に係る体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

(2) 実施主体

災害の際の衛生環境対策活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）（以下「感染症法」という。）に基づき、県及び町が実施する。

(3) 衛生環境対策の実施方法

ア 県の業務

① 県病検査及び健康診断

保健所は、災害の規模に応じ地区医師会・町等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法（平成 10 年法律第 114 号）に基づく健康診断を実施する。

② 町に対する指導及び指示

県は、感染症予防上特に必要があると認めるときは、感染症法（平成 10 年法律第 114 号）に基づき必要な指示、命令を行う。

③ 広報の徹底

④ 衛生環境対策業務に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全保健所、県等の車両を動員する。

⑤ 感染症予防の飲料水の管理

⑥ 被害状況の国への報告

イ 町の業務

① 衛生環境対策措置の強化

災害規模に応じた衛生環境対策組織を設け、対策の推進を図る。

② 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

③ 消毒の実施

感染症法（平成10年法律第114号）第27条の規程により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

④ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

保健所は、災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、感染症法（平成10年法律第114号）第19条の規程により、必要に応じ入院を勧告する。

(5) 避難所の衛生環境対策措置

ア 衛生に関する協力組織

町長は避難場所を開設したときは、県の指導のもとに避難場所における衛生環境対策の徹底を図る。

イ 避難者の健康調査

避難者に対しては発病を防ぐため健康調査を実施する。

ウ 衛生消毒剤の散布等

避難場所及び被災地について衣服の日光浴、薬剤等による消毒、薬剤の散布、石けん液等の適当な場所への配置、手洗いの励行について個別に指導する。

エ 給食従事者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員については必ず健康診断を実施しておく。

(6) 報告

患者の発生状況や衛生環境対策の活動状況等を随時県に報告する。

2 保健活動【民生部】

(1) 保健衛生対策

町は県（印旛健康福祉センター（印旛保健所）が中心となる）と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

ア 巡回健康相談・保健指導

町は印旛健康福祉センターと連携し、保健師等による避難所、被災地区、仮設住宅への巡回健康相談を行う。巡回健康相談にあたっては、関係機関との連携を図り、要医療者の健康保険を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な健康指導を実施する。

- ① 寝たきり高齢者、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者等避難行動要支援者の健康状態の把握と保健指導の実施
- ② 結核、精神障がい者等への保健指導の実施
- ③ インフルエンザ等の感染症予防に関する保険指導の実施
- ④ 不安、不眠等のメンタルヘルスへの対応
- ⑤ 生活不活発病、深部静脈血栓症/肺塞栓症（エコノミークラス症候群）等の予防活動
- ⑥ 口腔ケア指導の実施

イ 避難所等の生活環境の整備

町は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な処置を行う。

- ① 食生活の状況、食中毒の予防
- ② 衣類、寝具の清潔の保持
- ③ 身体の清潔の保持
- ④ 室温、換気環境の整備
- ⑤ 睡眠、休養の保持
- ⑥ 居室、便所等の生活
- ⑦ プライバシーの保護
- ⑧ 誤嚥性肺炎等を予防するための口腔衛生の啓発活動や嚥下困難者への摂食指導の実施

(2) 栄養・食生活支援

町は県（印旛健康福祉センター（印旛保健所）が中心となる）、日本栄養士会（JDA-DAT）等の関係団体と連携し、被災者の健康状態の維持に必要な栄養・食料等を把握するとともに、被災に伴う健康・栄養障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

ア 巡回栄養相談・栄養指導

町は印旛健康福祉センターと連携し、管理栄養士・栄養士による避難所、被災地区、仮設住宅への巡回栄養相談を行う。巡回栄養相談にあたっては、関係機関と連携を図り、要配慮者の栄養・食生活支援を優先し、必要に応じて次により被災者へ栄養指導を実施する。

- ① 妊婦・授乳婦
- ② 乳幼児（粉ミルク・離乳食等が必要な人）
- ③ 高齢者嚥下困難者（かゆ食や形態調整食が必要な人）
- ④ 慢性疾患患者等で食事制限が必要な人（糖尿病、腎臓病、食物アレルギー患者等）

- ⑤ 病院等の被災給食施設で食事療法を必要としている人
- ⑥ その他被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や調理方法に問題を抱える人等

イ 炊き出しの栄養管理指導

炊き出しの内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を行う。

ウ 集団給食施設への指導

印旛健康福祉センターは、施設の状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上問題が生じないように指導する。

3 し尿の収集・処理【経済建設部】

(1) マンホールトイレの設置

民間事業者等と連携し、マンホールトイレを設置する。

(2) 災害用仮設トイレの設置

断水地域の避難所に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、備蓄及びレンタル業者から確保する。

(3) し尿の収集・処理

被災地におけるし尿の収集を委託業者等に依頼する。し尿収集が困難な場合は、近隣市町又は「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者に協力を求める。

(4) 自宅トイレの活用

断水等によりトイレが使用できない場合、簡易トイレ（便袋）を使用して自宅トイレで対応する。業者等から簡易トイレを確保し、必要に応じて町民へ配布する。

4 清掃・廃棄物処理【経済建設部】

家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の町民等が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 災害廃棄物処理計画

町は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）、千葉県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、町における廃棄物処理計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 活動体制

- ① 災害時における災害地帯の清掃は、町長が実施する。また、災害廃棄物の処理については、印西地区環境整備組合と連携・情報共有しながら実施する。
- ② 清掃及び災害廃棄物の処理に関する実務は、経済建設部が他部の協力を得て行う。
- ③ 町は、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

イ 廃棄物の収集と処理

① 町における組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及び災害廃棄物（片付けごみ及びがれき）処理に関する各担当を置き、被災状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

② 災害廃棄物の処理方針

A) がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、町の責任において適正に処分することとする。

B) 片付けごみ

粗大ごみは、衛生環境に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

C) 生活ごみ

生活ごみは、衛生環境に十分注意するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

D) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方法

アスベスト、PCBを使用した家電製品等、適正処理が困難な廃棄物について、産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。

また、一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を町民に広報するとともに相談窓口を設置する。

E) し尿に関する処理方法

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生環境に十分配慮して処理する。

また、避難収容施設及び市街地における仮設便所の設置は、民間業者と協力し設置する。

③ 発生量の推計方法

町において、原則として発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

④ 仮置場の確保

膨大な量が発生する災害廃棄物（片付けごみ及びがれき）を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

なお、可能な限り町有地から選定し、二次災害の恐れがなく、効率的な搬入・搬出が可能であること等に配慮し選定する。

⑤ 仮設トイレの確保

断水や下水道施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておく。

⑥ 災害廃棄物に関する啓発・広報

町民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(2) 甚大な被害による災害廃棄物の処理

甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物について県に事務の委託を行う。

5 障害物の除去計画【経済建設部】

災害に際し、住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、これらの被災者の日常生活を確保するとともに、道路等の利用目的に著しい障害を及ぼしているものを除去して交通を確保し、人的・物的輸送等を確保するための計画である。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法（昭和27年法律第165号）第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。

この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図る。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

(2) 河川関係障害物の除去計画

河川の機能を確保するため、河川管理者は河川・海岸における障害物を除去、浚渫する。

(3) 住宅関連障害物の除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない町民に対し、應急的な障害物の除去を実施する。

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行う。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。町限りで対応不可能な場合は、隣接市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

ア 障害物の除去の対象となる者

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- ③ 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 障害物の除去の方法

- ① 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

ウ 災害救助法による障害物の除去

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の程度、方法及び期間は次のとおりである。

- ① 救助の種類
障害物の除去
- ② 対象
居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者
- ③ 費用の限度額
1世帯あたり138,700円以内
- ④ 期間
災害発生の日から10日以内

(4) 環境汚染の防止

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベス等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

6 動物対策【経済建設部】

印旛健康福祉センター（印旛保健所）、動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。

7 環境大臣による廃棄物の処理の代行【総務部、経済建設部】

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

第14節 二次災害の防止

これまでにない大雨による宅地やがけ地等の二次災害及び危険物漏洩等の二次災害による人的被害の防止対策を図り、町民等の安全を確保する。

項目	担当
1 被災建築物の応急危険度判定	総務部
2 被災宅地等の危険度判定	総務部

1 被災宅地等の危険度判定【総務部】

大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めると県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

災害時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のものと、迅速かつ確かな災害対応を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者などを対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を取得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理にあたる。

災害時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

第15節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の死体を捜索し、又は災害の際に死亡した者を一時的に収容場所を確保し、死体識別等のための処理を行う。さらに、搬送手段及び死体保存用の資材を確保し、かつ死体の応急的な埋葬を実施するための計画とする。

項目	担当
1 実施責任者	経済建設部
2 行方不明者情報の収集	総務部
3 遺体の捜索・処理等	経済建設部：（各部連携）

1 実施責任者【経済建設部】

- (1) 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は町長が行う。ただし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合の死体の処理については知事が行うが、知事による救助の暇がないときは町が行う。
- (2) 町限りで埋葬が不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (3) (1) 及び (2) により知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師会（以下「検案医師等」という。）により実施する。
- (4) 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県・町が場所の選定を行う。
- (5) 搬送手段及び死体保存用の資機材の確保並びに死体の応急的な埋葬等について、町限りで対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく死体の取扱体制及び火葬実施体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。

2 行方不明者情報の収集【総務部】

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

捜索願等により行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。

なお、行方不明者のリストは、消防本部、警察及び自衛隊に提出し情報の共有を図る。

「資料編 88 頁参照」

3 遺体の捜索・処理等【経済建設部：（各部連携）】

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される者について捜索し、又死亡した者については死体識別等の処理を行い、かつ死体の

応急的な埋葬を実施する。

(1) 行方不明者の把握

災害時における行方不明者の把握活動について、以下のとおり定める。

ア 活動体制

情報管理部は、行方不明者を漏れがないよう正確に把握する。

イ 活動内容

総務部は、被害の程度に応じて、庁舎に「行方不明者捜索相談窓口」を設置し、行方不明者の把握に努める。

① 相談窓口における捜索依頼の受付

A) 役場庁舎内に「行方不明者捜索相談窓口」を設置する。

B) 行方不明者の詳細情報を聞き取る。

住所、氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴

② 行方不明者把握のための留意点

行方不明者は、住民基本台帳との照合等を基に、次のことにより正確に把握する。

A) 警察に届けられた捜索願いによる行方不明者の把握

B) 消防機関の救出情報及び搬送先医療機関情報との照合

C) 避難所及び救護所における被災者収容情報との照合

D) 概収集の死亡確認情報との照合

(2) 死体の捜索・処理等

ア 活動体制

死体の処理等の業務は経済建設部が行う。

イ 活動内容

① 死体の捜索

死体の捜索は、行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者を対象として、消防署員が、警察、自衛隊その他関係機関と協力して行う。

② 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

A) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係

者に遺体を引き取らせること。ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）、死体取扱規則（平成 25 年号外国家公安委員会規則第 4 号、全文改正）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合。

B) 死体処理概要

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

③ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬等を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に應急的に埋葬等を行うもの。

A) 埋葬等を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

B) 埋葬（火葬）の方法

- a 埋葬等は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬等は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

C) 火葬場

火葬場の状況は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話
印西斎場	印西市平岡 1538	42-1700
八富成田斎場	成田市吉倉 124-11	23-4511

④ その他

A) 県警察における計画

a 死体の検視（見分）

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引き渡す。

b 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は町長と緊密に連絡し、県、町の行う身元不明者の措置について協力する。

c 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動と併せて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

(3) 災害救助法による救助

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合の救助の程度、方法及び期間の概要は次のとおりである。

なお、同法の適用に至らない場合における応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施される。

ア 救助の種類

① 死体の捜索

- A) 対象：行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。
- B) 費用の限度額：当該地域における通常の実費
- C) 死体捜索期間：災害発生の日から10日以内
- D) 備考
輸送費、人件費は別途計上とする。
災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

② 死体の処理

- A) 対象：災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。
- B) 費用の限度額
洗浄、消毒等 1体当たり3,500円以内
一時保存 既存建物借上費、通常の実費
既存建物以外、1体当たり5,500円以内
検案 救護班以外は慣行料金
- C) 期間：災害発生の日から10日以内とする。
- D) 備考
検案は原則として救護班が行う。
輸送費、人件費は、別途計上とする。
死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

③ 埋葬

- A) 対象：災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者
 - a 災害時の混乱の際に死亡した者
 - b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
- B) 費用の限度額
1体当たり：大人（12歳以上） 219,000円以内
小人（12歳未満） 175,200円以内
- C) 期間：災害発生の日から10日以内とする。
- D) 備考：災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

第16節 ライフライン施設等の応急対策

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大災害により被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化する恐れが高い。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な行動を行う。

項目	担当
1 上水道施設	経済建設部：（長門川水道企業団）
2 下水道施設	経済建設部
3 電力施設	本部事務局
4 ガス施設	本部事務局
5 通信施設	本部事務局
6 道路・橋梁	経済建設部
7 鉄道施設	総務部
8 公共施設	全部署
9 河川管理施設	経済建設部

1 上水道施設【経済建設部：（長門川水道企業団）】

災害時において、長門川水道企業団は、生活水の確保を図るとともに、二次災害防止に努める。

このため事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、長門川水道企業団のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 災害時の活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧にあつては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

- ① 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- ② 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

ウ 人員確保

水道事業体間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(3) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 下水道施設【経済建設部】

(1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に災害が発生する恐れのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。

また、樋門・ゲートについて、適切に運転（開閉）を行い、放流先（河川等）から逆流による浸水被害を防止する。

このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制整備に努める。

(2) 緊急活動

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し下水道機能の支障及び二次災害の恐れがあるものについては緊急防止活動を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(3) 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルを整備する。

それに基づいた調査を行い応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

(4) 防災資機材の整備・備蓄対策

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

3 電力施設【本部事務局】

(1) 災害時の活動体制

災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害対策支部を成田支社に設置する。

(2) 災害時の応急措置

ア 資機材の調達

非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

イ 人員の動員、連絡の徹底

- ① 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ② 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 送電に関する措置

災害時であっても住民生活・地域治安維持のため、原則として送電を継続する。

なお、浸水、建物倒壊他により送電することで二次災害発生の恐れがある場合等は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

災害状況を早期に把握し、早期復旧計画の樹立に努める。

イ 復旧の順位

広範囲の長時間停電が発生、又は発生の恐れがある場合には、町と締結している「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、早期の停電復旧に努める。

- ① 大規模停電等の場合は、速やかに町へ被害状況及び復旧見込みの情報を提供するとともに、早期の停電復旧に努める。
- ② また、復旧の進捗状況について、適時町へ情報を提供する。
- ③ 電力復旧計画の策定にあたっては、千葉県から示された重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、千葉県及び町と連携の上、調整を図る。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、ホームページ等の報道機関を通じて町民等に対し、次の諸点を十分PRするほか、必要に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

- ① たれ下がった電線には絶対に触らないこと。
- ② 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- ③ 外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ④ 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ通報すること。
- ⑤ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気器具は危険なため使用しないこと。
- ⑥ 水をかぶった、水に浸かった電気器具は危険なため使用しないこと。
- ⑦ 使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

エ 災害時における町民等の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

オ 需要家からの再点検申込等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておく。

4 ガス施設【本部事務局】

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、ガス事業者は災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便宜を図るため、以下の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 災害時の出動

- ① 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。
- ② 勤務時間外の場合は、災害の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された場所に、自動発令で出勤する。

イ 非常災害対策本部、支部の設置

非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動処置

- ① 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。
- ② 事業所設備等の点検を行う。
- ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。
- ④ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。
- ⑤ その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

- ① 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- ② 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ③ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- ④ その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼動可能な体制整備を図る。
また、主要な車両には、無線を搭載する。

(3) 災害時の広報

災害時には供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、町民等の不安除去のため、広報車に

よる巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 災害時には

- ① ガス栓を全部閉めること。
- ② ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。
- ③ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。
この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。
- ④ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（全面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合

- ① グレーのメーターの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
- ② クリーム色のメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
- ③ 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

- ① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- ② ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

5 通信施設【本部事務局】

(1) 東日本電信電話株式会社

ア 災害時の活動体制

- ① 災害対策本部の設置
災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。
この場合、県、町及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。
- ② 情報連絡体制
災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。
なお、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁から伝達される各種警報について速やかに県、町へ通報する。

イ 発生時の応急措置

- ① 設備、資機材の点検及び発動準備
災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。
A) 電源の確保

- B) 災害対策用無線機装置類の発動準備
- C) 非常用電話局装置等の発動準備
- D) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- E) 局舎建築物の防災設備の点検
- F) 工事用車両、工具等の点検
- G) 保有資材、物資の点検
- H) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

② 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常ふくそう等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- A) 通信の利用制限
- B) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- C) 無線設備の使用
- D) 特設公衆電話の設置
- E) 非常用可搬型電話局の設置
- F) 回線の応急復旧
- G) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の運用

③ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- A) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- B) 災害復旧措置と復旧見込時期
- C) 通信利用者に協力を要請する事項
- D) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ① 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ② 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株式会社NTTドコモ

ア 災害時の活動体制

① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

② 情報連絡体制

災害発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発生時の応急措置

① 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- A) 可搬型無線基地局の発動準備
- B) 移動電源車等の発動準備
- C) 局舎建築物の防災設備等の点検
- D) 工事用車両、工具等の点検
- E) 保有資材、物資の点検
- F) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

② 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常ふくそう等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- A) 通信の利用制限
- B) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- C) 可搬型無線基地局装置の設置
- D) 衛星携帯電話による臨時電話の設置
- E) 回線の応急復旧

③ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、著しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- A) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- B) 災害復旧措置と復旧見込時期
- C) 通信利用者に協力を要請する事項

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ① 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ② 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) 日本郵便株式会社

応急措置は、以下のとおりとする。

ア 被災地における郵便の郵送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送及び集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送又は臨時集配便の開設等集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

ウ 東日本電信電話株式会社等から委託をうけた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話株式会社等による応急復旧に協力する。

6 道路・橋梁【経済建設部】

災害が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁についての被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置等利用者の安全策を講じるとともにパトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

県及び町は道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、建設業者等から道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 応急復旧対策

県及び町は被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。
特に、緊急輸送道路を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

7 鉄道施設【総務部】

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等を利用する。

(2) 災害時の初動措置

初動措置は次のとおり。

ア 運転規制（東日本旅客鉄道株式会社）

災害が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

- ① 加速度値が100ガル以上の場合、全列車を停止させ、保線社員等が全線の点検を実施し、異状のないことを確認後、運転規制を解除する。
- ② 加速度値が80ガル以上99ガル未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺の申告がなく、保線社員等が要注意箇所を点検実施し、異常のないことを確認後、速度規制を解除する。
- ③ 列車を停止させた場合、速やかに最寄りの停車場の駅長又は指令と連絡をとり、その指示を受ける。

イ 乗務員の対応（東日本旅客鉄道株式会社）

- ① 運転中に災害を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は直ちに列車を停止させる。
- ② 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。
- ③ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。

ウ その他の措置（東日本旅客鉄道株式会社）

- ① 旅客誘導のための案内放送
- ② 駅員の配置手配
- ③ 救出、救護手配
- ④ 出火防止
- ⑤ 防災機器の操作
- ⑥ 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導（東日本旅客鉄道株式会社）

ア 駅における避難誘導

- ① 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定められた臨時避難場所に、混乱の生じないよう誘導し非難させる。
- ② 旅客を臨時避難場所に誘導した後、更に町があらかじめ定められた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- ① 列車が駅に停車している場合、駅長の指示による。
- ② 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。
ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。
 - A) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
 - B) 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - C) 隣接路線を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動（東日本旅客鉄道株式会社）

災害時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則

に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

8 公共施設【全部署】

関係各課は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

9 河川管理施設【経済建設部】

災害が発生した場合、河川管理施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はその恐れがある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

第17節 社会教育施設・文化財における安全対策

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

項目	担当
1 学校等における対策	教育部
2 応急教育	教育部
3 文化財の応急対策	教育部

1 学校等における対策【教育部】

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- ① 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。
- ② 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- ③ 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

各学校は、県作成の学校防災に関するマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、臨時休業等適切な措置をとり、教育委員会に報告する。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等災害状況と合致す

るよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 被災地区の教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供すること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

エ 教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保すること等、早期の授業再開を支援する。

2 応急教育【教育部】

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対して、教材・学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、町長が行う。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

(2) 応急教育実施の施設予定

ア 被災の程度に応じ、概ね次表のような方法により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

イ 応急教育実施の施設予定については事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員・町民に対し、周知徹底を図るように指導する。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
○学校の一部の校舎が災害を受けた場合	(1) 特別教室・屋体施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
○学校の校舎が全部災害を受けた場合	(1) ふれあいプラザさかえ等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
○町内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。
○特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民避難先の最寄りの学校・災害を受けなかった最寄りの学校・公民館・公共施設等を利用する。 (2) 応急仮校舎を建設する。

(3) 応急教育方法

学校の施設が被災したり、あるいは地域の避難施設となった場合次の点に留意して応急教育を実施する。

- ア 学校施設が被災した場合は、まず応急復旧を速やかに行い、教育ができるように措置する。
- イ 応急復旧不可能な場合は、被害僅少地域の学校施設・ふれあいプラザさかえ・その他民有施設等を借上げて実施する。
- ウ 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法や内容等をあらかじめ周知させる。
- エ 長期にわたり授業不可能な場合は、学校と児童・生徒との連絡方法や勉学上の組織（地区・組織等）の整備と活用を十分にする。
- オ 教育委員会単位の教職員の動員体制を整え管内各学校が有機的連携の下で対処できるようにする。

(4) 教材学用品の調達及び配給方法

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

ア 災害救助法による学用品の給与

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の程度、方法及び期間は次のとおりである。

① 救助の種類

学用品の給与

② 対象

- A) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- B) 小学校児童、中学校生徒
- C) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

③ 学用品給与の方法

- A) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- B) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- C) 実際に必要なものに限り支給する。
- D) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

④ 学用品の品目

A) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法」（昭和23年

法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

B) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

C) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

⑤ 費用限度額

A) 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費

B) 文房具及び通学用品は、次の金額以内

小学生 1人当たり 4,800円以内

中学生 1人当たり 5,100円以内

高校生 1人当たり 5,600円以内

⑥ 期間

災害発生の日から(教科書)1か月以内、(文房具及び通学用品)15日以内

⑦ 備考

備蓄物資は評価額

入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

(5) 供給処置

ア 物資対策

① 被害を受けた物資について、教育部はその状況を調査し、県災害対策本部支部を経由して県災害対策本部に速やかに報告しなければならない。

② 学校給食用物資に被害を受けたことによる補充、又は応急の給食を実施するため、米穀等の給付を受けようとする場合は、学校給食用米穀取扱要綱及び学校給食用小麦粉取扱要領に基づき、学校給食会に対し需用の申請を行うことにより米穀等の供給(学校給食用米穀、小麦粉の供給価格で)を受ける。

イ 給食施設

災害の発生状況によって学校給食施設が、被災住民の給食用として全面的に利用される場合は、町と協議し、実情に応じて措置する。

3 文化財の応急対策【教育部】

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講

ずる。

イ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。建造物については、町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・町及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。記念物については、町等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第18節 住宅対策

災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

項目	担当
1 住家の被災調査・り災証明書の発行	総務部
2 住宅の応急修理	経済建設部
3 応急仮設住宅の供与	経済建設部

1 住家の被災調査・り災証明書の発行【総務部】

被災時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

遅滞なく被災者にり災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査やり災証明書の交付担当部署と応急危険度判定担当部署との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結等、り災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

イ 収集報告に当たって留意すべき事項

- ① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ② 火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき火災調査を行う。
- ③ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ④ 被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。
- ⑤ 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手法により実施する。

(2) り災証明の発行

家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口等においてり災証明書を発行する。なお、火災によるり災証明書の発行は、消防本部が行う。

2 住宅の応急修理【経済建設部】

(1) 住宅の応急修理計画

災害のため住家が半焼、半壊もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する。

(2) 応急修理の実施責任者

ア 被災した住宅の応急修理は、町長が行う。ただし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は知事又は救助実施市町村の長が行い、救助実施市町村以外の市町村の長は知事を補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害発生市町村の長が行うことができる。

イ 町限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) 災害救助法による救助

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の程度、方法及び期間については次のとおりである。

ア 救助の種別

災害にかかった住宅の応急修理

イ 対象

住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

ウ 費用の限度額

- ① 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
1 世帯当り 343,000 円以内
- ② 上記世帯以外の世帯
1 世帯当り 706,000 円以内

エ 期間

災害発生の日から 1 か月以内

(4) 建築資材の調達及び建設業者の把握

町内建築資材調達先及び建設業者の把握に努める。

3 応急仮設住宅の供与【経済建設部】

災害によって住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった者に対し、居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

(1) 応急仮設住宅の供与の実施責任者

ア 応急仮設住宅の供与は、町長が行う。ただし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は知事又は救助実施市町村の長が行い、救助実施市町村以外の市町村の長は知事を補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害発生市町村の長が行うことができる。

イ 町限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供与の方法

ア 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

イ 建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を建設する。

(3) 応急仮設住宅の建設等の費用期間等

応急仮設住宅の建設の戸数、規模、費用の限度、着工期間、入居者の選考及び供与期間については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合に準じて行う。災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の程度、方法及び期間については次のとおりである。

ア 建設場所

災害の規模及び種別に応じ、かつ必要に応じては県等と協議し適当な空地に建設する。（別表 応急仮設住宅建設候補地参照）

イ 救助の種別

応急仮設住宅の供与

ウ 対象

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

工 費用の限度額

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として1戸当たり6,775,000円以内
(規模、費用は別に定めるところによる。)

オ 期間

災害発生の日から20日以内に着工。

カ 備考

- ① 同一敷地又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合は、戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- ② 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

応急仮設住宅建設候補地

番号	用地の名称	所在地	土地所有者	区域面積(㎡)
1	安食台第一近隣公園	安食台4丁目1番1号	栄町	9,440
2	ふれあい広場	安食台4丁目	//	2,000
3	安食台第2近隣公園	安食台6丁目20番	//	2,595
4	栄町立安食台小学校	安食台4丁目34番	//	10,473
5	(旧)栄町立酒直小学校	龍角寺33	//	7,708
6	千葉県立栄特別支援学校	龍角寺1112	//	11,836
7	栄町立竜角寺台小学校	竜角寺台6丁目26番1号	//	9,184
8	竜角寺近隣公園	竜角寺台2丁目13番2号	//	10,531
9	栄町立安食小学校	安食3609	//	10,311
10	栄町立栄中学校	安食55	//	22,706
11	(旧)栄町立北辺田小学校	北辺田211	//	3,235
12	栄町立布鎌小学校	請方157-1	//	9,579
合 計				109,598

第19節 ボランティアへの対応

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

そのため、災害時に迅速な受け入れができるよう受入・調整体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダーの養成に努める。

項目	担当
1 ボランティアの活動分野	総務部
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体	総務部
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	総務部：（社会福祉協議会）
4 ボランティア受入体制	総務部：（社会福祉協議会）
5 災害ボランティアセンターの設置	総務部：（社会福祉協議会）

1 ボランティアの活動分野【総務部】

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所等での医療救護活動
- イ 被災建築物の応急危険度判定（被災宅地危険度判定）
- ウ 外国語の通訳、情報提供
- エ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- オ 被災者への心理治療
- カ 高齢者や障害者等災害時要支援者の看護、情報提供（高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供）
- キ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等災害時要支援者の介護（高齢者や障害者等要配慮者の支援）
- オ 清掃（被災地の清掃、がれきの片づけ等）
- カ その他被災地における軽作業等
- キ 避難所や仮設住宅における生活支援（精神面での支援を含む。）

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体【総務部】

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は、次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

(1) 個人

- ア 被災地の住民
- イ 応急危険度判定士（被災地危険度判定士）
- ウ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- エ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び栄町社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア活動団体

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ【総務部：（社会福祉協議会）】

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」期間中に行う諸行事を通じ、町民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。

あわせて、町民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ボランティア活動の基礎知識に関する説明会」や「ボランティア体験会」等「ちば県民活動PR月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく町民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや栄町住民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開

により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

(3) 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施し、町、県、町社会福祉協議会及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(4) ボランティアリーダーの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要であることから、関係機関が実施するボランティア関係の研修を通じたボランティアリーダーの養成を進める。

ボランティアリーダーとして、さわやかちば県民プラザと連携した災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成、日本赤十字社千葉県支部と連携した救護活動従事者等の養成等を進める。

4 ボランティア受入体制【総務部：（社会福祉協議会）】

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。
町限りで対応が不可能な場合は、近隣市町、県及びその他の機関の応援を得て実施する。

(2) 活動拠点の提供

ボランティア間の交流及び情報交換の場となる活動拠点については町が用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や栄町社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

5 災害ボランティアセンターの設置【総務部：（社会福祉協議会）】

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、被災の状況を踏まえ、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置する。なお、当センターの運営は、社会福祉協議会が行う。

(1) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するすべてのボランティアの把握に努め、ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティア保険の締結を進める。

(2) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、町災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

町災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、町内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。

更に、活動希望者が全国規模で予想される場合には、近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進める。

(3) ボランティアニーズの把握

被災市町村は被災現地における体制を整備し、被災地市町村災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

第20節 要配慮者への支援

風水害により、町民の避難を要する地域が数多く発生した際に、被災者が安全な場所へ避難することができるよう必要な措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者については、普段の見守りや災害時の避難誘導等、災害時の円滑な避難支援を促進し、また避難生活についても考慮して安全確保に努める。

項目	担当
1 避難誘導等	民生部
2 避難所の設置、要配慮者への対応	民生部
3 社会福祉施設入所者等への支援	民生部

1 避難誘導等【民生部】

避難行動要支援者については、「栄町避難行動要支援者名簿」に基づく避難行動要支援者の個別の避難計画（以下「個別避難計画」という。）等に基づき避難支援等関係者による避難誘導、支援を行う。

※避難行動要支援者：要配慮者（体力的に衰えのある高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦や傷病者）のうち、自ら避難することが困難で、避難に特に支援を要する方

※避難支援者：家族、親族、自治会、自主防災組織等災害時、避難支援をする方

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

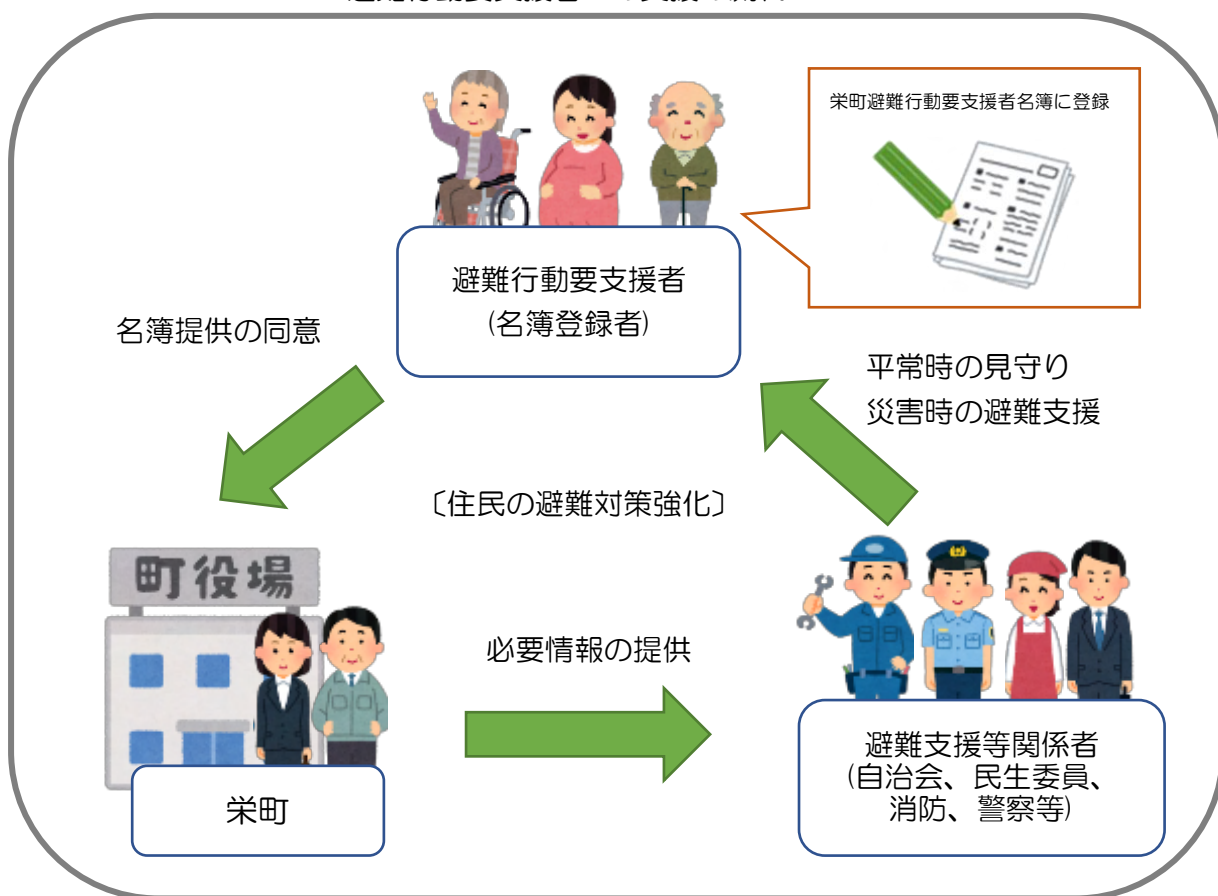
ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、地域支援団体等により避難確認を行うこと。

(2) 緊急入所等

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者については、緊急入院等により対応を行う。

避難行動要支援者への支援の流れ



2 避難所の設置、要配慮者への対応【民生部】

(1) 避難所における支援

避難所内においては要配慮者スペースを確保するとともに、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、健康状態等を把握しつつ、要配慮者に配慮した運営に努める。更に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

- ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- イ 避難所から本部への迅速・具体的な支援要請
- ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人への対応

県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

(3) 福祉避難所の設置

- ア 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。
- イ 福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連

絡をとり、行う。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、知事が行い、町長がこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

ウ 町限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

エ 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

(4) 避難所から福祉避難所への移送

ア 避難所における要配慮者の健康状態等の把握に努め、状況によっては医療機関への移送を行う。

イ 町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

ウ 町は、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送について、その手段を検討し準備する。

(5) 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討していく。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び町は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

ア 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

3 社会福祉施設入所者等への支援【民生部】

災害時における入所者の安全は、各施設において確保する。また、町は災害状況に応じて必要な支援を実施する。

(1) 救助及び避難誘導

ア 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。

イ 施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、可能な範囲で職員を派遣する。

(2) 搬送及び受入先の確保

ア 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。

イ 施設管理者の要請に基づき、救護用自動車を確保するとともに、受入先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

- ア 施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し、供給する。また、不足が生じたときは、町に対して応援を要請する。
- イ 施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

- ア 施設管理者は、介護職員を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町に対して応援を要請する。
- イ 施設管理者の要請に基づき、介護職員の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力による巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、巡回による各種サービスの提供を行う。

(6) ライフライン優先復旧

電気、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先的に復旧に努める。

第21節 帰宅困難者への支援

災害時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者等に対し、地震発生時に準じた支援を行う。

項目	担当
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	総務部
2 企業、学校等関係機関における施設内待機	関係各課
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	関係各課
4 帰宅困難者等への情報提供	総務部
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	民生部、総務部

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ【総務部】

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止等により大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、県民、企業、学校等関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校等関係機関における施設内待機【関係各課】

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護【関係各課】

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等への情報提供【総務部】

県及び町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用して情報提供する。

更に、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺のデジタルサイネージ等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導【民生部、総務部】

(1) 一時滞在施設の開設

県及び町は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、風水害発生時に準じ、予め一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

集客施設や駅で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、風水害発生時に準じ、予め定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求める。その際、県や町は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧情報等の情報を提供する。

第2章 震災対策計画

第1節 災害応急活動体制

大地震が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊や水害更には生活関連施設の機能障害等、町内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

項目	担当部署
1 災害応急活動体制	全部署
2 警戒体制	全部署
3 非常体制	全部署
4 指定行政機関等の活動体制	全部署
5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡	本部事務局

1 災害応急活動体制【全部署】

地震による災害が発生し、又は発生する恐れのあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所轄事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合には、栄町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

町本部の組織及び運営は、「災対法（昭和 36 年法律第 223 号）」、「栄町災害対策本部条例（昭和 39 年条例第 22 号）」を定めるところによる。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動する。

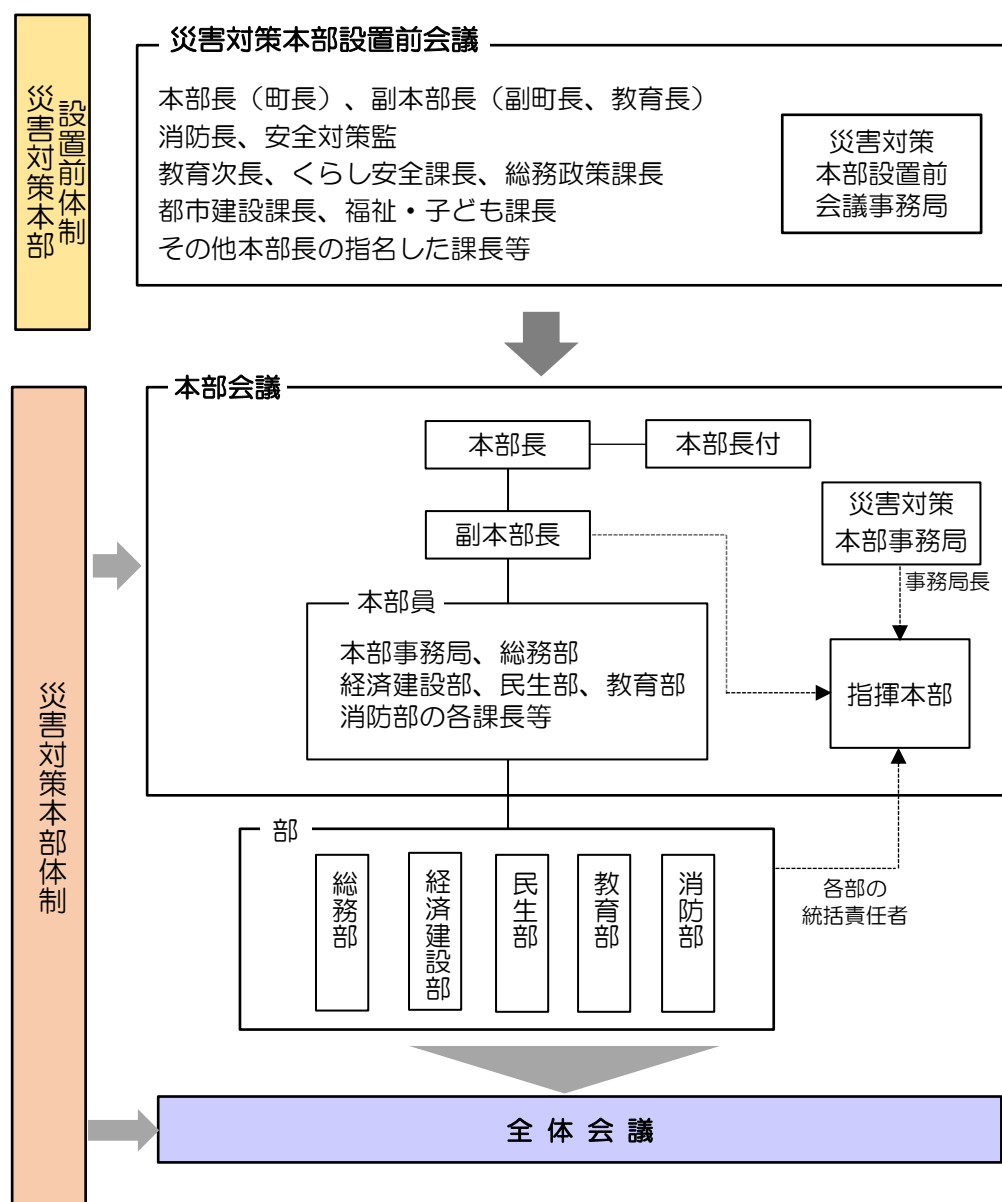
- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

町の組織及び運営は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）、栄町災害対策本部条例（昭和 39 年条例第 22 号）及び栄町災害対策本部規程の定めるところによる。

(1) 活動体制及び体制の流れ

町における震災対策に係る活動体制及び体制の流れは、次の図に示すとおりである。

【災害対策本部設置前体制及び災害対策本部体制図】



【地震発生時の体制の流れ】

地震情報の発表等	町の体制	活動概要	各部
・栄町において震度4を記録したとき ・その他町長が必要と認めたとき	災害対策本部設置前	第1 配備 ■参集の確認 くらし安全課は職員の参集を指示し、町長の命により災害警戒本部を設置し、各課・室長へ現状調査を行うよう指示する。  ■災害警戒本部 災害警戒本部又はくらし安全課長の指示のもと、初動体制による活動を行う。 ア 各課・室長の指示により、各課・室の通常体制を尊重しつつ主管する関連施設及び町内の状況調査を行う。（担当職員は、各課・室の長が指定する職員とする。） イ 調査状況は、事務局に集約する。事務局は集約した情報を災害警戒本部に伝達する。 	本部事務局 総務部 経済建設部 民生部 教育部 消防部とし、各部は班を編成し部長が指名する班 ※本部員（指揮本部）は自動参集
・栄町において震度5弱を記録したとき ・東海地震の判定会招集連絡報を受けたとき ・その他町長が必要と認めたとき		第2 配備 ■災害対策本部体制への移行 状況により、町長の指示のもと、災害対策本部体制に移行する。 	第1 配備を強化する
・栄町において震度5強以上を記録したとき又は、局地災害が発生したとき（自動設置） ・千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、東海地震の警戒宣言が発令されたとき ・町に災害が発生する恐れのある場合で、本部長が必要と認めたとき	災害対策本部設置	第3 配備（災害対策本部） ■確認 ・災害対策本部が自動的に設置される。 ・参集職員の確認を行う。 ・役場庁舎の被災状況を確認（状況により設置場所を変更）（建屋、電源、通信、水道、ガス等）  ■災害対策本部（業務継続計画の発動（同時）） ・町長、副町長又は消防長の指揮のもと、町災害対策本部等の業務を実施する。なお、役場の業務については段階的に必要の範囲内において継続し、災害対策本部の設置をもって「栄町業務継続計画」が発動されるため、当該計画に沿って業務を継続する。 ・被害状況は、被害調査体制による調査の上、災害対策本部の総務部に集約する。集約した情報は本部事務局を通じて指揮本部に伝達する。	本部を構成する全ての部【課・室・局】

(2) 職員の配置

町は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合においては、対策本部を設置し、災害に応じた配備体制をとり災害対策を実施する。

配備体制の基準は次のとおりとし、対策本部に設置される各部の部長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておく。また、必要に応じ設置前会議に関係職員を参加させることができる。

ア 地震の配備基準

体制	配備	配 備 基 準	配備を要する部等
災害対策本部設置前（災害警戒本部）	第1 配備	・ 栄町において震度4を記録したとき ・ その他町長が必要と認めたとき	本部事務局 総務部 経済建設部 民生部 教育部 消防部とし、各部は班を編成し部長が指名する班
	第2 配備	・ 栄町において震度5弱を記録したとき ・ 東海地震の判定会招集連絡報を受けたとき ・ 町に局地的な災害が発生する恐れのある場合で、町長が必要と認めたとき ・ その他町長が必要と認めたとき（第1 配備を強化し、速やかに対策本部設置に移行できる体制）	第1 配備を強化する
災害対策本部設置後	第3 配備	・ 栄町において震度5強以上を記録したとき（自動設置）又は、局地災害が発生したとき ・ 千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、東海地震の警戒宣言が発令されたとき ・ 町に災害が発生する恐れのある場合で、本部長が必要と認めたとき	本部を構成する全ての部【課・室・局】

イ 配備の特例措置

「第1章 第1節 1 (2) イ 配備の特例措置」を準用する。

ウ 動員の伝達系統

「第1章 第1節 1 (2) ウ 動員の伝達系統」を準用する。

エ 参集時の措置

「第1章 第1節 1 (2) エ 参集時の措置」を準用する。

オ 日直者の連絡

「第1章 第1節 1 (2) オ 日直者の連絡」を準用する。

(3) 災害応急措置のための応援要請

「第1章 第1節 1 (3) 災害応急措置のための応援要請」を準用する。

2 警戒体制【全部署】

警戒体制は、震度5弱（警戒配備）地震発生時において、災害対策本部設置前会議を招集し、被害の情報収集、関係機関との連絡調整、被害が発生した場合の対応等の活動を行う。

以降「第1章 第1節 2 警戒体制」を準用する。

3 非常体制【全部署】

非常体制は、震度5強以上の地震発生時において、災害対策本部を設置し、本部会議及び町各部課を統括し、災害対策本部の運営に当たる。

(1) 活動組織

「第1章 第1節 3 (1) 活動組織」を準用する。

(2) 災害対策本部の設置

ア 町長は、次に掲げる場合には、災対法（昭和36年法律第223号）第23条に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- ① 町において震度5強以上を記録したとき又は、局地災害が発生したとき（自動設置）
- ② 千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、東海地震の警戒宣言が発令されたとき
- ③ 町に災害が発生する恐れのある場合で、本部長が必要と認めたとき

イ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、栄町役場庁舎5階大会議室に設置する。

ただし、設置場所及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、ふれあいプラザさかえ又は消防署を設置場所候補とする。

(3) 現地災害対策本部の設置

「第1章 第1節 3 (3) 現地災害対策本部の設置」を準用する。

(4) 災害対策本部の解散及び解散後の体制

「第1章 第1節 3 (4) 災害対策本部の解散及び解散後の体制」を準用する。

(5) 災害対策本部設置（廃止）等の通知及び公表

「第1章 第1節 3 (5) 災害対策本部設置（廃止）等の通知及び公表」を準用する。

(6) 災害対策本部の組織編成

「第1章 第1節 3 (6) 災害対策本部の組織編成」を準用する。

4 指定行政機関等の活動体制【全部署】

「第1章 第1節 4 指定行政機関等の活動体制」を準用する。

5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡【本部事務局】

「第1章 第1節 5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

地震の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民に伝達することが、必要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。

項目	担当
1 地震に関する情報の収集	本部事務局
2 通信手段の確保	本部事務局
3 通信施設が使用不能となった場合の措置	本部事務局
4 被害情報の収集・報告	本部事務局
5 災害報告	本部事務局

1 地震に関する情報の収集【本部事務局】

(1) 情報等の種類

- ア 震度速報
- イ 地震情報
- ウ 各地の震度に関する情報

(2) 情報等の発表

ア 震度速報

地震発生から約 1 分半後に、震度 3 以上の地名が発表される。千葉県各地域名は、気象注意報・警報の発表区分（北西部、北東部、南部）に同じである。この情報は、気象庁の気象情報伝達処理システム（アデズ）により、県防災行政無線を利用して県庁に伝達される。県防災行政無線から一斉通報システムを利用して町に伝達される。

イ 震度に関する情報

県内で震度 3 以上が観測されたとき、地震の概況（発震時分、震央の位置、震源の深さ、地震の規模、各地域の震度）が発表される。

ウ 各地の震度に関する情報

震源の位置、地震の規模に加え、震度 1 以上の地点が観測点ごとに発表される

エ 津浪予報

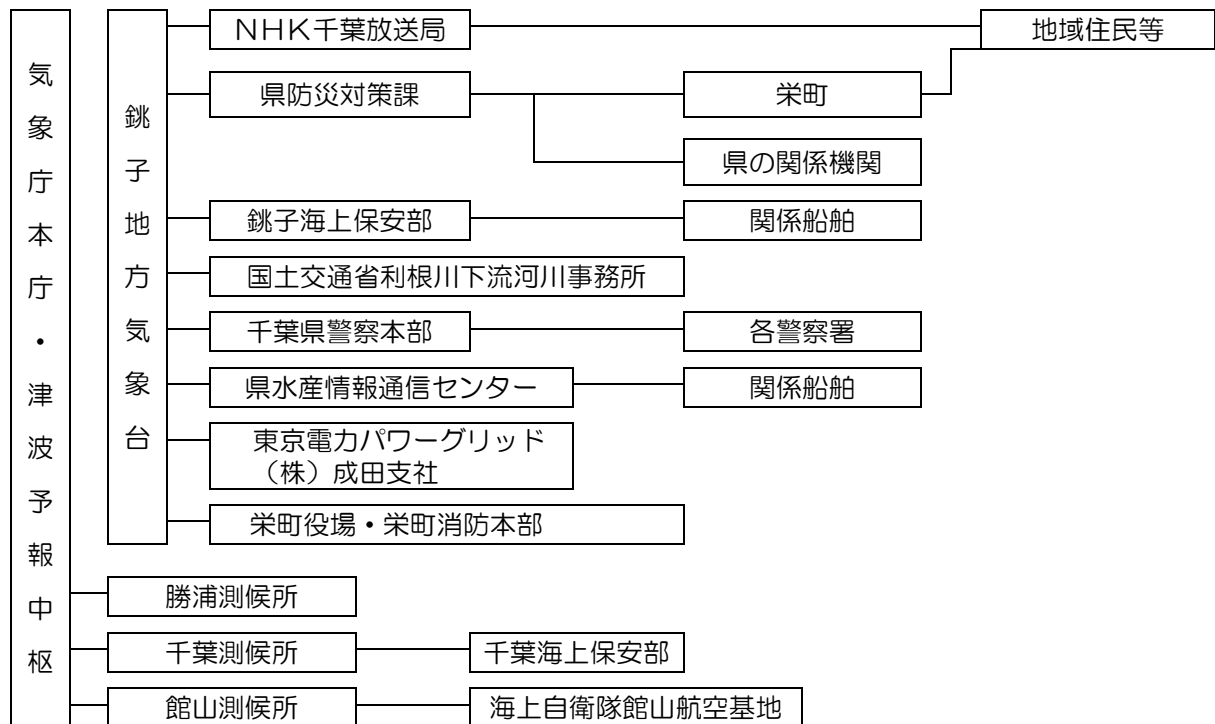
気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

オ 津波情報

津波の到達予想時刻、津波を観測した場合は、観測時刻や高さが発表される。

(3) 受伝達系統等

津波に関する注意報・警報伝達系統図



(4) 関係機関における措置

区 分	内 容
町	災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又はNTT東日本から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、町民等に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、町民等に周知する。
県	県防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
警 察	1 津波注意報・警報の通報を受けた警察本部は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。 2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
銚子地方 気 象 台	銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話 株式会社	気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、すみやかに放送を行うよう努める。
そ の 他 防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意警報については直ちに所属機関に通報する。

2 通信手段の確保【本部事務局】

「第1章 第2節 4 通信手段の確保」を準用する。

3 通信施設が使用不能となった場合の措置【本部事務局】

「第1章 第2節 5 通信施設が使用不能となった場合の措置」を準用する。

4 被害情報の収集・報告【本部事務局】

「第1章 第2節 6 被害情報の収集・報告」を準用する。

5 災害報告【本部事務局】

「第1章 第2節 7 災害報告」を準用する。

第3節 災害広報

町及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに町民等及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、町民等が適切な行動をとれるようにするとともに、流言飛語等による社会的混乱やパニックの発生を未然に防止する。

項目	担当
1 災害時の広報	総務部
2 広聴活動	総務部
3 報道機関への対応	総務部

1 災害時の広報【総務部】

「第1章 第4節 1 災害時の広報」を準用する。

2 広聴活動【総務部】

「第1章 第4節 2 広報活動」を準用する。

3 報道機関への対応【総務部】

「第1章 第4節 3 報道機関への対応」を準用する。

第4節 広域連携体制

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策を実施する。

項目	担当
1 県・市町村等への応援要請	本部事務局
2 消防の広域応援要請	消防部
3 上水道事業体の相互応援	経済建設部：（長門川水道企業団）
4 資料の提供及び交換	総務部
5 経費の負担	総務部
6 民間団体等との協定等の締結	本部事務局
7 受援計画	本部事務局

1 県・市町村等への応援要請【本部事務局】

「第1章 第5節 1 県・市町村等への応援要請」を準用する。

2 消防の広域応援要請【消防部】

「第1章 第5節 2 消防の広域応援要請」を準用する。

3 上水道事業体の相互応援【経済建設部：（長門川水道企業団）】

「第1章 第5節 3 上水道事業体の相互応援」を準用する。

4 資料の提供及び交換【総務部】

「第1章 第5節 4 資料の提供及び交換」を準用する。

5 経費の負担【総務部】

「第1章 第5節 5 経費の負担」を準用する。

6 民間団体等との協定等の締結【本部事務局】

「第1章 第5節 6 民間団体等との協定等の締結」を準用する。

7 受援計画【本部事務局】

「第1章 第5節 7 受援計画」を準用する。

第5節 自衛隊の災害派遣

災害時における人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊（昭和29年法律第165号）法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼する。

項目	担当
1 災害派遣要請	本部事務局
2 災害派遣要請の範囲	本部事務局
3 災害派遣部隊の受入体制	本部事務局
4 派遣部隊の撤収要請	本部事務局
5 経費負担区分	総務部
6 陸上自衛隊の災害派遣計画	本部事務局
7 自主派遣	本部事務局

1 災害派遣要請【本部事務局】

「第1章 第6節 1 災害派遣要請」を準用する。

2 災害派遣要請の範囲【本部事務局】

「第1章 第6節 2 災害派遣要請の範囲」を準用する。

3 災害派遣部隊の受入体制【本部事務局】

「第1章 第6節 3 災害派遣要請の受入体制」を準用する。

4 派遣部隊の撤収要請【本部事務局】

「第1章 第6節 4 派遣部隊の撤収要請」を準用する。

5 経費負担区分【総務部】

「第1章 第6節 5 経費負担区分」を準用する。

6 陸上自衛隊の災害派遣計画【本部事務局】

大規模な地震が発生した場合、第1空挺団は、地域担当部隊として、南関東地域に大規模震災が発生した場合、機を失せず激甚被害地区、特に湾岸地区を重視し、まず、分区担任部隊等をもって速やかに人命救助を第一義とした即時救援活動を実施する。

事後、被害状況の判明に伴い、対処構想を確立し、増援部隊を併せて人命救助及び民生支援等を主体とした応急救護活動を実施するとともに、組織的救援活動以降後は、民生の安定及び被害の早期普及に寄与する。

この間、千葉県との緊密な連携を保持する。

担任部隊		任 務 等
第1空挺団		1 1個普通科中隊を方面直轄 2 高射学校及び需品学校を救援活動に関し指揮 3 第1空挺団 (1) 千葉県、特に激甚被害地区を重視して即時・応急救護活動を実施 (2) 千葉県（千葉市を含む）等災害対策本部との連絡調整を担当
増援	第2次増援部隊	

7 自主派遣【本部事務局】

- (1) 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、町長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。町長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (2) 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- (3) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- (4) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- (5) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- (6) 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

第6節 災害救助法の適用

「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。

救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

町域で発生した災害が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用基準に該当又は該当する見込みがある場合、直ちにその旨を知事に報告し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

項目	担当
1 災害救助法の適用基準	本部事務局
2 災害救助法の適用手続	本部事務局
3 災害救助法による救助の実施者	本部事務局

1 災害救助法の適用基準【本部事務局】

「第 1 章 第 7 節 1 災害救助法の適用基準」を準用する。

2 災害救助法の適用手続【本部事務局】

「第 1 章 第 7 節 2 災害救助法の適用手続」を準用する。

3 災害救助法による救助の実施者【本部事務局】

「第 1 章 第 7 節 3 災害救助法による救助の実施者」を準用する。

第7節 消防・救助救急・危険物等対策

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。これらの災害から町民等の生命・財産を守り、被害を最小限にするため消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関の活動及び救助救急のための関係機関の活動は次のとおりである。

項目	担当
1 消火活動	消防部
2 救出活動	消防部
3 危険物等の対策	消防部

1 消火活動【消防部】

(1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を消防本部・署、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

(2) 活動方針

震災時には、町民等の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

(3) 活動の基本

ア 常備消防

① 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

④ 市街地火災の優先

工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面した部分及び市街地の延焼火災の活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当る。

⑤ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

イ 消防団

① 出火防止

地震発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の町民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、町民と協力して初期消火を図る。

② 消火活動

常備消防の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

③ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所へ搬送を行う。

④ 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、町長は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速消防相互応援を実施する。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

(5) 他都道府県との協力

地震による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても消防力に不足の生じることが見込まれる場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その応援を得て、消防の任務を遂行する。

2 救助・救急活動【消防部】

(1) 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命措置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急活動は、救命措置を要する重症者を最優先として出動し、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は多数の人命を救護することを優先する。 (3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じて千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターの応援を要請する。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関等と連絡を密にし、効果的な活動を行う。
警察		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則としては各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 危険物等の対策【消防部】

「第1章 第8節 3 危険物等の対策」を準用する。

第8節 災害警備、防犯、交通対策等

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため、町民等の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

項目	担当
1 災害警備	本部事務局
2 防犯	本部事務局
3 道路、橋梁等の危険箇所の把握	経済建設部
4 応急措置	経済建設部
5 交通規制	経済建設部
6 緊急通行車両	経済建設部
7 輸送計画	本部事務局、総務部

1 災害警備【本部事務局】

(1) 震災警備の任務

警察は、震災が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、震災の発生を防御し、震災の拡大を防止するため、町民等の救助・避難誘導、犯罪の予防及び交通の規制等の災害対策を実施して、町民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制の発令

警察本部長は、次により必要な警備体制を発令する。

なお、警察署長は、管内の実情に応じて、本部長の発令前に必要な体制をとることができる。

ア 準備体制

判定会招集連絡報を受理した場合

イ 警戒体制

東海地震の警戒宣言が発令された場合

ウ 発災体制

地震（地震に伴う火災及び津波を含む。）による被害が発生した場合

- (3) 警備体制を発令した場合は、次により災害警備本部体制等を設置して指揮体制を確立する。

警備体制	内容	指揮体制
準備体制	判定会招集連絡報を受理した場合	県警察災害警備対策室 (室長は警備部長又は警備課長) 警察署災害警備対策室 (室長は警察署長)
警戒体制	警戒宣言が発令された場合	県警察災害警備本部 (本部長は警察本部長又は警備部長) 警察署災害警備本部 (本部長は警察署長)
発災体制	地震(地震に伴う火災及び津波を含む)による被災が発生した場合	県警察災害警備本部 (本部長は警察本部長又は警備部長) 警察署災害警備本部 (本部長は警察署長)

(4) 警備活動要領

ア 準備体制下の活動

- ① 連絡室又は対策要員の参集
- ② 津波注意報の伝達
- ③ 判定会委員への便宜供与
- ④ 震災情報の収集及び伝達
- ⑤ 関係機関との連絡
- ⑥ 通信機材・装備資器材の準備

イ 警戒体制下の活動

- ① 対策室要員もしくは警備要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- ② 津波警報の伝達
- ③ 避難の指示、警告又は誘導
- ④ 警備部隊の編成及び事前配置
- ⑤ 通信機材・装備資器材の重要配備
- ⑥ 補給の準備
- ⑦ 通信の統制
- ⑧ 管内状況の把握
- ⑨ 交通の規制
- ⑩ 広報

ウ 発災体制下の活動

- ① 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集（震度 6 弱以上の地震が県内で発生したときは、発災体制発令の有無にかかわらず、かつ、原則として全職員が参集する。）
- ② 人命の救助
- ③ 被害情報の収集及び報告
- ④ 交通規制
- ⑤ 犯罪の予防
- ⑥ 死体の検視
- ⑦ 広報
- ⑧ 補給の実施
- ⑨ 警備部隊の応援要請
- ⑩ 通信資機材・装備資器材の支援要請

(5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、つぎの措置を行う。

- ア 被害状況等のまとめ
- イ その他必要な事項

2 防犯【本部事務局】

「第1章 第9節 2 防犯」を準用する。

3 道路、橋梁等の危険箇所の把握【経済建設部】

「第1章 第9節 3 道路、橋梁等の危険箇所の把握」を準用する。

4 応急措置【経済建設部】

「第1章 第9節 4 応急処置」を準用する。

5 交通規制【経済建設部】

(1) 交通規制計画

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため次により交通規制を実施する。

ア 公安委員会の交通規制

- ① 公安委員会は、道路における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条の規定により、道路における交通の規制を行う。
- ② 公安委員会は、災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路

における通行を禁止又は制限する等、緊急通行路の確保に当たる。

イ 警察署長の交通規制等

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通に規制を行う。

ウ 警察官の交通規制等

- ① 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じる恐れがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法（昭和35年法律第105号）第6条又は第75条の3の規定により、交通に規制を行う。
この場合、信号機に表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- ② 警察官は、通行禁止区域等（前記ア①により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

エ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- ① 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災対法（昭和36年法律第223号）第76条の3第3項及び第4項により、警察官がその場にいない場合に限り、前記ウ②の職務の執行について行うことができる。
- ② 自衛官等は、前項の命令又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(2) 震災発生時における運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両の運転者は、次の行動を取る。

- ① 直ちに、車両を道路の左脇に停止させること。
- ② 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車する等通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

- ① 車両を道路外の場所に置くこと。
- ② 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
- ③ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 道路管理者の通行禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法（昭和27年法律第165号）第46条の規定により、道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を認めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

6 緊急通行車両【経済建設部】

「第1章 第9節 6 緊急通行車両」を準用する。

7 輸送計画【本部事務局、総務部】

災害時に被災者の避難、物資の輸送等の確保を期するため、車両船舶、航空機等を有効適切に運用し、物資の輸送並びに各作業の遂行に万全を期する。

- (1) 輸送の方法は災害の程度、物資の種類、数量、緊急度、交通施設の状況等を考慮し、次のうち最も適切な方法により行う。

ア 車両による輸送

災害の程度により、道路交通が不能となる場合のほかは、車両により行う。

イ 鉄道による輸送

鉄道の状況が輸送に不適であり、鉄道による場合が適切となった場合は、東日本旅客鉄道株式会社成田駅長に依頼して行う。

ウ 船舶による輸送

陸上輸送が不可能となった場合に行う。

エ 空中輸送

陸上輸送又は水上輸送が不可能な場合は、第2章第5節により行う。

オ 人力による輸送

災害の規模又は前各号によりがたい場合に行う。

カ ニ以上を用いる輸送

災害の規模、道路、水上、又は気象上の状況により前各号を併用して行う。

- (2) 道路輸送

ア 町における車両等の確保

- ① 町有車両等の確保

本部事務局は、車両の管理を担当し、各部からの要請により配車決定を行う。

(3) 船舶輸送

町内の漁業協同組合員の所有する舟等を借用して行う。

(4) 応援、協力要請

- ア 町内での車両等の確保が困難なときで、物資の輸送上他市町村の車両等の確保が効果的な場合は、近隣市町長に協力要請を行う。
- イ 労力の確保が困難な場合、又は物資の輸送が緊急を要する場合は、知事に対し、第2章第5節により要請する。

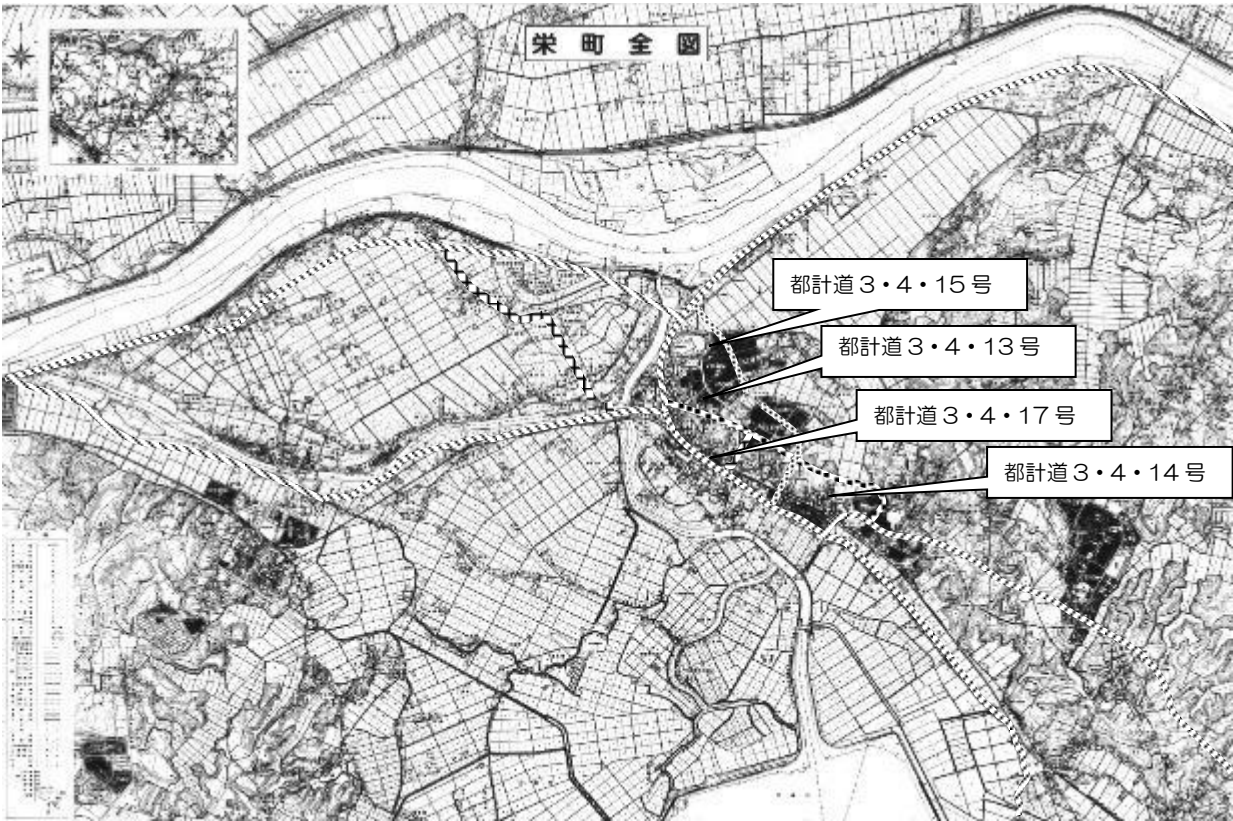
(5) 緊急輸送道路

災害時の被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送については、県においては、千葉県地域防災計画緊急輸送ネットワークにより対応し、町においては、町の指定する緊急輸送道路で対応する。

ア 町の指定する緊急輸送道路

路 線 名	目 的
都市計画道路 3・4・13 号 都市計画道路 3・4・14 号 都市計画道路 3・4・15 号 都市計画道路 3・5・17 号	隣接市町との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する幹線町道

緊急路線図



(6) 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路」等交通上重要と認められる路線を最優先に路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ市民等に対し、災害時において、災対法（昭和36年法律第223号）第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ② 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

第9節 生活救援

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救援物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行う。

なお、県からの救援物資の供給支援は、町からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や町の機能低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等の積極的な支援も視野に入れた活動体制をとる。

また、県及び町は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとる。

項目	担当
1 応急給水	長門川水道企業団
2 食料の供給	民生部
3 生活必需品の供給	民生部
4 救援物資の受け入れ・管理	民生部

1 応急給水【長門川水道企業団】

「第1章 第10節 1 応急給水」を準用する。

2 食料の供給【民生部】

「第1章 第10節 2 食料の供給」を準用する。

3 生活必需品の供給【民生部】

「第1章 第10節 3 生活必需品の供給」を準用する。

4 救援物資の受入・管理【民生部】

「第1章 第10節 4 救援物資の受入・管理」を準用する。

第10節 避難

地震時には、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、町民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。このため、避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも高齢者、障害者その他の災害時要支援者の安全避難については特に留意する。

項目	担当
1 避難指示等	本部事務局
2 避難誘導等	本部事務局、経済建設部
3 避難所の開設	本部事務局、民生部
4 広域避難者の受け入れ	本部事務局、民生部
5 避難所の運営	民生部
6 避難所外避難者への支援	本部事務局、民生部
7 避難所の閉鎖	本部事務局、民生部
8 学校、社会福祉施設等における避難対策	教育部、民生部
9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	総務部
10 安否情報の提供	総務部、民生部

1 避難指示等【本部事務局】

(1) 計画内容

災害に際し、危険地域の町民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存施設又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」等に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

(2) 実施機関

ア 避難指示等の実施責任者

災害応急対策の第一次的な実施責任者は町長であり、避難指示等を発すべき権限を有する。

また、町長のほか、災害の種類に応じてそれぞれの法律により、避難指示等を発することができる者が次のとおり定められているので、相互に連携をとり実施する。

- ① 町長（災対法（昭和36年法律第223号）第60条）
- ② 警察官（災対法（昭和36年法律第223号）第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）
- ③ 水防管理者（町長、水防事務組管理者、水害予防組管理者）（水防法（昭和24年法律193号）第29条）

- ④ 知事又はその命を受けた県職員（水防法（昭和24年法律193号）第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）
- ⑤ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官「その場に警察官がいない場合に限る」（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条）

(3) 避難指示等

ア 地震の発生に伴う災害による町民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、上記（2）のアに掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難指示等を行う。

① 町長等の措置

町長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生する恐れがある場合、もしくは発生し、又はその拡大の恐れがあり、町民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民等に対し、速やかに立退きの指示を行う。

ただし、知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該町長に代わって実施する。

② 警察官等の措置

警察官は、地震に伴う災害の発生により町民等の生命、身体に危険を及ぼす恐れのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

警察官は、町民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

③ 自衛隊の措置

災害派遣を命ぜられ部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる町民に避難の指示をする。

④ 知事等の措置（水防法（昭和24年法律193号）第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫しているときは、危険な区域の町民に対し立退きを指示する。

イ 避難指示の内容

町長等が避難指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ① 避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難経路
- ④ 高齢者等避難、避難指示の理由

⑤ その他必要な事項

ウ 避難の周知と報告

① 町民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法等により、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努める。

防災行政無線（戸別受信機を含む）

有線放送

広報車サイレン又は警鐘

ツイッター等のSNS

電話、FAX、登録制のメール ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

その他速やかに町民等に周知できる方法

② 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

③ 避難行動に関する周知

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民等自らの判断で「屋内安全確保」行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかわって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

また、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

2 避難誘導等【本部事務局、経済建設部】

避難誘導は町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、町民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。なお誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかわって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

また避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、栄町避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で（町の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、

警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の本計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

(1) 避難の誘導方法

ア 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、町防災行政無線、さかえ情報メール、各関係機関の広報車、町職員及び消防団による伝達員、警鐘、サイレン等あらゆる媒体を利用して行う。

イ 避難の指示伝達事項

- ① 避難すべき時期、避難先、避難経路
- ② 避難すべき理由
- ③ 注意事項
避難後の戸締り、家屋の補強、服装、携帯品等

ウ 避難経路

- ① 避難誘導は、警察官又は消防関係者が中心となり、その町内の自治組織の代表者等の協力を得て行う。
- ② 避難経路は、危険な橋、建物の密接した狭い道路、その他新たに災害発生の恐れがある場所を避け安全な経路を選定する。

エ 携行品等

緊急を要する避難の場合の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）タオル、チリ紙、歯ブラシ、着替え、防寒具、救急薬品、懐中電灯、眼鏡等日常の身の回り品及び若干（3日分）の食料とする。

オ 避難の単位

避難誘導は、できるだけ自主防災組織、区長会等の単位の集団避難を行う。

カ 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、栄町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の本計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

3 避難所の開設【本部事務局、民生部】

「第1章 第11節 3 避難所の開設」を準用する。

4 広域避難者の受け入れ【本部事務局、民生部】

「第1章 第11節 4 広域避難者の受け入れ」を準用する。

5 避難所の運営【民生部】

「第1章 第11節 5 避難所の運営」を準用する。

6 避難所外避難者への支援【本部事務局、民生部】

「第1章 第11節 6 避難所外避難者への支援」を準用する。

7 避難所の閉鎖【本部事務局、民生部】

「第1章 第11節 7 避難所の閉鎖」を準用する。

8 学校、社会福祉施設等における避難対策【教育部、民生部】

「第1章 第11節 8 学校、社会福祉施設等における避難対策」を準用する。

9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間【総務部】

「第1章 第11節 9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」を準用する。

10 安否情報の提供【総務部、民生部】

「第1章 第11節 10 安否情報の提供」を準用する。

第11節 医療救護

災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるときは、関係機関と緊密に連携をとりながら被災者の医療救護に万全を期する。

項目	担当
1 初動医療体制の確立	民生部
2 医薬品・医療用資機材等の確保	民生部
3 負傷者等の搬送	民生部、消防部
4 被災医療機関への支援	民生部
5 継続的治療への対応	民生部

1 初動医療体制の確立【民生部】

「第1章 第12節 1 初動医療体制の確立」を準用する。

2 医薬品・医療用資機材等の確保【民生部】

「第1章 第12節 2 医薬品・医療用資機材等の確保」を準用する。

3 負傷者等の搬送【民生部、消防部】

「第1章 第12節 3 負傷者等の搬送」を準用する。

4 被災医療機関への支援【民生部】

「第1章 第12節 4 被災医療機関への支援」を準用する。

5 継続的治療への対応【民生部】

「第1章 第12節 5 継続的治療への対応」を準用する。

第12節 清掃・廃棄物・環境対策

大規模災害時には、家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置等について定めるとともに、必要に応じて食中毒や感染症予防等の対応を行う。

また、被災地におけるし尿、生活ごみ、がれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

項目	担当
1 衛生環境対策	経済建設、民生部
2 保健活動	民生部
3 し尿の収集・処理	経済建設部
4 清掃・廃棄物処理	経済建設部
5 障害物の除去計画	経済建設部
6 動物対策	経済建設部
7 環境大臣による廃棄物の処理の代行	総務部、経済建設部
8 環境汚染・健康被害の防止	経済建設部

※印西地区環境整備事業組合・印西地区衛生組合と連携して対策を実施する。

1 衛生環境対策【経済建設、民生部】

「第1章 第13節 1 衛生環境対策」を準用する。

2 保健活動【民生部】

「第1章 第13節 2 保健活動」を準用する。

3 し尿の収集・処理【経済建設部】

「第1章 第13節 3 し尿の収集・処理」を準用する。

4 清掃・廃棄物処理【経済建設部】

(1) 震災廃棄物処理計画

町は、平時に災害廃棄物対策指針（環境省）、千葉県災害廃棄物処理計画を踏まえ、町の災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 活動体制

- ① 災害時における災害地帯の清掃は、町長が実施する。
- ② 清掃及び災害廃棄物の処理に関する実務は、応急処理・衛生部が他部の協力を得て行う。
- ③ 災害等による大量の廃棄物が発生し、町で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。
- ④ 町は、建築物の解体に伴うがれき等に大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時に

おける被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める

イ 廃棄物の収集と処理

① 町における組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被災状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

② 災害廃棄物の処理方針

A) がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、原則として町の最終処理場で適正に処分する。

B) 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

C) 生活ごみ

生活ごみは、衛生環境に十分注意するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

D) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方法

アスベスト、PCBを使用した家電製品等、適正処理が困難な廃棄物について、産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。

また、一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を町民に広報するとともに相談窓口を設置する。

E) し尿に関する処理方法

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生環境に十分配慮して処理する。

また、避難収容施設及び市街地における仮設便所の設置は、仮設便所設置計画に基づき民間業者と協力し設置するものとする。

③ 発生量の推計方法

町において、原則として策定方針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

④ 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

なお、可能な限り町有地から選定し、二次災害の恐れがなく、効率的な搬入・搬出が可能であること等に配慮し選定する。

⑤ 仮設トイレの確保

断水や下水道施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておく。

⑥ 災害廃棄物に関する啓発・広報

町民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

5 障害物の除去計画【経済建設部】

「第1章 第13節 5 障害物の除去計画」を準用する。

6 動物対策【経済建設部】

「第1章 第13節 6 動物対策」を準用する。

7 環境大臣による廃棄物の処理の代行【総務部、経済建設部】

「第1章 第13節 7 環境大臣による廃棄物の処理の代行」を準用する。

8 環境汚染・健康被害の防止【経済建設部】

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第13節 二次災害の防止

地震発生後の余震等による建築物・宅地やがけ地等の二次災害及び危険物漏洩等の二次災害による人的被害の防止対策を図り、町民等の安全を確保する。

項目	担当
1 被災建築物の応急危険度判定	総務部
2 被災宅地等の危険度判定	総務部

1 被災建築物の応急危険度判定【総務部】

災害等により被災した建築物について、倒壊や、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 実施機関

- ① 被災建築物応急危険度判定は、町長が行う。
- ② 知事は、判定に必要な支援を行う。

(2) 応急危険度判定体制の整備

県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

風水害時には、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会の協力のもと迅速かつ的確な災害対応を図る。

(3) 応急危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成 7 年 10 月制定）に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理にあたる。

風水害時には、判定を実施する市町村に対して、迅速かつ円滑な支援活動を行う。

2 被災宅地等の危険度判定【総務部】

「第 1 章 第 14 節 1 被災宅地等の危険度判定」を準用する。

第14節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の死体を捜索し、又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施するための計画とする。

項目	担当
1 実施責任者	経済建設部
2 行方不明者情報の収集	総務部
3 遺体の捜索・処理等	経済建設部：（各部連携）

1 実施責任者【経済建設部】

「第1章 第15節 1 実施責任者」を準用する。

2 行方不明者情報の収集【総務部】

「第1章 第15節 2 行方不明者情報の収集」を準用する。

3 遺体の捜索・処理等【経済建設部：（各部連携）】

「第1章 第15節 3 遺体の捜索・処理等」を準用する。

第15節 ライフライン施設等の応急対策

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大災害により被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化する恐れが高い。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な行動を行う。

項目	担当
1 上水道施設	経済建設部：（長門川水道企業団）
2 下水道施設	経済建設部
3 電力施設	本部事務局
4 ガス施設	本部事務局
5 通信施設	本部事務局
6 道路・橋梁	経済建設部
7 鉄道施設	総務部
8 公共施設	全部署
9 河川管理施設	経済建設部

1 上水道施設【経済建設部：（長門川水道企業団）】

「第1章 第16節 1 上水道施設」を準用する。

2 下水道施設【経済建設部】

「第1章 第16節 2 下水道施設」を準用する。

3 電力施設【本部事務局】

「第1章 第16節 3 電力施設」を準用する。

4 ガス施設【本部事務局】

「第1章 第16節 4 ガス施設」を準用する。

5 通信施設【本部事務局】

「第1章 第16節 5 通信施設」を準用する。

6 道路・橋梁【経済建設部】

「第1章 第16節 6 道路・橋梁」を準用する。

7 鉄道施設【総務部】

「第1章 第16節 7 鉄道施設」を準用する。

8 公共施設【全部署】

「第1章 第16節 8 公共施設」を準用する。

9 河川管理施設【経済建設部】

「第1章 第16節 9 河川管理施設」を準用する。

第16節 社会教育施設・文化財における安全対策

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

項目	担当
1 学校等における対策	教育部
2 応急教育	教育部
3 文化財の応急対策	教育部

1 学校等における対策【教育部】

(1) 園児、及び児童生徒の安全確保

地震発生時、園長及び学校長は、「学校における地震防災マニュアル」（平成 24 年 5 月発行、令和 4 年 1 月一部変更、千葉県）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに園児、児童及び生徒の安全を確保する。

ガスの漏出、火災等による危険がある場合は、安全な避難所に避難誘導をする。

保護者の引き取りがあるまで、園児、及び児童生徒を一時的に保護する。

教育課は、学校等からの報告に基づき園児、児童及び生徒の安否情報を把握する。

(2) 施設の被害調査

園長及び学校長は、施設の被害状況等について調査する。

教育課は、学校等からの報告に基づき施設の被害状況について把握する。

(3) 安否の確認

各学校等の教職員は、休日、夜間での地震発生時においては、園児、及び児童生徒の安否を確認する。

教育課は、これら安否情報について把握する。

(4) 避難所開設・運営支援

町内の小中学校は、全て避難所に指定されていることから、施設管理者である学校長は、災害対策本部による避難指示等の発令に応じて、教育課とともに施設の安全確認、避難所の開設を行い、本部から派遣された避難所担当職員及び自主防災組織等と連携して避難者の受入を行う。

また、施設管理者及び施設職員は、避難所運営委員会による避難所運営を支援する。

2 応急教育【教育部】

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 事前準備

校長は、学校の立地条件等を考慮した上、常に災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導方法等につき明確に計画を立てておく。

ア 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

イ 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。

ウ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

エ 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を確立する。

オ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学校編成を行う等災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒に周知徹底する。

(4) 災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 教育委員会は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。

エ 応急教育に基づき学校へ収容可能な児童生徒等は、学校において指導する。

オ 疎開した児童生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問する等して、上記エに準じた指導を行うよう努める。

カ 避難場所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に

連絡し他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

キ 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

(5) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

災害救助法関係及びその基準外の教材・学用品の調達及び配給方法については教育委員会、並びに学校においてあらかじめ計画を樹立しておく。

ア 災害救助法による学用品の給与

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の程度、方法及び期間は次のとおりである。

① 救助の種類

学用品の給与

② 対象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は破損し就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

③ 費用限度額

A) 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費

B) 文房具及び通学用品は、次の金額以内

小学生 1人当たり 4,800円以内

中学生 1人当たり 5,100円以内

高校生 1人当たり 5,600円以内

④ 期間

災害発生の日から教科書（教材含む）は、1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内

⑤ 備考

備蓄物資は評価額

入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

(6) 授業料等の減免措置

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

3 文化財の応急対策【教育部】

(1) 文化財の保護

ア 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとと

もに災害拡大防止に努めなければならない。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を町指定の文化財にあっては、教育委員会へ、県指定の文化財にあっては、県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第17節 住宅対策

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

項目	担当
1 住家の被災調査・り災証明書の発行	総務部
2 住宅の応急修理	経済建設部
3 応急仮設住宅の供与	経済建設部

1 住家の被災調査・り災証明書の発行【総務部】

「第1章 第18節 1 住家の被災調査・り災証明書の発行」を準用する。

2 住宅の応急修理【経済建設部】

(1) 住宅の応急修理計画

災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する計画とする。

(2) 応急修理の実施責任者

ア 被災した住宅の応急修理は、町が行う。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は知事又は救助実施市町村の長が行い、救助実施市町村以外の市町村の長は知事を補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害発生市町村の長が行うことができる。

イ 町限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) 災害救助法による救助

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の程度、方法及び期間については次のとおりである。

ア 救助の種別

災害にかかった住宅の応急修理。

イ 対象

住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である

程度に住家が半壊した者。

ウ 費用の限度額

- ① 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
1世帯当り 343,000 円以内
- ② 上記世帯以外の世帯
1世帯当り 706,000 円以内

エ 期間

災害発生の日から 1 か月以内

(4) 建築資材の調達及び建設業者の把握

町内建築資材調達先及び建設業者については資料編で示す。

「資料編 152 頁参照」

(5) 被災建築物の応急危険判定の実施

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、町民等の安全を確保するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

震災時における、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施を図るため、体制の整備を図る。

ア 活動体制

応急危険度判定は、町長が実施する。

応急危険度判定に関する実務は、応急処理・衛生部が行う。

イ 活動内容

① 応急危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成 7 年 10 月制定）に基づき応急危険度判定士を認定し、登録・養成を行い、判定士の登録名簿を整備する。

② 実施体制の準備

判定実施計画を策定する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

③ 応急危険度判定士の派遣要請及び受入

A) 応急危険度判定士の派遣要請

応急処理・衛生部は、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

B) 応急危険度判定士の受入

判定士の受入に際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

なお、個人等ボランティアの受入は、広報・渉外・記録部が行う。

④ 応急危険度判定実施の工法

応急処理・衛生部は、判定を実施するときは、町民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を防災行政無線、チラシ等により周知を図る。

⑤ 判定による結果の表示

危険度の判定は、次の3区分で行う。判定結果については、被災建築物へ表示し、使用者等に注意を促す。

- A) 危険
- B) 要注意
- C) 調査済

3 応急仮設住宅の供与【経済建設部】

「第1章 第18節 3 応急仮設住宅の供与」を準用する。

第18節 ボランティアへの対応

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

そのため、災害時に迅速な受入ができるよう受入・調整体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダーの養成に努める。

項目	担当
1 ボランティアの活動分野	総務部
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体	総務部
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	総務部：（社会福祉協議会）
4 ボランティア受入体制	総務部：（社会福祉協議会）
5 災害ボランティアセンターの設置	総務部：（社会福祉協議会）

1 ボランティアの活動分野【総務部】

「第1章 第19節 1 ボランティアの活動分野」を準用する。

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体【総務部】

「第1章 第19節 2 ボランティアとして協力を求める個人、団体」を準用する。

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ【総務部：（社会福祉協議会）】

「第1章 第19節 3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ」を準用する。

4 ボランティア受入体制【総務部：（社会福祉協議会）】

「第1章 第19節 4 ボランティア受入体制」を準用する。

5 災害ボランティアセンターの設置【総務部：（社会福祉協議会）】

「第1章 第19節 5 災害ボランティアセンターの設置」を準用する。

第19節 要配慮者への支援

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、町民等の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者においては、災害時の避難誘導をはじめ、普段の見守りや災害時の円滑な避難支援を促進し、また避難生活についても考慮して安全確保に努める。

項目	担当
1 避難誘導等	民生部
2 避難所の設置、要配慮者への対応	民生部
3 社会福祉施設入所者等への支援	民生部

1 避難誘導等【民生部】

「第1章 第20節 1 避難誘導等」を準用する。

2 避難所の設置、要配慮者への対応【民生部】

「第1章 第20節 2 避難所の設置、要配慮者への対応」を準用する。

3 社会福祉施設入所者等への支援【民生部】

「第1章 第20節 3 社会福祉施設入所者等への支援」を準用する。

第20節 帰宅困難者への支援

災害時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者等に対し、風水害に準じた支援を行う。

項目	担当
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	総務部
2 企業、学校等関係機関における施設内待機	関係各課
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	関係各課
4 帰宅困難者等への情報提供	総務部
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	民生部、総務部

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ【総務部】

「第1章 第21節 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ」を準用する。

2 企業、学校等関係機関における施設内待機【関係各課】

「第1章 第21節 2 企業、学校等関係機関における施設内待機」を準用する。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護【関係各課】

「第1章 第21節 3 大規模集客施設や駅等における利用者保護」を準用する。

4 帰宅困難者等への情報提供【総務部】

「第1章 第21節 4 帰宅困難者等への情報提供」を準用する。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導【民生部、総務部】

「第1章 第21節 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導」を準用する。

第21節 その他想定地震に対する対策

いつ発生してもおかしくないと考えられている東海地震及び南海トラフ地震に対しての応急対策について定める。

項目	担当
1 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	本部事務局
2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画	本部事務局
3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	本部事務局

1 東海地震に係る周辺地域としての対応計画【本部事務局】

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から、国内において唯一予知の可能性のある地震と位置づけられてきた。

昭和53年に施行された大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じる恐れのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

この強化地域には指定されていないことから、同法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。しかし、首都圏においては大規模地震の発生を前提とした警戒宣言が発せられることにより、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生にあたっては被害を最小限にとどめるために、「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」として策定した。

(1) 計画の基本方針

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定に基づく地震防災対策強化地域には含まれていないが、地震防災対策強化地域に隣接していることから、警戒宣言の発令された場合の社会的混乱にも対応できるような対応計画を策定する。

ア 基本方針

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、次の措置を講ずることにより町民等の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

- ① 警戒宣言・東海地震予知情報等の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- ② 地震発生にあたっては地震による被害を最小限にとどめるために必要な措置

イ 計画の策定範囲

計画の適用範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生までとするが、可能な限り東海地震観測情報発表時からの対応も含める。

なお、強化地域に指定されていないことから、計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対応する。

ウ 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関の業務大綱は、総則編と概ね同様とする。

(2) 東海地震関連情報と防災体制

気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に応じて、東海地震予知情報等を発表する。この情報に基づき次のような防災体制を確立する。

なお、これらの情報は、テレビ、ラジオや町の広報を通じて町民等に伝達される。

東海地震関連情報と町の対応

情報		発表の基準	強化地域での対応	町の体制
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	定例	○ 毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	○ 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	○ 特に対策はしない。	○ 情報収集体制 (第1 配備)
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)		○ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表する。	○ 情報収集、行動自粛等の混乱防止措置 ○ 気象庁において判定会を開催	○ 警戒体制 (第2 配備)
東海地震予知情報 (警戒宣言が含まれる) (カラーレベル赤)		○ 東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表する。 ○ 本情報の解除を伝える場合にも発表する。	○ 警戒宣言の発令(内閣総理大臣) ○ 交通規制、児童生徒等の帰宅措置、列車の運転規制等	○ 非常体制 (第3 配備)

(3) 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震注意情報が発表された場合は、町及び関係機関は、次のような広報や混乱防止措置を実施する。

項目	担当	対応措置
防災体制	町	○ 災害警戒本部を設置し、警戒体制を配備する。
広報	町	○ 防災行政無線、広報車等により注意報の内容、混乱防止について広報する。 ○ 町民等からの問合せに対応する。
	放送機関	○ テレビ・ラジオにより注意報の内容、混乱防止について広報する。
	警察署	○ 町民・運転者のとるべき措置の広報をする。
混乱防止	県	○ 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 ○ 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。 ○ その他必要な事項
	警察	○ 民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 ・ 警戒警備等、必要な措置をとる。 ・ 町民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
	東日本電信 電話株式会社	○ 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ○ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
	株式会社NTT ドコモ千葉支店	○ 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ○ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

(4) 警戒宣言発令に伴う対応措置

警戒宣言が発せられた場合、町及び関係機関は、地震の発生への備えと混乱防止のため、次のような対策を実施する。

項目	担当	対応措置
防災体制	町	○ 災害対策本部を設置し、非常体制を配備する。
広報	町	○ 防災行政無線、広報車等により警戒宣言の内容、町民等のとるべき防災措置、混乱防止の対応措置を広報する。 ○ 町民等からの問合せに対応する。
	放送機関	○ テレビ・ラジオにより警戒宣言の内容、町民等のとるべき防災措置、混乱防止の対応措置を広報する。
	警察署	○ 広報車、航空機、拡声器等で警戒宣言の内容、町民、運転者のとるべき措置、公共交通機関・道路交通・交通規制の状況等を広報する。
公共放送	東日本旅客鉄道株式会社	○ 強化地域内着、通過の乗車券類の発売を停止する。
	バス、タクシー	○ 地域の実情に応じて可能な限り運行を確保する。
道路交通	首都高速道路株式会社 道路管理者 警察署	○ 一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路確保のため、検問所を指定し、交通規制、緊急通行車両の確認、広報を行う。
ライフライン	東京電力パワーグリッド株式会社	○ 送電を継続する。
	一般社団法人千葉県 LP ガス協会、東京ガス株式会社	○ ガスの製造、供給を継続する。
	東日本電信電話株式会社 株式会社 NTT ドコモ	○ ふくそう防止のため一般電話の利用制限をする。 ○ 防災関係機関の通話を確保する。 ○ 公衆電話からの通話を確保する。
学校、幼稚園、保育園等	町、各学校、各園	○ 授業、保育を中止し、下校措置をとる。 ○ 集団下校、又は保護者の引取りを求める。引取りがない場合は、保護する。 ○ 警戒宣言が解除されるまで臨時休業園とする。
病院	病院	○ 外来診療は可能な限り平常どおり行う。 ○ 手術、検査は延期する。
社会教育施設	町	○ 利用を中止し、利用者の帰宅措置をとる。
避難	町	○ 避難所を開放し、自主避難とする。

警戒宣言発令時の信号

警鐘	(5点) 〇〇—〇〇—〇〇—〇〇—〇〇
サイレン	(約45秒) (間隔15秒) (約45秒) 〇〇—

(5) 町民等のとるべき措置

本節では、町民等が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準について定める。

県、町を始め、各防災機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、町民、区・自治会、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場での防災活動を実施する。

ア 町民のとるべき措置

町民は、以下の基準に準拠して対応措置をとる。

① 平常時

A) 家や塀の耐震化を促進する。

- a わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。
- b ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。

B) 家具類の転倒・落下防止措置をとる。

- a タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定等する。
- b 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
- c 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。

C) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。

- a ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。
- b プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。
- c 火気使用場所の不燃化を図り、整理整とんする。
- d 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。

D) 消火器、消火用水の準備をする。

- a 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
- b 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。

E) 非常用飲料水、食料の準備をする。

- a 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分の飲料水約2～3リットル）。
- b 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩等）と日頃の買い置き等を合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。

F) 救急医薬品の準備をする。

傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布等を救急箱等にいれて準備しておく。

なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。

- G) 生活必需品の準備をする。
簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋等）を準備しておく。
 - H) 防災用品の準備をする。
ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。
 - I) 非常持出品の準備をする。
非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサック等にまとめておく。
例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬等
 - J) 防災講習会、訓練へ参加する。
町、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
 - K) 家族で対応措置の話し合いをする。
 - a 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。
 - b 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
 - c 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。
 - L) 自主防災組織に積極的に参加する。
- ② 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで
- A) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。
 - B) 電話の利用を自粛する。
 - C) 自家用車の使用を自粛する。
 - D) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
 - E) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- ③ 警戒宣言が発令されてから地震発生まで
- A) 警戒宣言情報を入手する。
 - a 防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。
 - b 県、町、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。
 - B) 家具類の転倒・落下防止措置を確認する。
 - a 家具、棚等の上の重いものをおろす。
 - b 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。
 - c ベランダの置物を片付ける。
 - C) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。
 - a 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。

- b ガス器具等の安全設備を確認する。
- c プロパンガスボンベの固定措置を確認する。
- d 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。
- D) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。
- E) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。
危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。
- F) 非常用飲料水、食料を確認する。
- G) 救急医薬品を確認する。
- H) 生活必需品を確認する。
- I) 防災用品を確認する。
- J) 電話の使用を自粛する。
県、町、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。
- K) 自家用車の利用を自粛する。
 - a 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。
 - b 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。
- L) 児童生徒や要配慮者の安全を確認する。
 - a 児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。
 - b 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。
- M) エレベーターの使用をさける。
- N) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- O) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

イ 自治会、自主防災組織等のとるべき措置

- ① 自治会、自主防災組織等は、この基準に準拠して対応措置をとる。
- ② 平常時
 - A) 組織の編成と、各課の役割を明確にする。
 - a 防災知識の普及活動を行う。
 - b 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。
 - c 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。
 - d 地域内の消防水利を把握する。
 - e 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - f 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
 - B) 防災訓練を行う。
災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。
 - C) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - a 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。
 - b 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。
 - c プロパンガスボンベの点検を指導する。
 - D) 防災資機材等を整備する。

地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。

E) 情報の収集、伝達体制を確立する。

- a 町、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。
- b 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。

③ 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

- A) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。
- B) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。

④ 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- A) 自主防災組織の活動体制を確立する。
 - a 自主防災組織の編成を確認する。
 - b 自主防災組織本部を設置する。
 - c 自主防災組織の役割分担を確認する。
- B) 町、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。
- C) 地域住民に対して町民のとるべき措置を呼びかける。
- D) 防災資機材等を確認する。
- E) 児童生徒や要配慮者の安全確保を呼びかける。
- F) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

ウ 事業所のとるべき措置

① 消防法（昭和23年法律第186号）により、消防計画、予防規定を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法（昭和23年法律第186号）でいう防火管理者に当たる者）を定め、防災計画を作成する。

② 平常時

- A) 自衛防災体制の確立
 - a 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
 - b 組織の役割分担の明確化
- B) 教育及び広報活動
 - a 従業員の防災知識の高揚
 - b 従業員の安否確認方法
 - c 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修
 - d 従業員の帰宅対策
- C) 防災訓練
災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練
- D) 危険防止対策
 - a 施設、設備の定期点検
 - b 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置

E) 出火防止対策

- a 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
- b 消防水利、機材の整備点検
- c 商品の整備点検
- d 易・可燃性物品の管理点検

F) 消防資機材等の整備

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。

G) 情報の収集、伝達体制の確立

- a 町、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。
- b 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。

③ 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで

- A) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。
- B) 自衛防災体制を準備、確認する。
- C) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。
- D) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。

④ 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- A) 自衛防災組織の活動体制を確認する。
 - a 自衛防災組織の編成を確認する。
 - b 自衛防災本部を設置する。
 - c 自衛防災本部の役割分担を確認する。
- B) 情報の収集、伝達体制をとる。

町、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。
- C) 危険防止措置を確認する。
 - a 施設、設備を確認する。
 - b 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。
- D) 出火防止措置を確認する。
 - a 火気器具等の使用は原則として自粛し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
 - b 火気使用場所及び周辺を確認する。
 - c 消防水利、機材を確認する。
 - d 易・可燃性物品を確認する。
- E) 防災資機材等を確認する。

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。
- F) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、県民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。
- G) 不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
- H) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与え

る可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。

- I) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。
- J) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。

なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。

- K) 電話の使用を自粛する。
県、町、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。
- L) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画【本部事務局】

(1) 計画の位置づけ

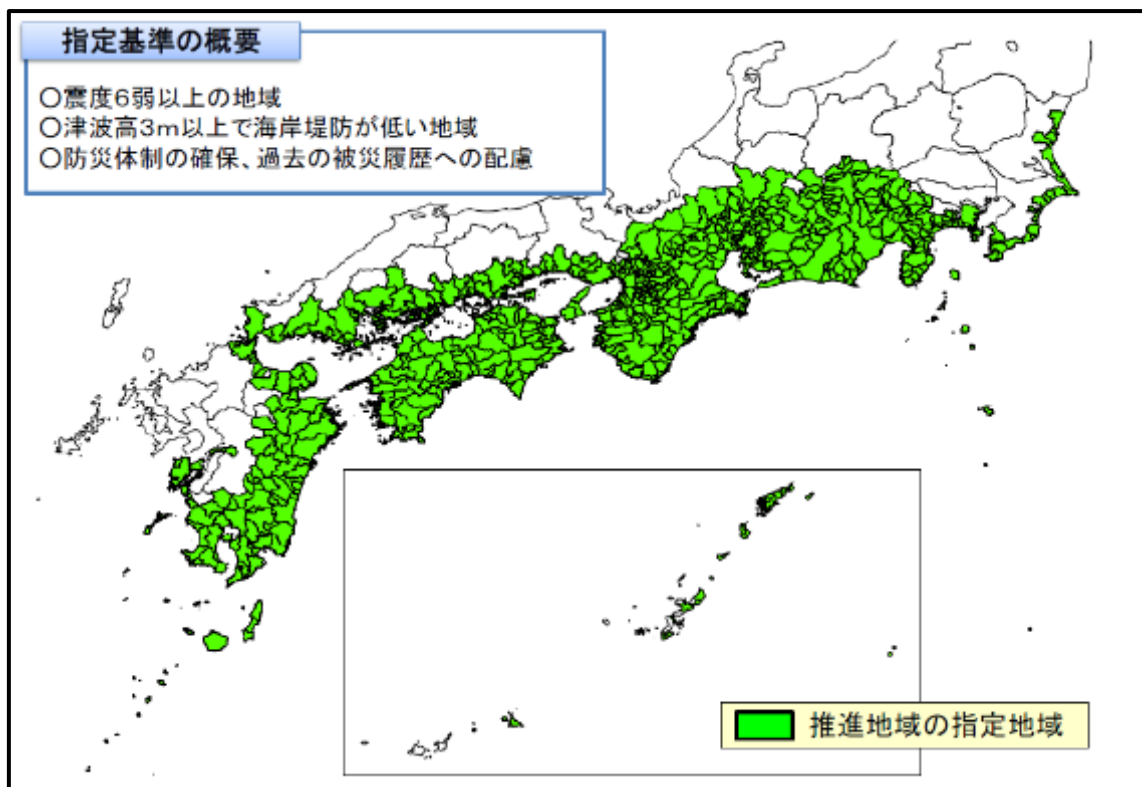
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定等、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。なお推進地域には指定されていないが、大規模な地震が発生する事が予想される。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している市街地でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））や「千葉県地域防災計画」を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

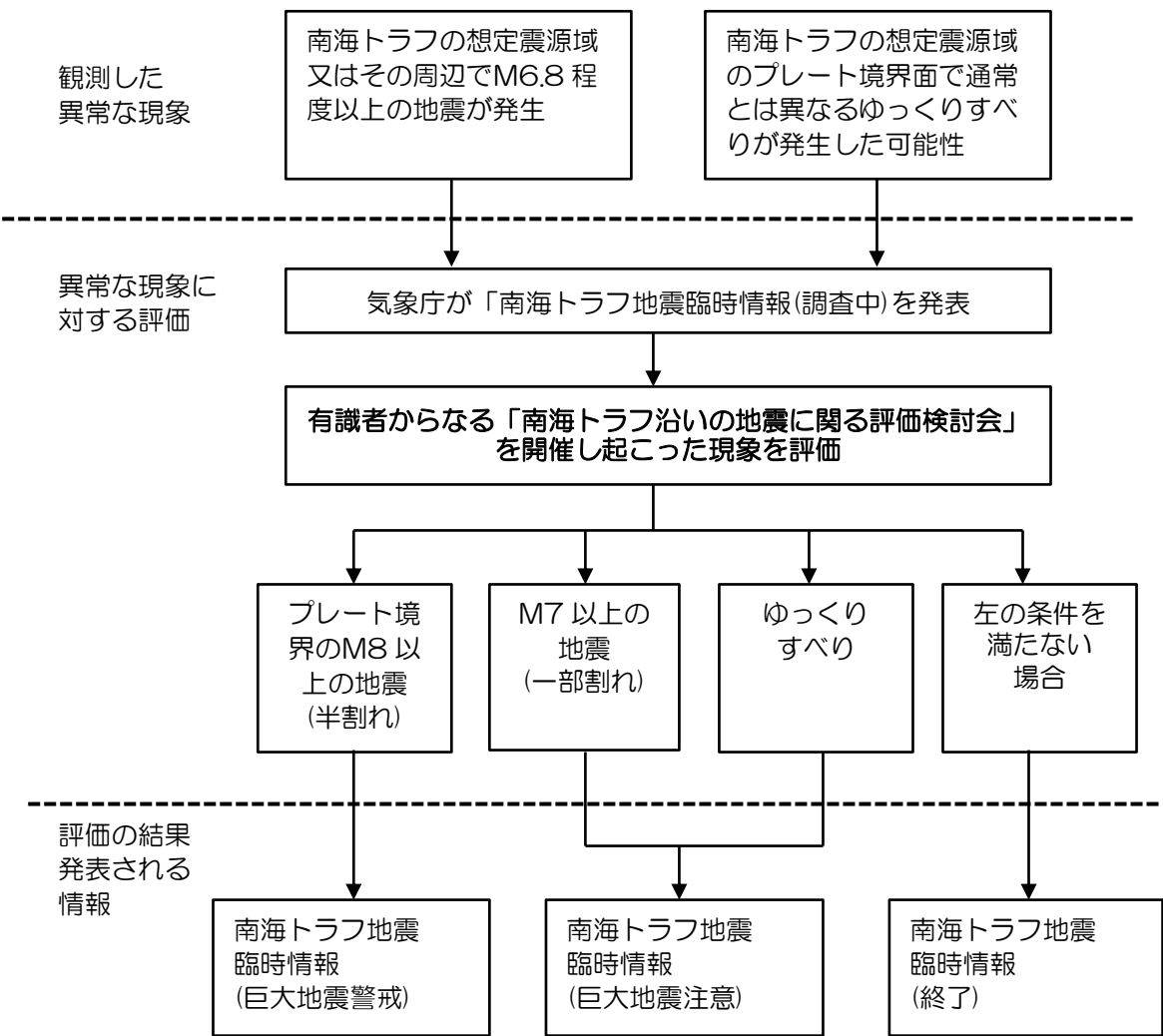
南海トラフ地震防災対策推進地域



資料：内閣府

- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応
- 県から町に防災行政無線等により南海トラフ地震臨時情報が伝達されたときは、直ちに庁内各課、防災関係機関に対して伝達する。
- 南海トラフ臨時情報発表までの流れは、次の図に示すとおりである。

南海トラフ地震臨時発表までの流れ



ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

(3) 地震発生後の対応

ア 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について本編第2章第1節及び第2節に基づき対応する。

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

A) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

a 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を、本編第2章第1節及び第2節に基づき対応する。

b 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、本編第2章第1節に基づき対応する。

B) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知し、その体制及び周知方法については、本編第2章第3節に基づき対応する。

C) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制を本編第2章第1節及び第2節に基づき対応する。

D) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、本編第2章全般に基づき対応する。

E) 避難対策等

町民等の自主的な避難行動及び町が行う避難誘導については、本編第2章第10節に基づき対応する。避難所の運営・安全確保については、本編第2章第10節に基づき対応する。特に要配慮者については、本編第2章第19節に基づき対応する。

F) 関係機関のとるべき措置

a 水道

飲料水の供給については、本編第2章第9節に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

b 交通

交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供し、本編第2章第8節に基づき対応する。

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

A) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

a 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を、本編第2章第1節及び第2節に基づき対応する。

b 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、本編第2章第1節に基づき対応する。

B) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知し、その体制及び周知方法については、本編第2章第3節に基づき対応する。

C) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、「③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとる。

D) 県及び町のとるべき措置

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、共通編第2章第4節に基づき対応する。

b 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認し、共通編第2章第1節に基づき対応する。

イ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

① 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

② 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

③ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

- ④ 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備
- ⑤ 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等
- ⑦ 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等
- ⑧ 医療機関、社会福祉施設、学校等
- ⑨ ため池
- ⑩ 地域防災拠点施設
- ⑪ 防災行政無線施設
- ⑫ 備蓄施設等
- ⑬ 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

ウ 防災訓練計画

関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施する。

防災訓練の実施については、共通編第2章第4節による。

エ 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、共通編第2章第4節による。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項による。

① 町及び防災関係機関の職員に対する教育

- A) 南海トラフ地震臨時情報の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- B) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- C) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- D) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合に職員等が果たすべき役割
- E) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- F) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

② 地域住民等に対する教育及び広報

- A) 南海トラフ地震臨時情報の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- B) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- C) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画【本部事務局】

(1) 総則

ア 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下、「法」という。）第5条第2項の規

定に基づき、本町における、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する事項等を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

イ 用語の定義

(ア) 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でM7以上の地震が発生した後には発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

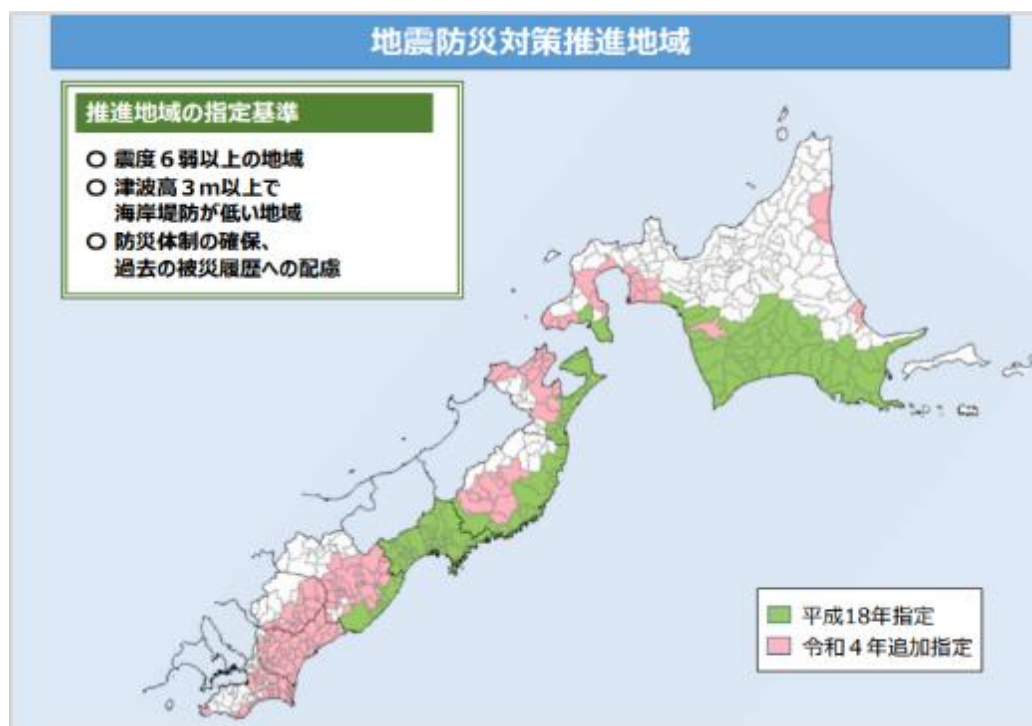
(イ) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

本町は、法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定されている。（令和4年10月3日内閣府告示第99号）

地震防災対策推進地域



(3) 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県のほか防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「共通編 第1章 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところによる。

(4) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、計画的に行うものとし、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

(5) 関係者との連携協力の確保

「災害応急対策編 第1章 第1節 5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡」を準用する。

(6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合に取りべき防災対応に関する事項

ア 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

(ア) 町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）が発信されたとき、防災行政無線、有線・携帯電話、メール配信サービス等多様な手段を活用し、町民等へ速やかに伝達するものとする。

(イ) 町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合等は、直ちに県に準じて必要な情報収集体制・警戒配備体制をとるとともに、災害対策本部等の設置等必要な措置を講じるものとする。

イ 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

町は、防災行政無線、有線・携帯電話、メール配信サービス等多様な手段を活用して、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。

ウ 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずるものとする。

エ 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。.

(7) 防災訓練

「共通編 第2章 第2節 2 防災訓練」に準ずる。

(8) 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

「共通編 第2章 第1節 7 災害広報、第4節 1 防災教育」に準ずる。

第３章大規模事故災害応急対策計画

この計画は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び栄町防災会議条例第 2 条の規定により、栄町防災会議が作成する計画であって、栄町の地域にかかる大規模火災、危険物事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故の事故災害や停電や感染症等に対応するため、防災関係機関、公共的団体及び町民等が総力を結集し、平常時からの災害に対する備えと災害時の適切な対応を定め、社会秩序の維持と公共の福祉の向上を図ることを目的とする。

なお、本計画を推進するにあたっては、社会情勢の変化及び本町のまちづくりの施策等を考慮して、「安全で安心してらせるまちづくり」を基本理念とし、町民等の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、都市防災対策の強化を含めた総合的な防災体制の整備を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

本計画に定められていないものについては、風水害等の規定に準ずる。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するが、それにより対応できない場合は、風水害等編の災害復旧計画に準ずる。

栄町の火災及び交通の主な概要は次のようになっている。

栄町の火災及び交通の主な概要

項目	主な概要	
火災	令和 6 年中の総出火件数は 5 件で火災種類別に見ると、建物火災が 1 件、その他火災が 4 件となっており、損害額は 62 千円であった。	
交通	道路	栄町の道路は、国道 356 号及び国道 356 号バイパスが東西方向に配置され、また主要地方道成田安食バイパスが南方向に配置される等、近隣市町と連絡できる交通網が整備されている。
	鉄道	栄町を通るＪＲ線安食駅により、近隣や都心の通勤等で利用されている。
	空港	栄町に隣接する成田市には、昭和 53 年 5 月に開港した成田国際空港があり、本空港は世界と日本を結ぶ空の表玄関として、現在でも世界有数の旅客数及び取扱貨物量を誇る等、地域経済の発展に大きく貢献している。

第1節 町で懸念される大規模事故災害

本町において発生が懸念される大規模事故災害について、対象を整理するとともに、大規模事故災害への活動体制や情報収集・報告について定める。

項目	担当部署
1 対象とする大規模事故災害	全部署
2 大規模事故災害への体制	全部署
3 情報収集・報告	本部事務局

1 対象とする大規模事故災害【全部署】

本計画で対象とする大規模事故災害は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 1 条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害とする。

本計画で対象とする大規模事故災害

- | | |
|----------|------------|
| ①大規模火災 | ⑤道路事故災害 |
| ②危険物等災害 | ⑥放射性物質事故災害 |
| ③航空機事故災害 | ⑦感染症 |
| ④鉄道事故災害 | ⑧ 大規模停電 |

2 大規模事故災害への体制【全部署】

（1）対策の実施者及び役割

原則として、大規模事故災害への対策は、第 1 に事故の原因者、第 2 に消防機関及び警察が対応にあたるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは町民等へ影響が及ぶ恐れがある場合は、町や他の防災関係機関の機能をもって応急対策にあたる。

なお、他の防災関係機関の業務大綱及び所掌事務について、本計画に記載のない事項は、防災関係機関が策定する防災計画等を準用する。

（2）配備体制

大規模事故災害の発生時は、注意配備を早急に敷き、必要な要員を動員し、情報収集、連絡を行うとともに、次の体制に移行するための準備を行う。

大規模事故の状況により各課における対策が必要な場合は、警戒配備又は事故災害対策本部（第 1 配備相当）を設置し、必要な要員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規定を準用する。

活動体制と配備基準

活動体制	配備区分	配備基準
情報収集体制	注意配備	○ 町域及びその周辺で大規模事故が発生し、情報収集等が必要 なとき ○ その他状況により町長が必要と認めたとき
警戒体制	警戒配備	○ 町域及びその周辺で大規模事故が発生し、現場での事故対応 以外の対策が必要と町長が認めたとき ○ その他状況により町長が必要と認めたとき
非常体制	第1配備	○ 重大な事故災害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき

(3) 現地調整所

災害現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があるとき、町又は県は、現地調整所を速やかに設置し、必要に応じて関係機関からの連絡要員を受け入れ、現地関係機関の連絡調整を図る。

(4) 配備基準

体制	配備	配備基準	配備を要する部等
災害対策本部設置前（災害警戒本部）	第1配備	大規模事故災害が発生し、あるいは大規模事故災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき (1) 大規模火災 (4) 航空機災害 (2) 林野火災 (5) 鉄道災害 (3) 危険物等災害 (6) 道路災害	事務局 総務部 経済建設部 民生部 教育部 消防部とし、各部は班を編成し部長が指名する班
	第2配備	大規模事故災害が発生し、あるいは大規模事故災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき (第一配備体制を強化し、速やかに災害対策本部設置に移行できる体制)	第1配備を強化する
災害対策本部設置後	第3配備	大規模事故災害が発生し、あるいは大規模事故災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき	本部を構成するすべての部・室・局

3 情報収集・報告【本部事務局】

災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた情報から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合は、「火災・災害等即報要領（令和3年5月20日改正）」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

消防庁への直接即報基準

- 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
- 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

火災・災害等即報要領の直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	○ 航空機火災、列車火災
	危険物等に係る事故	○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500平方m程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・ 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	○ 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい ○ 放射性物質輸送車両の火災（その恐れがあるものを含む。） ○ 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） ○ 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） ○ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの
	救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ○ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○ バスの転落等による救急・救助事故 ○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第2節 大規模火災対策計画

大規模火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、火災発生時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

なお、林野火災における応急対策については、本節を準用する。

項目	担当部署
1 応急活動体制	全部署
2 情報収集・伝達体制	本部事務局
3 消防活動	消防部
4 救急救助	消防部
5 交通規制	経済建設部
6 避難	本部事務局、経済建設部、民生部
7 救援救護	消防部
8 広報活動	総務部
9 災害救助法の適用	本部事務局
10 林野火災対策	消防部

1 応急活動体制【全部署】

- (1) 県及び町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 県及び町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制【本部事務局】

- (1) 火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 県は、町から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

3 消防活動【消防部】

発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条に基づく知事の指示による「千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

4 救助救急【消防部】

- (1) 県及び町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を

確保し効率的な救助・救急活動を行う。

- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

5 交通規制計画【経済建設部】

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

6 避難【本部事務局、経済建設部、民生部】

- (1) 災害時には、町及び警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
(2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
(3) 必要に応じて避難場所を開設する。

7 救援救護【消防部】

食料・飲料水・生活必需品等供給計画については、第1章第10節、医療救護計画については第1章第12節に定めるところによる。

8 広報活動【総務部】

企画財政課は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、さかえ情報メール、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

9 災害救助法の適用【本部事務局】

災害救助法（昭和22年法律第118号）適用については、第1章第7節に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

10 林野火災対策【消防部】

- (1) 消防計画の樹立

ア 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

県の指導により森林の所在する地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

イ 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町と協議しておく。

ウ 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

エ 消防計画図の作成

町で計画している消防計画のなかにも、林野火災消防計画を取り入れる。

(2) 総合的消防体制の確立

ア 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立する。

イ 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

ウ 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

エ 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

オ 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各種機関と合同した総合訓練を実施する。

カ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

キ 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

ク 護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

(3) 避難計画

町及び県警察は人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物等による災害の発生を防止するとともに、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物災害発生時の応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、第6節「道路災害対策計画」の定めるところによる。

項目	担当部署
1 危険物（消防法）の応急対策計画	消防部
2 高圧ガスの応急対策計画	消防部
3 火薬類の応急対策計画	消防部
4 毒物劇物の応急対策計画	消防部

1 危険物（消防法）の応急対策計画【消防部】

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

- ⑧ 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。
- ⑨ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 県、町その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び本計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、町、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を

実施する。警察、その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通

道路管理者、警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

町、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

2 ガスの応急対策計画【消防部】

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒素、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒素ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 県、町その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒素、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

- ① 町及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。
- ② 警察及び消防機関は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

- ① 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
- ② 必要に応じ避難指示等を行う。

オ 原因の究明

町、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 火薬類の応急対策計画【消防部】

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 県、町その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

- ① 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
- ② 必要に応じ避難指示等を行う。
警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

町、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 毒物劇物の応急対策計画【消防部】

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により町民等に保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある場合には、保健所、警察署、又は消防機関へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により町民等に保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある場合には、自ら定めた危害防止規定に基づき、危害防止のため漏出防止、除外等の応急措置を講ずる。

(2) 県、町その他関係機関

ア 緊急通報

県（保健所）、警察署及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

県（保健所）、警察署及び消防機関は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

県（保健所）は、毒物劇物が水道水源を汚染する恐れがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

県及び関係機関と協議の上、必要であれば、避難指示等を行う。

第4節 航空機事故災害対策計画

航空機の炎上等により、成田国際空港株式会社及びその周辺区域（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平常時から体制を整備するための予防計画を定める。

項目	担当部署
1 応急活動体制	全部署
2 情報収集・伝達体制	本部事務局
3 消防活動	消防部
4 救急救助	消防部
5 遺体の収容	経済建設部、民生部
6 交通規制	経済建設部
7 広報活動	総務部
8 衛生環境対策	経済建設部、民生部
9 避難	本部事務局、民生部
10 その他支援	本部事務局

成田国際空港消防相互応援協定団体

- 成田市（神崎町含む）
- 香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）
- 佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）
- 山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町）
- 匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）
- 栄町
- 富里市
- 四街道市
- 印西地区消防組合（印西市、白井市）
- 成田国際空港株式会社

※成田国際空港消防相互応援協定を締結している市町村は、上記とおりである

1 応急活動体制【全部署】

事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

被害の規模や応急措置の実施において応援等の必要がある場合は、他の市町村の応援や自衛隊の派遣要請を求める。

2 情報収集・伝達体制【本部事務局】

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

[illegible]

(1) 実施機関

(2) 協力機関

(3) 實施事項

ウ 災害の規模等が大で栄町及び栄町消防団では対処できないと思われる場合は成田国際空港株式会社及び空港周辺市町消防機関に応援を求める。（消防相互応援協定）

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、救急指定病院又は災害拠点病院等に搬送する。

5 遺体の収容【経済建設部、民生部】

(1) 実施機関

栄町、栄町消防団、成田国際空港株式会社、航空会社、千葉県警察、千葉県

(2) 協力機関

千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部、印旛市郡医師会、国公立病院、空港周辺市町消防関係機関、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会、成田赤十字病院

(3) 実施事項

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出救護収容等を行う場合は、次により実施する。

(4) 救出班の派遣

乗客、地域住民等の救出は実施機関の協議に基づき救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し迅速に救出活動を実施する。

(5) 救護班の派遣

死傷者の救護は協力機関が編成する救護班の派遣を受けて応急処置を施した後にあらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する救護班は、第1章第12節の定めるところによる。

(6) 救護所の開設

重軽傷者の救護は栄町、成田国際空港株式会社及び航空会社の協議に基づき応急仮設救護所を開設し迅速な処理を図る。

(7) 死体一時保存所の設置

死体の収容は、栄町、成田国際空港株式会社及び航空会社の協議に基づき死体一時保存所を設置し、収容する。死体の収容に係る実施事項は、第1章第15節の定めるところによる。

6 交通規制【経済建設部】

(1) 実施機関

道路管理者、千葉県公安委員会、千葉県警察

(2) 実施事項

ア 交通規制

栄町で災害が発生した場合、道路管理者又は警察機関は相互に協議のうえ道路の一時的な通行禁止又は制限を行う。

イ 広報措置

上記により道路の通行の禁止又は制限を実施したときは関係機関は、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報し理解をもとめるとする。

7 広報活動【総務部】

航空機災害が発生した場合、栄町及び千葉県警察並びに航空局、成田空港事務所（以下「空港事務所」という。）成田国際空港株式会社と、航空機災害にかかる航空輸送事業者（以下「航空会社」という。）等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して次の内容の広報を行う。

（１）実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港株式会社、当該航空輸送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

（２）実施内容

災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

- ① 町及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- ② 避難指示及び避難先の指示
- ③ 地域住民等への協力依頼
- ④ そのほか必要な事項

8 衛生環境対策【経済建設部、民生部】

衛生環境対策については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、また、事故現場の清掃については、成田空港区域内の場合は成田国際空港株式会社が、その他の場合は第1章第13節の定めるところにより、応急対策を講ずる。

9 避難【本部事務局、民生部】

くらし安全課は、航空機災害により影響を受ける町民等に対しては、避難指示等を伝達するとともに、安全な地域に開設する避難所を指定する。避難所担当職員は、避難所を開設し避難者の受け入れを行う。

消防団、自治会、自主防災組織等は、避難誘導にあたって避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

警察は、避難指示等及び避難誘導について協力する。

10 その他支援【本部事務局】

県、関係機関の要請により、公共施設の提供等の必要対策を支援する。

第5節 鉄道事故災害対策計画

列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故といった鉄道災害に対する対策について定める。

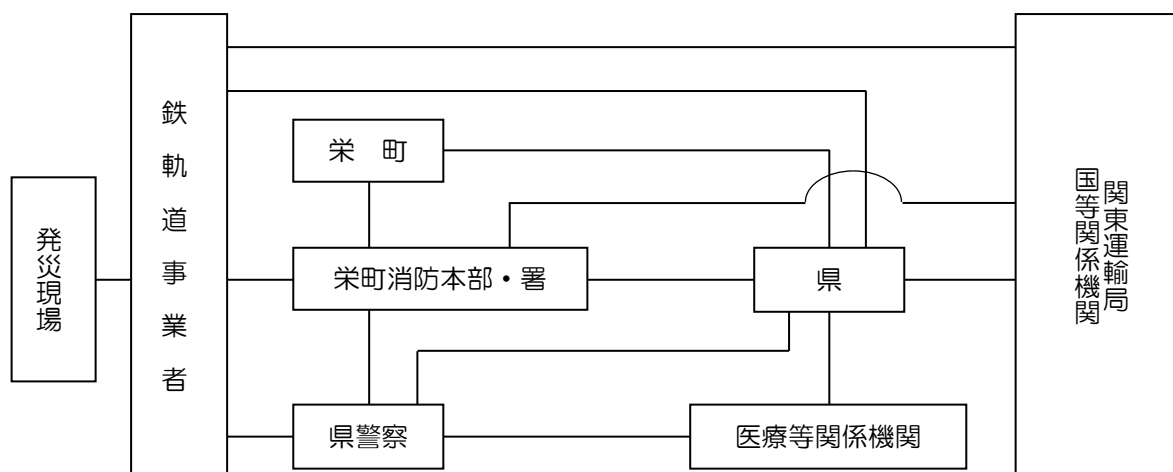
項目	担当部署
1 応急活動体制	全部署
2 情報収集・伝達体制	本部事務局
3 消防活動	消防部
4 救急救助	消防部
5 交通規制	経済建設部
6 避難	本部事務局、民生部
7 広報活動	総務部
8 東日本旅客鉄道株式会社の応急・復旧対策	総務部
9 相互協力・派遣要請計画	総務部

1 応急活動体制【全部署】

県及び町は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達体制【本部事務局】

鉄道事故発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
交通環境部情報・防災課	—	—	045-211-7269	045-211-7270

※鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全対策課 (NTT 電話:045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線 電 話	防災無線 FAX	NTT 電 話	NTT FAX
東日本旅客鉄道 株式会社千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-225-9857	043-225-4886

3 消防活動【消防部】

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速な消火活動を行う。

4 救急救助【消防部】

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- (2) 国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

5 交通規制【経済建設部】

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

6 避難【本部事務局、民生部】

- (1) 災害時には、町及び警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 必要に応じて避難場所を開設する。

7 広報活動【総務部】

事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、さかえ情報メール、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

8 東日本旅客鉄道株式会社の応急・復旧対策【総務部】

災害
応急
対策
編

事業者	概	要
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	[応急・復旧対策] 輸送に大きな影響を及ぼす事故等が発生した場合又は、災害発生のおそれ予測される場合は、「運転事故応急復旧処理手続き」に基づき、対策本部・現地対策本部を設置し、迅速・確実な復旧を行う。 (1) 事故等が発生した場合は、併発事故の防止に努めるとともに、救助・救命を最優先に行う。 (2) 復旧に当たっては旅客の安全を第一に対処する。 (3) 事故等が発生した場合は、警察・消防等の関係機関と一致協力し対処する。 [情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】 事故現場 運輸部指令 千葉支社（総務部安全） 市町村消防機関（総務部） 県警察 関東運輸局 大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。	

9 相互協力・派遣要請計画【総務部】

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。
- (2) 県及び町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (3) 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

第6節 道路事故災害対策計画

多数の死傷者を伴う道路事故災害の発生を防止するとともに、災害時の被害の拡大を防止するため、事故発生時の応急対策について定める。

項目	担当部署
1 応急活動体制	全部署
2 情報収集・伝達体制	本部事務局
3 消防活動	消防部
4 救急救助	消防部
5 交通規制	経済建設部
6 避難	本部事務局、民生部
7 広報活動	総務部
8 流出危険物等の拡散防止及び除去	消防部

1 応急活動体制【全部署】

(1) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執る。また、県及び町は必要に応じ災害対策本部等の体制を執る。

(2) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

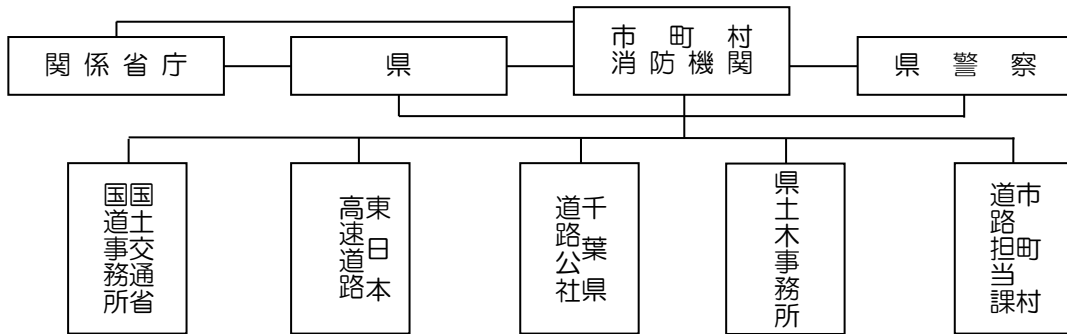
実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 及び県警察	道路構造物の被災による人的な災害を未然に阻止するため、道路災害の発生の恐れがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	町	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び町では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。また、県に対し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早急の道路確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。

	県	市町村の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られない恐れがあると認めたときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
--	---	--

2 情報収集・伝達体制【本部事務局】

（1）道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

（2）情報連絡系統



（3）輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の講ずべき措置を伝達する。

3 消防活動【消防部】

消防本部は、事故の状況を速やかに把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。また、必要に応じて他の市町村に消火活動の応援要請を相互応援協定に基づき行う。

4 救急救助【消防部】

消防本部は、救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5 交通規制【経済建設部】

道路管理者及び警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

6 避難【本部事務局、民生部】

町及び警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示等及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

7 広報活動【総務部】

町及び関係機関は、地区住民の社会不安の防止を図るため、流出危険物等に係る安心情報又は、被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

※ 危険物等：消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）で規定する「火薬類」をいう。

8 流出危険物等の拡散防止及び除去【消防部】

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

第７節 放射性物質事故対策計画

町内及び県内には「原子力災害対策特別措置法」（平成 11 年法律第 156 号）に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、県内には核燃料物質使用事業所や核原料物質使用事業所が存在している。

また、県内は、「原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていないが、隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在する。

これらの核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取り扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、町は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故に伴い発生が懸念される広域放射能汚染の影響の甚大性を考慮して、その迅速かつ円滑な対応を図るため、その対策を定める。

項目	担当部署
1 基本方針	本部事務局
2 応急活動体制	全部署
3 情報収集・伝達体制	本部事務局
4 緊急時のモニタリング活動の実施	経済建設部
5 避難等の防護対策	本部事務局
6 広報活動	総務部
7 飲料水及び飲食物の摂取制限等	経済建設部：（長門川水道企業団）
8 消防活動	消防部
9 広域避難者の受け入れ	本部事務局、民生部
10 放射性物質復旧対策	経済建設部

1 基本方針【本部事務局】

放射性物質事故発生時における町が初動的に行うべき役割としては、次のとおりである。

- (1) 情報の収集・連絡及び緊急連絡体制等の確保
- (2) 町長が避難指示等を行った区域及びその周辺における治安の確保
- (3) 健康対策

2 応急活動体制【全部署】

事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

3 情報収集・伝達体制【本部事務局】

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、町、警察及び消防等の関係機関に通報する。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲及び程度等
- カ その他必要と認める事項

(2) 被害状況の報告

放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合は、国、県、警察及び消防等の関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

4 緊急時のモニタリング活動の実施【経済建設部】

県が、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行う等放射性物質による環境への影響について把握した後、町はそれに必要な協力を行う。

モニタリング項目は次のとおりである。

- (1) 大気汚染調査
- (2) 水質調査
- (3) 土壌調査
- (4) 農林水産物への影響調査
- (5) 食物の流通状況調査
- (6) 市場流通食品検査
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査
- (8) 廃棄物調査

(注) この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

５ 避難等の防護対策【本部事務局】

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果等必要な情報を関係市町村に提供する。また、環境放射線モニタリング結果等から、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「ＯＩＬ（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

町は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、町民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

原子力災害対策指針「OILと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、町民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ※4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、町民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過

した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により、直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における O I L 6 値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

6 広報活動【総務部】

地区住民の社会不安の防止を図るため、流出危険物等に係る情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報について、防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によりさかえ情報メール、ホームページを活用する。

また、地域住民が必要とする環境放射線モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努める。

7 飲料水及び飲食物の摂取制限等【経済建設部：（長門川水道企業団）】

町民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染の恐れのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

参考 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲 料 水	10 ベクレル/キログラム
牛 乳	50 ベクレル/キログラム
乳 児 用 食 品	50 ベクレル/キログラム
一 般 食 品	100 ベクレル/キログラム

8 消防活動【消防部】

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決

定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

9 広域避難者の受け入れ【本部事務局、民生部】

災害範囲が広域で町域外から避難してきた避難者支援については、避難元自治体及び県と連携・協力する。

(1) 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

受入先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び町は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(3) 被災者への情報提供等

被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

10 放射性物質復旧対策【経済建設部】

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

事業者は、国、県、町及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染及び除去を行う。

(2) 町民の健康管理

町民等の健康被害について、印旛健康福祉センター等と協力して調査を行う。

第8節 停電対策計画

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震に伴い、約295万戸が停電する日本初のブラックアウト（大手電力会社が管轄する全エリアで停電が起こる現象）が発生した。復旧までに45時間を要し、その間、ライフラインの断絶や交通機関、医療機関のマヒ等市民生活や産業活動に甚大な影響を及ぼした。

また、令和元年9月の台風15号では、県内の広範囲で停電が発生し、一部の地域は停電が長期化する等、日常生活や産業活動等に大きな影響が生じた。

そこで本節では、町内での長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関等が直ちにとるべき対策について定める。

項目	担当部署
1 応急活動体制	全部署
2 応急対策	関係部署

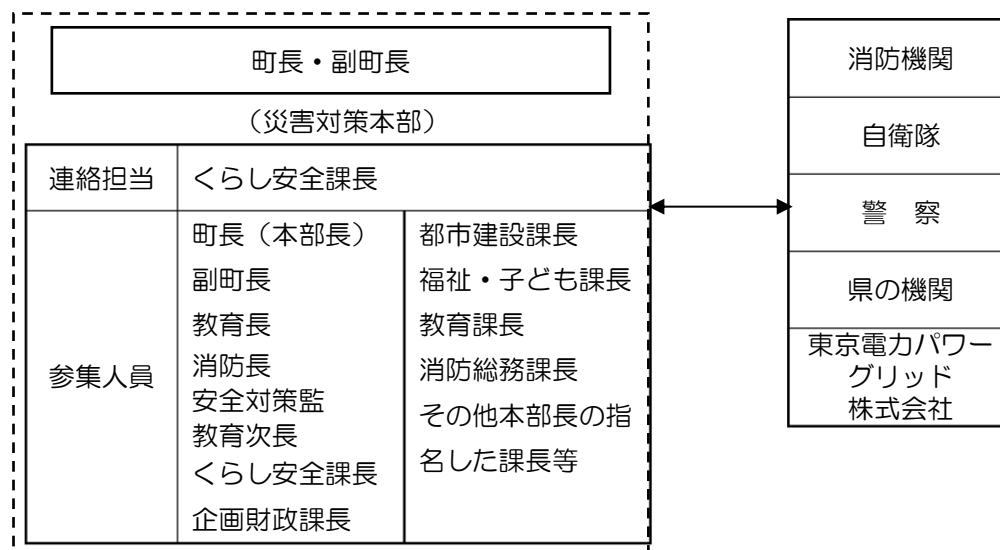
1 応急活動体制【全部署】

(1) 災害対策本部の設置

ア 大規模停電の状況や復旧の見通し等の通報が、東京電力パワーグリッド株式会社からあった場合には、直ちに町長、副町長及びくらし安全課長へ報告するとともに、他の関係課室等へ連絡し、必要に応じ県の関係部局等へ連絡する。

イ くらし安全課長は、停電復旧に長時間を要する等住民生活に大きな影響が発生する恐れがあると判断した場合、町としての確かつ迅速に対処するために、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、災害対策本部規程による災害対策本部設置前会議体制に準じるものとし、関係機関からの情報収集、連絡対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

災害対策本部の組織図



※停電時は、災害対策本部前会議で被害規模を検討し、本部設置等を検討する。

ウ 災害対策本部は、県、東京電力パワーグリッド株式会社等を通じて、大規模停電災害に係る情報収集に努め、県、防災関係機関と迅速に情報共有を行うとともに、災害対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

(2) 災害対策本部の設置

災害対策本部による情報収集、事態把握の結果、大規模停電災害が発生し、町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

大規模停電災害発生による災害対策本部の応急活動体制は、第1章 風水害対策編 第1節 災害応急活動体制に準じる。

(3) 情報の収集・伝達

ア 町

- ⑧ 町職員による現地被害調査、町民からの情報を収集し、東京電力パワーグリッド株式会社に情報を提供する。同時に東京電力パワーグリッド株式会社からも、収集している情報を入手する。
- ⑨ 町域における停電状況や被害状況を取りまとめ、本計画の定めるところにより、速やかに県に報告する。

イ 東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、町に停電状況等を定期的に連絡するとともに、ホームページ等への情報の掲載を行う。

また、停電復旧の進捗状況について、町へ状況を提供する。

2 応急対策【関係部署】

長期にわたり停電が予想される場合には、早急に次のような対策を実施する。

(1) 避難対策

大規模停電災害により町民等の生命及び身体の安全・確保を図るため、必要がある場合は、「第1章 風水害対策編 第11節 避難」又は「第2章 震災対策編 第10節 避難」の定めるところにより、避難所の開設や避難誘導等を実施する。

(2) 消防・救急・救助活動

消防・救急・救助活動については、「第1章 風水害対策編 第8節 消防・救助・救急・危険物等対策」又は「第2章 震災対策編 第7節 消防・救助・救急・危険物等対策」の定めによるものとし、特に関係機関の連携による警戒パトロールや火災発生に対する迅速な消火活動、停電地区での通電火災の注意喚起、医療機関との連携による円滑な救急搬送等に努める。

(3) 緊急的な電力供給

電源を喪失した公共施設、医療・福祉施設、避難施設等のうち電源車の配備先を検討し、県、民間企業等に配備を要請する。

(4) 給水支援

飲料水の供給については、「第1章 風水害対策編 第10節 生活救護」又は「第2章 震災対策編 第9節 生活救護」における対応に準じる。

(5) 交通及び輸送対策

大規模停電災害に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、「第1章 風水害対策編 第9節 災害警備、防犯、交通対策等」又は「第2章 震災対策編 第8節 災害警備、防犯、交通対策等」に基づいて実施する。

(6) 自衛隊派遣要請

停電による災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第1章 風水害対策編 第6節 自衛隊の災害派遣」又は「第2章 震災対策編 第5節 自衛隊の災害派遣」の定めにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

(7) 広域応援

停電による災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第1章 風水害対策編 第5節 広域連携体制」又は「第2章 震災対策編 第4節 広域連携体制」の定めにより、県、他の市町村、他の消防本部等へ応援を要請する。

第9節 感染症対策計画

昨今の新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症の脅威は、町民の生命や生活のみならず、町内の経済活動や町の様々な事業にも多大な影響を与え、人々の生活様式を一変させる恐れがある。

感染症対策は、厚生労働省の所管として、一般に防災対策に区分されていないが、大規模感染症の場合は、広範囲にわたる重大な健康被害のみならず、深刻な社会的機能の混乱を引き起こす恐れがあり、その市町村レベルにおける対策は、他の防災対策に準ずる内容となる。

このため、本計画において大規模感染症対策について明記し、町等が講ずるべき対策について定める。

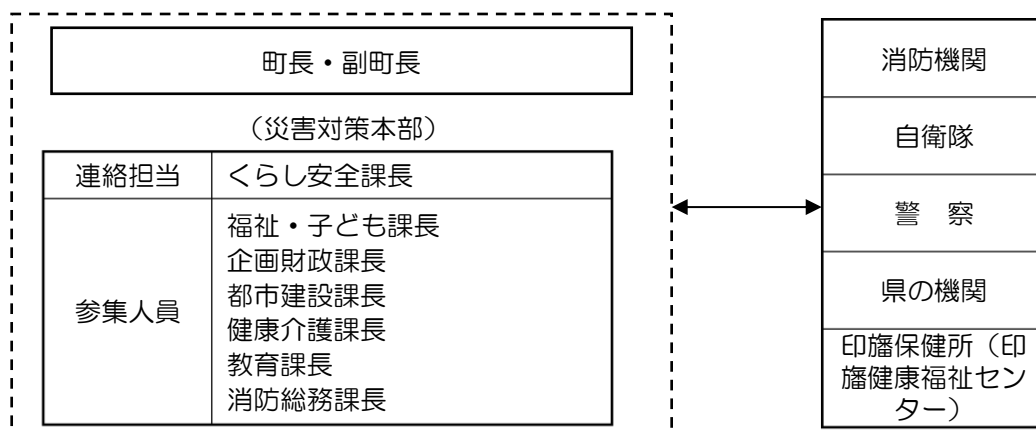
項目	担当部署
1 応急活動体制	全部署
2 感染拡大防止対策の実施	本部事務局、民生部
3 個人・地域レベルでの感染対策の強化	全部署
4 災害時における避難所対応	民生部

1 応急活動体制 【全部署】

(1) 災害対策本部の設置

くらし安全課長は、大規模な感染症が発生・拡大し、住民生活に大きな影響が発生する恐れがあると判断した場合、町としての確かつ迅速に対処するために「災害対策本部」を設置する。災害対策本部は、災害対策本部規程による第1 配備体制に準じるものとし、関係機関からの情報収集、連絡対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

災害対策本部の組織図



※対策時は、災害対策本部前会議で被害規模を検討し、本部設置等を検討する。

災害対策本部は、県、保健所等を通じて、当該大規模感染症に係る情報収集に努め、県、防災関係機関と迅速に情報共有を行うとともに、災害対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

(2) 災害対策本部の設置

災害対策本部による情報収集、事態把握の結果、感染が拡大し、国より大規模感染症等緊急事態宣言が発出される等、対応を要すると町長が認めたとき、災害対策本部を設置する。

大規模感染症発生による災害対策本部の応急活動体制は、「第1章 第1節 1 (1)」を準用する。

2 感染拡大防止対策の実施【本部事務局、民生部】

(1) 情報提供・共有

ア 大規模感染症に係る情報が町民等に十分に届くよう、ホームページやSNS等の利用可能なあらゆる媒体を活用し、正確でわかりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供を行う。

イ 知事の要請による不要不急の外出の自粛や施設の使用制限等について、町民等への周知や行動変容に関する啓発を行う。

ウ 感染症には誰もが感染する可能性があることを伝えるとともに、風評被害等が生じないよう冷静な対応を町民等に呼びかける。

エ 印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、地域における感染症対策の中核機関として、町、医療機関等及び町民等に感染症に関する情報の提供を行うとともに、各種相談等の窓口を開設し相談・問合せ等に対応する。

(2) 要配慮者への対応

関係者、関係機関等の協力を得ながら、在宅の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者への必要な支援（見回り、介護、訪問診療、医療機関への搬送等）等の対応を行う。

(3) 町民への予防接種

国の基本的対処方針により示されるワクチン接種の順位等に基づき、医師会、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等の協力のもと町民への予防接種の円滑な実施に努める。

(4) 近隣市町との相互協力

複数の市町村にわたる広域的な地域に感染症のまん延の恐れがあるときには、人及び物質の移動に関し近隣市町と相互に協力しながら対策を講じる。

(5) 集団発生時の対応

感染症患者在集団で発生したときは、千葉県健康危機管理基本指針に基づき対応を図る。

3 個人・地域レベルでの感染対策の強化【全部署】

町民や事業者、町立学校等に対して次の措置を講ずる。

- (1) 町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤や在宅勤務（テレワーク）の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- (2) 密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて避ける行動を求める。
- (3) 町立の学校施設等に対し、感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者等の感染者情報について速やかに情報共有する。なお、町立学校で児童・生徒等が感染した場合等においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）も含め適切な措置を行うとともに、保育施設等においては厚生労働省の通知に基づき、各施設に対して臨時休園等の取扱いを徹底する。

4 災害時における避難所対応【民生部】

避難所に対して次の措置を講ずる。本方針に定めるもの以外については、国・県等から示される感染症対策に関する方針等に基づき、随時、避難所の安全確保に必要な措置を講じる。

(1) 避難所の開設

ア 分散避難の周知徹底

自宅が安全が確保できる場合の在宅避難や、安全な場所に住む親戚や知人宅への避難、ホテル等の宿泊施設確保等、感染リスクの低い場所への分散避難を啓発、周知する。

イ 避難所の過密状態の防止（密閉・密集・密接の回避）

- ① 避難所における感染拡大防止のスペースを確保するため、学校の空き教室の活用等、避難所として使用できるエリアを可能な範囲で活用する。
- ② 自家用車やテント等を用いた避難者に対応できるよう、避難所敷地内におけるスペースの確保を図る。
- ③ ペットを連れた避難者については、通常~~の~~避難スペースとは別~~の~~エリアを確保する等、ペット帯同避難者と通常避難者の相互に配慮する。

ウ 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

- ① 各避難所について、避難用備蓄品、マスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋等の備蓄品を配備し、衛生環境の保持を図る。
- ② 受付及びトイレ前に消毒液を設置する。
- ③ 手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内に情報掲示板を設け、

感染症対策チラシ等を掲示する。

- ④ 避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保するとともに、パーティションやテント等で区分する。
- ⑤ 避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。
- ⑥ 避難者間の感染を防止するため、マスクや避難者同士の間隔保持（2m程度の確保）を、大声での会話を控える等の対策を周知する。
- ⑦ 避難所受入時に健康チェックを実施し、滞在中は、避難者自身が「健康管理チェックリスト」を用い、継続した健康管理を行う。
- ⑧ 車中泊による避難者のエコノミークラス症候群を防止するため、定期的な給水や運動等の注意喚起を行う。

エ 拡大防止を考慮した新たな避難所の確保

- ① 災害規模を考慮しつつ、必要に応じ新たな避難所の開設を検討する。
- ② 自治組織等が管理する集会所について、地域の臨時避難場所としての活用を依頼する。また、活用する際には感染症予防や感染拡大防止に努めるよう周知するとともに、対応できる避難物資の確保を図る。
- ③ 各地区の自主防災組織と連携した避難先の確保（避難エリア）、避難所運営に努める。

（2）避難所における感染症対策

ア 避難者自身の感染予防と感染拡大防止措置への理解と協力

- ① 避難時、食料・飲料水や、マスク・タオル・体温計・手洗い用石鹸、歯ブラシ等の衛生用品については、可能な限り各自で用意して持参するよう周知する。
- ② 眼鏡や常備薬等、個人単位で準備が必要なものは必ず用意して避難するよう周知する。
- ③ 避難所では、給水状況を意識しつつ、手指の消毒、使用品の除菌を行う。
- ④ 体調に異変が生じた時は、速やかに避難所担当職員に申し出るよう周知する。
- ⑤ 高齢者や障害のある方、妊産婦等で通常避難者とは別に避難スペースが必要な方のために、避難所開設時に専用スペースを確保する。

イ 感染が疑われる避難者への適切な対応

- ① 感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者をエリアで区分し隔離したうえで、災害対策本部、及び帰国者・接触者相談センター（印旛健康福祉センター）に連絡して、検査、入院等の調整を図る。
- ② 専門機関との調整している時間等、やむを得ず一時的に避難所内に待機させる場合は、専用スペースで待機を依頼する。また、スペースを確保できない場合、可能な範囲でパーティション等を用いた区画の閉鎖を行う。